

總

說

江藤は、明治政府に於ける、最初の司法卿であるが、その最期は、如何にも、悲惨であつた。自分が、在職中に、作つて置いた、法律に依つて、所罰され、而も、梟首に、處せられたのだから、その遺族に對しても、洵に氣の毒であつた。

政府に反抗して、兵を擧げたのであるから、謀叛の罪としては、重く取扱はれたのも、或は、當然であつたらう。併し、それ迄の、功績に對して、多少は、宥恕の餘地が、あつたやうにも、思はれる。

何分にも、薩長專横の時代であるから、江藤ほどに、ひどく睨まれる、と、どうしても、刑罰を、過重されるのは、止むを得まい。殊に、大久保と、良くなかつたのが、江藤に取つて、頗る不利であつた。

▲大久保に就ては、別冊『大久保利通』を、參照して欲しい。

大久保は、政治家として、確かに、偉い所があつた。けれども、西郷ほどに、濫い情愛は、持つて居なかつた。又、木戸の如く、上手に立廻る事も、出来なかつたらしい。

大久保の日記に據ると、江藤が、死刑になる時、少しも、同情のない、冷酷な、筆を以て、江藤を、貶して居る位であるから、或場合には、極めて、冷酷な人で、あつたかも、知れぬ。

文久の當時、伏見寺田屋の一條から、田中河内父子が、薩藩へ、送られる途中で、無慘にも、手足を緊縛し、唐殺した上、その死骸は、播磨灘へ、投込んでしまった。

附添の藩士が、手を下したのではあるが、實は、大久保が、それを、命じたのである、と、いはれて居る。現に、豊後竹田の、小河一敏が、明治天皇の、御前に於て、之を素破抜いて、問題に、なつた事がある。

此事は、大久保が命じた、といふ、文献の徴すべきものは無いが、小河ほどの人物が、據所なくして、陛下の御前に、こんな事を、いふ筈はない。又、同列の人々が、小河のいふ所を、否定しても居ないから、事實であつたに、違ひない。

いづれにしても、斯ういふ事を、いはれるだけ、大久保には、冷酷な所が、あつたものと、見て、間違ひはなからう。それから、考へて行く、と、江藤に對する、取扱ひの上に、重刑を以て臨んだ、と、いふ事が、首肯される。

江藤が、刑死した後、梟木に、その首が、載せられた儘、寫眞に撮られた。それが、誰の命令で、さういふ事をしたのか、判らず、又、その時代には、江藤に限らず、すべての、刑死者に對して、さうしたのかも、知れないが、兎に角、此寫眞は、各役行に配布されて、市井の間にも、店頭に掲げて、賣つて居る者があり、相當に、弘く傳へられた。

内務省の一室にも、その寫眞が、掲げられてあつた。河瀬秀治が、内務省に、勤めて居た時で、此寫眞を見て、ひどく、憤慨した。

『江藤に對して、刑罰は、既に、終つて居る。斯の如きものを、衆人へ、示す爲めに、掲示する事は、刑罰を重加するに、ひとしい。速に、撤回すべきである』

と、いつたが、誰も、手を附ける者はなく、そこで、河瀬は、自分が、取り除いた、と、いふ事がある。ひそかに、江藤へ、同情を、寄せて居る者は、河瀬の所爲を、大に賞讃した。

▲河瀬は、丹後田邊の城主、牧野氏の藩臣、牛窪成功の三男であるが、長じて、隣藩、宮津藩、河瀬治休の養嗣子となり、維新の際には、種々の經歷を、有つて居る。

木戸孝允の夫人、松子の妹を、妻に迎へたので、長州人とは、多少の、親みがあつた。内務省に入つて、大丞になつた事もあり、東京、其他の、府縣知事なども、二三ヶ所は、勤めて居る。

明治十四年、商務局長兼工務局長を辭して、其後は、産業獎勵に、却々、努力して居る。明治八年、フィラデルフィアの博覽會には、事務局長官となり、明治九年の、内國勸業博覽會には、事務局長となり、佛國博覽會御用係を兼ねた。其他、濠洲、シドニー博覽會にも、亦、メルボルン博覽會にも、事務局長官となつて、出張して居る。

今の商業會議所は、河瀬が、澁澤榮一や、益田孝と謀り、商法會議所を、作つたのが、其因を爲して居る。當時、産業専門の、新聞を、發行した事がある。今の中外商業新報は、その後身である。

斯ういふ風に、その經歷を、數へて來ると、まだ却々、いふべき事はあるが、晩年には、加藤咄堂、高島米峰等の、新佛敎團に、力を添へて居た。

聖德太子を尊奉して、上宮敎會を興した。今の如く、一般に、聖德太子が、奉讃されるやうになつたのは、これが爲である、と、いふても可からう。

功名利祿の念から離れて、老後は、品川の妙華園を、令息に經營せしめ、それを、楽しんで居たが、昭和三年四月二日、歳九十にして、世を去つた。

然るに、世間には、寫眞の事情を、或藝妓が、宴會の席で、大久保に詰問したので、大久保は、それに恐入つて、店頭へ、掲げる事は、勿論、官署の分も、取除かせた、と、傳へて居るが、之は、牽強附會の説であつて、何の據所もなく、實に、つまらない傳説である。殊に、其時分、新橋には、吉田家といふ、藝者家は、無かつた筈だ。

江藤の裁判に就て、もう一つ、いふ事がある。

あの時の、裁判長は、河野敏録であるが、河野は、嘗て、江藤の食客であつた。河野を、江藤へ、紹介したのは、後藤象二郎であつた。

維新前に、河野は、益彌と、稱して居た。高知藩に於ては、勤王派に屬し、武市半平太の、配下であつた。吉田東洋を、那須信吾等が、暗殺した事から、嫌疑をうけて、獄に入り、幸ひにして、明治の世となり、大赦の恩命に接して、獄は出たが、身を寄せるに、所がなく、大阪へ来て、時の府知事、後藤に頼つた。

吉田は、後藤の、叔父に當る。其人を殺した、仲間の一人、河野が、訪ねて来て、何とかしてくれ、と、いつたのだから、流石の後藤も、之には驚いた、と、いふ事だ。而し、後藤も、あれだけの人物であるから、懐裡へ飛込まれた以上、突放す事もならず、というて、まさか、自分の所へ、仇敵に、ひとしい者を、置く事は出来ぬので、江藤へ、紹介して、河野の身柄を、頼み込んだのである。

さうした事情から、江藤の世話になり、其上に、司法省へも、江藤が、引上げてくれたのであるから、江藤は、河野に取つて、大恩人であつた。

誰にしても、前司法卿を、謀叛の罪で、重刑に處する、裁判を引受けるのは、厭であつたから、相當の人物は、すべて忌避した。

そこで、大久保は、河野を呼付けて、裁判長たるべく、嚴命を下した。河野は、何と考へたか、これを引受けてしまつた。

之に就ては、大久保が、河野に對して、將來の身柄を、保障してやつた、と、傳へられて居る。いづれにしても、河野の態度は、公明であつた、とは、いへない。

晩年に、河野が、牟田口元學に對して、斯ういふ事を、いつて居る。

武市半平太は、余の先輩で、最も心服した人物で、余は、先生の爲め、とあれば、執鞭の勞をも、辭さなかつた程の、人物であつた。而して、先生の死後、余は、心服する人物を見出さなかつたが、維新政府に、仕ふる事となつてから、一人の知己を得た。是は、江藤新平であつた。余は、江藤の風采に接し、議論を聞き、其人物に服するに及んで、江藤を以て、第二の武市となし、先生の爲には、又、執鞭の勞をも辭せざる、覺悟を有した。

然るに、七年の變、余は、端なくも、佐賀事件の、臨時裁判長となつて、江藤を、訊問することとなつたので、或る一方よりは、非難を受けたけれども、余は、之を顧みず、佐賀に往つて、江藤訊問の任に當つたが、山中香月等の陳辯が明晰で、男らしきに拘らず、江藤の辯論が、曖昧模稜で、毫も要領を得なかつたから、一時全く、江藤崇拜の念を一變し、余は、何故、曾て江藤の部下に、なつたかを、自ら疑つた程であつた。

其後、余は、世故を涉歴し、熟ら當年の事を、回憶するに及んで、余の淺識なる、江藤の眞人物を、看破する事が出来なかつたのを、深く後悔した。成程、彼の山中香月等の陳辯は、堂々として男らしかつたが、畢竟、一個の武士に過ぎなかつた。江藤の陳辯が、曖昧で、其要領を得なかつたのは、江藤の精神では、苟も人間として、再び生れ返ることの出来ざる、以上は、其生命さへ、全うするを得ば、其屈辱を雪ぎ、他日、君國の爲め、大に抱負を、實行することを得る、といふ、大信念より、力めて、其陳辯を曖昧にし、其生命を全うするの、餘地を存したので、江藤の英雄たる、價値は、却て、茲に在るのである。而かも、當時、余が、江藤の精神を、看破し得なかつたのは、余の、今更、懺悔に堪へない處である。

江藤が、死を避けよう、として、煩悶した事は、それに相違ないが、裁判宣告にも、非常な無理があつた。事件は、

まだ審問中であつて、江藤は、此事件を以て、刑法に、規定してある、所謂、謀叛なるものは、大い相異がある、といふ點を、力説するつもりで、其用意を、爲て居た所へ、呼出しが來て、出廷すると、直に、裁判宣告を、申渡さう、としたから、それで、憤慨の餘り、河野に向つて、怒罵したのである。

形勢、不穩と見たから、十數名の巡查が、左右から飛付いて、遂に、廷外へ、引出して了つた。併し、短文の宣告書は、その争ひにも拘らず、讀終つたのであるから、正式に、申渡は、爲た事になる。

斯ういふ風に、卑怯な取扱ひで、宣告を終つたに就ては、別に、事情があるのだ。

大木民平——喬任——が、太政官の會議で、江藤の死、一等を減ずるのが、當然である、といふ説を、頻に唱へて、三條、岩倉に迫つた。それを、伊藤博文が、辯駁した所から、大木との間に、激しい争ひとなり、端は、腕力に、訴へよう、とした。其場は、調停者があつて、無事に納まつたが、三條と、岩倉は、大木の熱誠に動かされて、江藤を助命すべく、相談を始めた。

其事を知つて、伊藤は、佐賀へ、出張中の、大久保に、急報した。岩倉の使者は、それに遅れて、佐賀へ着いた。大久保は、伊藤の書面を見て、江藤の死刑を、急ぐ必要があつた。其晩、河野を訪ねて、否應いはさず、裁判所へ乗込み、江藤に、死刑の宣告を、させて了つた。それが、前にいふやうな、事情になつたのである。

著者は、板垣から、此事に就て、いろいろ、教へられて居るが、江藤は、常に、『人間といふものは、決して、猥に死ぬべきものではない。出来るだけ、力を盡して、生延びる事を、考ふべきである。殊に、大志ある者は、一層、其覺悟を、持つて居なければならぬ。事には、失敗と成功があるから、若し、失敗した場合には、更に、計畫を代へて、その成功を期すべく、どこ迄も、努力すべきであつて、只死を潔うするのばかりが、男子の本領ではない』といつて、死を避ける事を、敢て、恥としなかつたのである。平生に於ても、この考へを、誰にも、話して居たので

あるから、江藤の最期に、深刻な煩悶があつたとしても、それは、卑怯な心事からではなく、平生の主張が、其場合に、現れたものと、いうても可からう。

犬養木堂は、河野の爲人を、支那の昔にある、酷吏の如きものであつた、と、著者に、いはれた事がある。彼是れを、思ひ合せて見て、後世の人は、何と思ふか。

江藤に關する、脚本も、一二あるやうだが、此點に就て、本當に、江藤の心事を、捉へ得て居るか、どうか、それは、疑問である。

薩長の人には、念入りに憎まれ、遺族に迄、壓迫の手が、延びて居たやうに、聞いて居る。それかあらぬか、遺族の窮乏は、實に、氣の毒な程であつた。

長男の熊太郎は、早く世を去り、次男の新作が、非常な傑物で、殊に、文章が巧かつた。明治三十年頃の、報知新聞は、此人の論説で、讀者をつないだ、といふ事である。

衆議院に出て、犬養と、非常に親交があり、今でも、犬養は、新作の人格を、激賞して居る位だ。惜い哉、肺を病んで、世を去つた。

▲著者が、前年、朝鮮の京城へ行つて、天真樓に、泊つて居ると、新井章吾の未亡人種子刀自が、訪ねて來た。新井の相續人は、名を、胖というて、當時は、京城の裁判所へ、勤めて居た。種子刀自の、話の中に、斯ういふ事があつた。

『東京へ歸つて、犬養さんに會つたら、私が、宜しく申上げた、といつて下さい。あの人は、實に偉いお方で、新作が、死んでから、江藤の家族へ、毎月、金を送つて來られたので、それが爲に、江藤の遺族は、飢を免れた。私も、此事は、後になつて聞いたので、其時分には、知らなかつたのですが、斯うした陰徳は、あまり、今の政治家には、無いやうに思はれて、犬養さんの心持が、私には、何とも言へず、嬉しく感じて、今に忘れないので

すから、どうか、私から、宜しくと、これだけは、忘れずに、申上げて下さい』
種子刀自は、江藤新平の姪に當る、といふ事を、聞いたが、或は、さうでなく、普通の親類であるかも知れない。
其後、やうやく、江藤の事が、世に知られ、同情する人も、多くなつて来て、遂には、議會の問題ともなり、位階も、復舊され、皇后陛下からは、江藤の未亡人へ、御下賜金までもあり、旁々、未亡人の晩年は、少し、生活が、樂になつたと、聞いて居る。

一一

野半介は、福岡縣人、例の來島恒喜とは、深い因縁を、有つて居る。頭山一派の、玄洋社に、籍を置いて、志士の風格を有つ、一種の人物であつた。

衆議院には、幾たびか、當選して、議席は、進歩派に屬して居た。一見、飄逸の風があり、而も、極めて眞面目に、人に對しては、頗る親切な所があり、郷黨の間にも、非常に、人氣がよかつた。

どういふ譯か、その事情は、よく知らないが、議會に出てから、頻に、江藤の功勞を表彰して、位階の復舊を計り、それに對する盡力は、涙ぐましい程に、熱心であつた。

衆議院には、それに關する、建議案が、二度も提出されて、毎も、滿場一致で、可決されたが、貴族院で、擡り潰されて居た。それにも拘らず、野半介は、必死に努力して、到頭、その目的を、果したのだから、實に、偉いものだ。

明治四十四年には、築地の本願寺で、江藤の功勞を、表彰すべく、同感の士を、弘く集め、大隈と板垣を、引張り出して、演説をさせた。其時に、弘く配布した冊子が、著者の手に、残つて居たから、その全文を、左に掲げる事にする。『江藤新平卿表彰に就て、東京市民諸君に告ぐ』と題せるものであるが、之を讀むと、江藤の功績や、人格の一斑は、よく判る。

▲其頃、著者は、淺草の橋場に居たが、野半介は、此問題のために、後輩の著者を、幾たびか、訪ねて來た。それ程に、野半介は、熱心であつた、と同時に、『江藤南白』と題する著述は、その熱心が、産み出したものである。

江藤新平卿表彰に就て東京市民諸君に告ぐ

朝鮮問題最初の犠牲者は江藤卿也

朝鮮併合は、曠古の大業にして、民族膨脹の一大記念也。吾人は此國運伸暢、民族膨脹の機運に想到する毎に、未だ嘗て朝鮮問題の犠牲者となりし西郷江藤二卿の英風雄姿を追憶せずんばあらざる也。江藤卿と西郷卿とは、同じく征韓論の首唱者にして、同じく其子弟に擁せられて内亂に斃れたる人物也。而して西郷卿は斃れたり雖も、天恩枯骨を露ほし、已に贈位の榮典に浴し、子孫亦侯爵を授けられ在天の靈亦慰するを得たり。獨り卿に至りては則ち然らず、身首處を異にし、亂臣賊子と其名を齊ふし、冤は雪ぐに由なく、子孫零落して空しく悲境に沈淪す、豈亦慘ならずや。同じく是れ朝鮮問題の首唱者にして、共に其犠牲者なり。而して一は正三位を贈られ其子孫侯爵を授けられ、一は童に復位の恩光に浴するを得ざるのみならず、其遺族流離落魄、人の之を顧るものなし。噫吾人は天道の是非を疑はざらんと思ふも能はざる也。
顧ふに天下の憂に先て憂ひ、天下の樂に後れて而して樂むは、志士仁人の志にして、卿と西郷卿の朝鮮問題に於けるは即ち是也。二人は不幸にして内亂に斃れたり雖も身を殺して以て國家の犠牲者たるに至りては即ち其揆を一にせずんば非ず。而して獨り其歿後に於て卿の寃名未だ齊れざるものあるは何ぞや。正に是れ聖代の一恨事たらすとせんや。
今や朝鮮併合後第一年の帝國議會を迎ふるに方り、社會の風潮、人心の傾向に慨する處あり、而して維新の皇猷

に翼賛し、朝鮮問題の首唱者と爲り、亦其犠牲者と爲りし偉人を懐ふの情轉た切なるものあり。朝鮮併合後の今日に際し、卿の東京市に於ける功績の一斑を叙し、有志市民の同情に懇へ、以て卿の人物を表彰し、其寃魂を地下に慰するの方法を講ぜんと欲す。

維新佐命の功臣は江藤卿也

我皇陛下大統を紹ぎ、維新の宏業を奏し、明治元年、江戸を改めて東京と稱し、尋て車駕東臨、翌二年を以て大鼎を奠めさせ給ひしより以來、茲に四十有餘年、人口激増、富力擴充、皇運の隆昌と共に、東洋第一の大都市と稱せらるゝに至りたる所以のものは、是れ固より陛下の御稜威に由るに外ならずと雖も、抑亦維新以來朝野先進先覺者の至誠熱血を以て公事に盡瘁したるの致す處にあらずや。而して吾人は維新最初に於ける江戸城下の形勢を回顧する毎に、未だ嘗て江藤新平卿の未發の偉功を追憶せざらんと思はざるも能はざる也。

卿が維新の大業に翼賛し、尋て臺閣に列し、參議司法卿と爲り、制度法律を制定したる功績の赫々たるは炳然として天下の耳目に在り。亦吾人の喋々を要せず、然れども、卿の功業は、獨り參議として司法卿として、維新政府の建設に盡瘁したるには止まらざる也。卿の政治家たり行政家たる經綸的手腕は、八面玲瓏、龜に入り細に入り、發して當らざるなし、維新草創兵馬倥傯の際官軍の江戸城を收むるや卿以爲らく、攻城野戰の事は武將の任なるも、馬上天下を取るも馬上天下を治むる能はざるなり」と、此日卿は自ら辰の口なる所謂天下の評定所に至り、幕政に係る一切の書類簿冊を收めて維新政府の基礎を確定したるが如き、識見の卓拔なる、眞に欽仰すべき也。

然るに卿の政治上の功績は、赫々天下の耳目に映射せるに係らず、卿の東京市に於ける功績は、啻に湮滅して人の之を稱道するものなきのみならず、一般市民西郷南洲勝海舟あるを知りて、卿あるを知らざるものゝ如し。是れ吾人が今日市民の爲めに、卿の東京市に於ける功績の特に大なるものを表出して、以て其注意を促さんとする所以也。

東都寛定の首唱者は江藤卿也

卿の東京市に關する、功績の最も大にして、一般市民の卿に向て感謝せざる可らざるものは、卿が天下に率先して東武遷都論を首唱したること是なり。戊辰の役征討軍の關東に向ふや、山海二道の軍情稍相容れざるの説あり。時に卿は京師に在り、輔相三條實美卿の命を領し、軍監となり土州藩小笠原唯八と共に江戸に赴き、實地の形勢を視察し、疾く天下人心の趨く所を看破し、主として帝都を江戸に遷し、且つ郡縣制度を建設して國家治安の基礎を確立せんと欲し、進みて時の大總督府參謀西郷隆盛、及び土州藩大隊司令官兼參謀板垣退助の諸氏に面議し、京師に歸り三條卿に復命するに及び、同藩士大木民平と共に書を岩倉卿に上り治安の大計を説き併せて遷都の急務を論じたり其書に曰く

上岩倉副總裁書

關東のこと、人情形勢に隨ひ、時機、御取りはづしなき様、早急御處分肝要奉存候。

一 六師東下より、已に百日に垂たり。若萬一、互ひに一勝一敗にて、月日を送り候はば、彼は主、我は客、彼に於ては、出沒變化、事を延ばして、我の隙を窺ふを利とす。然るに、方今、勤王の諸藩、闕廷に驅使し、東西に奔走し、其内實、國計已に窮し、上下疲弊と、被察候。全體、大義名分、判然たる事にて、如何の事、萬々無之條理に候得共、人情の反覆も、不可不慮候。素より、各藩の情實、推考候處、巨賊東走、天下人人、肝落膽去り、何れも勤王之正義を、相唱候得共、内情形之通り、疲弊相迫り居り、此上、東方の落着、今より三四箇月若くは、五六箇月にも及候て、其功屹然、相立不申共にては、怨望の聲、不能無之、左候ては、我の隙、自然に成り、彼の利、自然に成り、天下落着の目計、難相立被考候。自然箇様の形勢共に推し至り候而者、誠に以て重大の御事にて候得ば、何れ當今の處は、たとへ拙といへども、速かなるを以て、肝要の目的と奉存候。一 已に、速なるを以て、目的と相立候はば、其速なるの處分、條理無之ては不相叶、雖、然、方今の際會に乘じ、是非是非、皇威煇揚之工面を不計して、只々、平穩に事濟み候をのみ、目的と致し候はば、弱周の

跡に、相似可申、左候はば、甚だ以て口惜しき次第に付、此處にては、兎角、恩威兩道を、屹度相立候通り之事、肝要に可有之候事。恩威兩道を以て、速に成功を奏すべき處分は

一 慶喜之御處置、尤も急に、相附られ度き事

右は、當分の時勢に、立至り候得ば、寛仁を以て、御處分成り候はば、相叶ふ間敷、彼れ素より、表面恭順の條理を、相貫き居候に付ては、今般已に、議事被相起、在京之貢士まで、公論を被爲盡候上は、矢張り、上下院の公議を、御採用被遊、公明正大の御潤色を以て、公に、御普告、御處分、可有之、慶喜の上下に致し候ても、衆論之歸する所に付ては、私意を以て、奉伺朝廷、間敷、且一度、堂々、朝廷御處分御下問相成候上は、其儘御さし置被成候ては、自ら朝廷の輕きを爲すにも行移り、第一は右を詮として、至急に御處分、被相付候はば、公明正大の議、天下共に知り、東方の人心も、餘程折合可申候。是れを好機會と奉存候。

右引き續き、左の條も、御營み出し相成候はば、東方人心、愈安堵可申候。

一 徳川旗下の兵士等と雖ども、歸順の向きは御容免、順々御直參にも被仰付と御普告。

一 獨り其旗下の士のみならず、輕輩下々に至るまで、或は職業を失ひ居候者等は、追々御救助に被及と御普告。

一 慶喜已に、御處置相付候上は、於慶喜も、寸分を盡し候はば、不相濟。

依て東方鎮撫之命を、被下候はば、たとひ彼れ鎮撫不仕候とも、慶喜へ命令下り候迄にて、東方の人氣、安堵可仕候。

て、東方の大定、掌上に可有之候。但し、鳳輦御東下相成候はば、會の處分も、自ら落着可相之、寛嚴は、其時の斟酌によるべし。

一 一説に、會は逆も、時日を費し不申ては、鎮定難致、漸々にても可致、とも申す論、有之候得共、會は、東方賊窟の根基に、相成居候得ば、急々御處分相付、平定に相赴候様、無之ては、果てなき時體に、行移可申候。鳳輦御東下相成候はば、所謂疾雷耳を掩ふに不違、東方鎮定可相成、左候得ば、最前慶喜へ、東方鎮定被命候とも、名のみにて、只東方の人氣を抜くまでに相成り、自然、都合宜しき時體に相成可申候。

一 慶喜へは、成丈、別城を與へ、江戸城は急速に、東京と被定、乍恐、天子東方御經營の御基礎の場と被成度、江戸城を以て、東京と被相定、行々之處は、東西兩京の間、鐵路をも御開き被遊候程の事、無之ては、皇國後來、兩分の思ひなきにもあらずと、被考候。且、東方王化にそまざる事、數千年に付、於當時も、江戸城

は、東京と、被相定候御目的肝要に奉存候。是は、策略も謀計も入らざる事に而、公明正大に、皇國之振合、且つ皇威煌揚之基礎より、後來の患慮等まで、腹心を披き、慶喜へ御諭し相成候はば、必然、慶喜拜承、心服可仕候。於、是、右之通り、公然御普告、江戸を以て、東京と被相定候はば、東方の人民も甚だ安堵大悅可致候。

さらば皇威を皇張し、東方を鎮定し、後來を維持す、是れ此間の御處分如何に、極り可申候。如斯ば、其關係甚大なりとす。深く御考量、奉希望候也。鳳輦御東下無之ては、此機會去り可申候。鳳輦御東下之折に當り、徳川氏の悪政を、順々御除き、深く下民の疾苦を御察し、極て善美の政を、御興し被成度、所謂、祭忠臣之墓、表孝子之門、田租を除き、廢疾を憫み、賢才の士を拔擢し、滯留の獄を決し、匹夫匹婦も、其所を得せしめ、以て人心を收攬し、以て皇澤を下通す等、鳳輦御東下無之ては、是れとても、うまくは行はれ間敷、尤も之を爲すは、極めて人を得るに可有之候。

夫れ、事小と雖も、日月を送り紛亂を招くと、大と雖も、速に落成して、日月を不費と、利害得失如何候哉。

御考量 奉 希候也、罪當萬死。
慶應四年辰閏四月朔日

江大 藤木 新民 平平

其書中「右之通り、公然、御普告、江戸を以て、東京と被相定候はゞ、東方の人保も、甚、安堵大悦可致候なら
ば、皇威を光張し、東方を鎮定し、後來を維持す、此れ、是の間の御處分如何極り可申候」と云へるが如き、卿
活限達識當時の廟堂諸公が企て及ぶべからざるや論なし。是より先、參與大久保利通は、遷都の議を建てたるを以
て、或は之を誤解して、東武遷都の首唱者と看做すものなきに非ずと雖も、大久保の遷都論は大阪遷都に在りて、
東武遷都に非ず、遷都の見期せずして閣合せりと雖も東武遷都の首唱は當然之を卿の功に歸せざるを得ざる也。
此時に當り、江戸を首とし關東は大總督府の統ぶる所なりしも、今や政治家の手腕を必要とする時機となれり、
是に於て三條卿の關東監察使と爲りて江戸に下るや、彼の關東管領の制に倣ひ、新に鎮將府を設けて軍務以外の
政務は、一切擧げて之を總裁することゝ爲りたり。而して卿は擢てられて鎮將府の判事となり、百般の民政を處理
し、明察果斷、裁決流るゝが如く、情弊を打破し、綱紀を振肅し、姦兇を彈壓し、良民を安撫し、府下の安寧秩序
を保持し、百萬の士民をして其堵に安んずることを得せしめたり。此歳七月、朝廷は、遷都の議を纏め、江戸を改
めて、東京と稱し、陛下親臨して内外の政治を總攬させ給ふの地と爲すに決したりしも、當時久しく京都に住み慣
たる宮、公卿都民等は猛然として之に反對し、東京遷都の上は、京都は奈良の舊都と同じく、荒宮廢園に古を偲ぶに
至らんとするを想ひ、又列藩有志の中に於ても之に反對するもの尠ならず、十津川郷士の如きは「觸輦死言」と題し、
東幸不可の理由を條陳して、之を諫止するあり、其極如何なる紛擾を生ぜんも知るべからざる模様ありしかば、遷

都の儀は毫も公にせられず、唯一ひ東幸の儀を仰せ出されたるのみなりし也。適に幕臣榎本武揚等船艦八隻を率
ひて品川灣を脱出し、又東北列藩聯合して王師に抗し、天下の安危人心の去就未だ知るべからざるものあるを以て、
朝廷姑く人心の鎮定を俟つて而して後東幸あらさせ給はんとせり。卿之を聞き以爲らく「是れ實に國家の大計を誤
るものなり」と。乃ち死を誓ひ東幸の一日も遲疑すべからざる所以の激烈なる催促狀を捧呈したり其奏疏に曰く
東京御幸遲延を諫むるの表

謹而奉奏 聞候。東京御幸之儀、尹宮御陰謀露顯の事出来、其上、開陽艦其外脱出の事相響き、都下、人心
恟々、於雲上、御疑被爲在候哉に付、御遲延可相成と、傳承仕候。臣、甚以相驚、大息無限次第
にて御座候。

先度、東京御親臨、被爲在候儀、海内海外へ、御布告相成、東京府中の人民、初めて安堵の道に相赴き、關東八
州之事情、漸く安業の場に相移り、熟ら其光景を、相察し候處、鳳輦既に發都と申御事、傳承仕候はゞ、
駿東十三州府縣之人民、耳目、立に一新、奥羽の民心、立に定まり、乍恐、聖上の歡斷、海外に相轟、國
本固立、天下大定、寔に以て恐悅至極、至大至喜、何以加焉。夫欲大定天下者、先づ人の耳目を、
新にするに在り。夏股周、革禮も、是所以新人之耳目也。人の耳目を、新にすると云ふは、衆の方向を定
むる所也。方向已に定る、是國本始て立也。苟も、國本不立、一時、干戈は雖止、紊亂は、在其中也。
今、駿東十三州は、開關以來、鳳輦不至、武將恩意を仰望するのみ、故に今、御維新の時と雖も、只、無主宰の
思を爲し、外は、承順すると雖も、内は實に、疑惑を致す次第にて御座候。何分にも、方向定まると、不可謂
也。方向不定は、國本立不可謂也。故に、臣、以爲く、關東八州之人民、耳目一新、方向相定時は、假令、
奥羽御平定は、程延候とも、不足患。若し又た、關東八州之人民、耳目一新、方向相定時は、奥羽御平
定被遊候共、紊亂の兆、自、在其中譯にて、御座候得ば、關東八州の人民、方向の定否は、實乍恐、聖代

の御盛事に、關係仕候事にて御座候。且つ、古人云く、武王一たび怒りて、天下大に定まると。誠なる哉言や。今、脱艦之事、鞏下に、傳聞仕候はば、必ず大に、其の不道を、逆鱗ましまし、十日に被遊御出鞏候事も、五日に御出鞏被爲在候位の儀に、相成候はば、徳川氏之家來共、大に畏れ、諸藩の子弟も、大に畏れ、海内懼然として、王威に、恐順可仕、就中、關東の人民は、恭敬畏服、覺然、夢の醒たる如きの思をなし、方向、立に大定と、奉存候然るに、脱艦の事にして、若し、御幸も、御遅延にも、相成候はば、第一に海内海外に、前段、御布告にも相成候末に付ては、即、海内海外へ、御信義を、御失ひ被遊候事に相成り、殊には、此脱艦之事にて、所謂、一怒大定の機會を、御失ひ被爲遊候、御儀相成候。

且、脱艦の事、誠に、情實を以て、論候はゞ、困窮之者、無頼之夫、食之爲に出候、弱兵を率て、何處之港に、參り候共、揚陸致して、戰候事は、不出來、若、出來候者は、即、始に、會津、庄内へ、參り候也。況んや、七百人計り、乗せ候船一隻は、常州、銚子沖に、覆致没候趣き、必、脱艦一同、蝦夷へ渡候と、申事有之、是定めて、實説なるべし。此寒に向て、蝦夷行も、不智之至也。若し、形勢を以、論じ候はば、所頼、會津も、已に城下を失ひ、已亡の勢、不足頼也。欲、援ども、弱兵、難奈何。若し、夷人に、欲、托ば、外夷は已に、交際の道相定、公論談判を以て、夫夫御處置相成、假令、一夷欲、援ども、餘夷の論を相顧み、將又、徳川氏の難起は、外夷も已に所知、何之爲め、一艦を相援けんや。若し、可援と、思候はば、上野一撃以前に、相、援可申候と、奉、存候。

且又、東海道杯にて、鳳輦を奪ふ杯之説、有之可申哉なれ共、是は、何の爲めに、如是事をせんや。且、聖上御幸、六軍從之。諸藩奉護、何ぞ、足、思哉。夫れ、如此事情を以て、論候共、形勢を以、論候共、決して、不足、思と、奉、存候。將又、御幸之事は、或、脱艦致し候ては、之思ありとや、何とや、奉、申。

説も、有之哉。右は、威、君を大に致候、心より、申御事にては、可有御座候得共、臣、考、之、却、非、愛、君と、奉、存候。譯は、人臣の職として、在、堯、舜、其、君。然に、御幸無之候はば、前段關東人民の、折合悪鋪、且、方向不定、左候と、兆民を、塗炭に、御救被遊候、御趣意、不相貫候へば、乍、恐、御仁徳に、一點の曇り懸る也。經、云、與國人交、止于信。故に、徒木伐原之信すら、古人稱之。然るに若、堂々たる御布告、已に御施相成、左候て、御幸御遅延候へば、乍、恐、御大信を、御失被遊候御事に、移行可申と、奉、存候。

諸藩之兵士、唯唯、朝廷之御爲めと、其主其主の勇みに由り、親被討候共、子不顧、子被討候共、親不顧、兄の屍を超て、弟、進、弟の死を餘所にして、兄進み、流血染野、終に、賊窟を屠り盡して、已、欲得、賊首、本、雖、倚人望、豈、非、倚聖、運哉。神武天皇、御身、執、戈、東上、御中興之御大業を、御定被遊。神功皇后は、海外に被爲渡、三韓を御定被遊。此の如き、御武雄御聖斷にて、被爲踏危難候譯之處、瑣瑣たる弱賊、孤艦脱出迎、御幸をも、御遅延にも、相成候はば、前段戰士、何歎思はんや。天下又、雲上は、于今武勇無之と、言はん哉。然らば乍、恐、御武徳、相缺可申と、奉、存候。

夫、御維新之時に當り、乍、恐、陛下萬一、前段、仁信武の三徳を、御失ひ被遊候事にも、移行行き候はゞ、人民たるもの、堯、舜、其君と、不可謂なり。苟くも、如此譯にて候得ば、眼前は危しと哉、何と哉申、御幸御遅延を、申上げ候は、乍、恐、雖、如、愛、陛下、實は不愛なり。是、事、君、以、姑息なり。臣愚、謹而察するに、若し、御幸永く、御遅延被遊候事にも、相及候はゞ、天下の事は、去り可申と、奉、存候。因て、若し其通り、御幸御遅延被遊候事にも、相成候はゞ、伏而願は、臣即ち、御暇を賜はり、歸藩被仰下度、奉希望候。若又、前條、臣所論は、暴言過當、實に大不敬之極に候得ば、臣身は、即、車裂被仰付候共、急速御幸之御

運相成、駿東十三州臣民の方向、相定まり、天下の御基本、相立候はば、無此上、難有仕合に、奉存候。此旨、奉狀以聞仕候。恐惶々々頓首再拜。明治元辰戌八月

鎮將府判事

江藤新平胤雄
朝廷、卿の議を容れ、終に、東京行幸の儀を、仰出され、九月、車駕京都を發し、十月十三日、東京に着輦あらせ給ひたるの後、一旦、京都に、還幸あらせ給ひしと雖も、翌二年を以て、永く大鼎を奠めらるゝに至りたり。木戸、木木、福岡、其他諸公の靈贊、與りて力ありと雖も、抑、亦、卿が天下に率先して、遷都を首唱したるもの、其大因たらずんばあらざる也。

東京民政の建設者は江藤卿也。

東京遷都に次で、卿の、東京市に於ける功績の、最も大なるものは、東京の民政を建設し、經營維持の方策を畫し、其安寧秩序を保持したることは也。

江戸城既に朝廷の有に歸し、前將軍慶喜公、水戸に隱退し、尋て徳川氏の封を駿府に移さるゝに及び、麾下八萬の士は、家族と共に東西に離散し、或は上野に戦死し、或は東北に轉戦し、三百諸侯は、盡く其邸舎を引き拂ひ、各其本國に歸りしを以て、朱門粉壁、大厦高樓、軒を聯ねたる侯伯の邸舎は廢屋となり、昨日まで輪奐目を奪ひたる大建築も、今は是を賣らんとするに買ふものなきのみならず、無代價にて之を贈與せんとするも、引取るものなく、僅かに家屋だけは破壊して湯屋の薪材となすものもあるも、地面は之を棄るも拾ふものさへなかりし程なりしと云ふ。當時の詩人が其光景を目睹して、
漢々荒原不見家。蟲聲如雨畫仍嘩。茶寮斷廢書樓址。鋤作千畦蕎麥花。

と吟じたるもの實に當時の光景を描寫したるものなり。若し當時に於て、東京市の前途を念ひ、之れが救済善後の策を講ずるものなかりせば、二百五十年來政治の中心點たりし朝址も或は一變して武藏荒原の舊體と化せしやも測るべからざりし也。而して君の鎮將府判事となるや、主として東京の民政を所理し、安寧秩序を保持すると同時に、城市衰頹、戸口減少の光景を目撃し、東京の弊害七個條を擧げ「東京の繁昌を維持する方案」を書いて政府に建議し、關東諸藩歸順の士民を移し、又兵隊を組織し、之と同時に共工の官を設け、百工日新の道を講じ、商工振興の基礎を樹立せん事を期したり。當時卿が「東京の弊害七個條」を擧げたるは眞に卿の經世的眼識に富めるを證するものなり。其論に曰く、

古人云一善をなすは十患を除くに不如と、方今時體の謂歟

余考に東京の患左の七個條と存候。

- 一 凡 東京中十の九は貧民なり其訴苦は借銀なり。
- 一 凡 乞食非人の多きなり。
- 一 凡 東京中十の九は人の家を借りて住す、然るに地代棚賃甚高直なり、人苦しむ甚し。
- 一 凡 東京中十の九は日々米穀一升二升と買ふなり、然るに問屋中買ありて締賣するなり是亦苦しむ。
- 一 火事多きなり。
- 一 役人民を治むる無理なる事多きよし。
- 一 民間の訴訟下吏に滯りて不達こと多し。達するとも迂緩也。此患は訴訟所を別に建て小監察出張致し訴人は一人にて此に出す其時其名主を呼出し引合の上則判事に監察と兩判濟□□□□□□□□□□□□□□□□
- 右七條其所救の方は如左
- 一 借銀云々是は其訟來時借銀人の都合に依り或は利留月割拂ひ或は高利を安利にして右同□聽訟家能々事情

を精察して處置致すべきなり。但し盲人の借し銀等は高利なりと云何れ借りたものは返させ而して借人も成丈

一 乞食非人多し云々是は仕組は昔年より年限を立て洛中一軒毎に日々一錢づゝ彈内記より相集め着業取り居らせ候

仕與の處着業の事不届日錢斗り相集り候由然る處當夏頃迄にて右年限相満當時は集錢相止居候由因て今又彈内

一 地代棚賃云々此事は斷然一決今より以後は地代棚賃共從來の半減なるべし、樽入と唱へ家借の時地主へ過分の

金子を送り渡し以後嚴禁也。犯者有罰と御普告あるべし。此事は段々事情を探り見るに東京中に十に九は屹度

苦みるに違なし。今僕考るに東京中は地租なき處にて富家各地を持ち自ら地頭の權ありて輕重如意なり、因

つて前行の御布告あらば民大に喜べし、人の云ふ如く此事あらば人民雀躍向西城拜恩もの、幾萬人な

るを不知なり。

一米穀云々是は先づ中買と唱ふる者廢止すべし。但し中買共商買に困窮と申立候は、搦賣の米屋可致様可申達

候事。以上搦賣の米屋へは米問屋共一俵にても直ちに賣渡可申、若し問屋共聊の米は面倒と心得故障等

申立候は、搦賣の米屋共より訴出べしと命ずべし。其次に米賣買は勝手次第たるべし、米問屋運上も從前よ

り半減命あるべし。諸右中買と申すものは問屋へ參り數十俵買入れ大に利分を取り貧窮搦賣米屋賣□□其他米を

買ふことは外のもの致させず儀に付米價次第に高くなるに因つて中買廢止可致事。

一 火事云々、是は其出火の因を詳して戒め火事仕度をせんことを要す、譯如左

一 出火の因は愚考聞定むる處左の如し

○ 大藩邸は人多き故出火稀なり、而して間々火を出す事あるは多分は奥向より出するなりと云ふ。只人數寡き

家には馬屋より火を出す事は度々有之右は馬の飼ワラ等有之且つ人は寡し其別當なるものは夜は馬飼付にて樂々

不寐其上湯沸し等焚火忽になる故に火出る。

○ 市中は一人にて家持の處は外出すれば跡に守る人なき故に戸をへて外出す留守中火出る事多き由。

此事に付ては一人なる家持禁制晝戸をへること禁制の御觸有之名主にて氣を付け候様有之度事。

○ 建具屋、湯屋、焼芋屋、搦米屋、疊屋、桶大工、木具屋より火出る。

○ 燒芋屋、麥ワラを焚く。

○ 大工は河岸□□屋并に里俗に大工下小屋と唱ふる場所火出る。

○ 搦米屋は藥を焚き灰を俵に詰て田舎に送る因て此俵中より火出る。

右いづれも名主々々より氣を付け尙又嚴密に戒め候様可申事。

○ 差火の事。是は火事となる事寡し、但し町内にて守を負尙又夜廻り嚴にいたし候様之事。

右に付火番を町内に追廻しにして當番の家は夜廻にして町内を半時々に夜中火要心にて巡邏致候様之事。

一 舊政府にて衣服目立候ものは禁制品にて于今被行候由は是は細々たる小事にて約立候事には無之候に

付當今改めて朝廷御禁止の外は勝手次第と御觸れ有之候は、人氣相和して耳目一新人々太平を思ひ放牛歸馬の

意に叶はん數能々探り見るに殆ど人情を和ぐるに足らん歟と被存候。

一 八州其他知縣事へ當年年貢の半を以て廢村潰家窮乏御救の仕度被相達度事。

一 夫自古云東京の人別は三百萬也蓋其實は二百萬なり此内市中の人別六十萬浮足八萬合て六十八萬なり、諸藩邸

の人別旗下始從僕迄の人別兩口合せて百參拾貳萬なり、右六十八萬人を此百參拾貳萬の人を以て養ふ事になり

たり、是東京の繁昌する處なり、當時此百參拾貳萬の人なし何を以て洛中の民を養ふや、是即今東京の困窮

する所なり、余考るに天下定まり兵隊皆歸り鎮將府止唯東京府のみ殘る事にも至らば何程の思量を行ふとも

乞食非人のみ出來し、終には餓死の民日々街頭に遍からん況や舊政府三幣を年々増加し候處當春より新造の

貨幣增加數百萬加之紙幣諸色の沸騰も可思也、且つ京都の民は織物、細工物等いたし多藝なり。東京の民は今まで前段諸藩其他に養はれし事なれば無藝也。方今の情態尙赤子の乳を離るに似たり豈不堪憫然乎。右之次第に付即今遽に救之の策は當分の處は歸順の朝臣を此地に移らしめ東國の諸藩を此地に朝せしめば可ならん歟。尤も共工の官を相建られ候はゞ此に附し金工、木工、石工、織物、其他蒸氣仕掛等使用の路を以て漸々と相開候はゞ後には諸藩等と雖も大に物産繁昌交易盛ならんと被存候。

一東京滞在の外國判事にては實際の事は覺束なし、後必ず國體を損する事多からん、因て誰ぞ御任選の事。卿は之と同時に、東京市政建設の案を具し、東京府を開き、以て都下の政治を改善せんことを期したり。當時卿の立案したる東京府官制の大綱なるものは即ち左の如し

一東京府仕度

知事 關八州兼神奈川

但し知事公卿の時は副知事秀才老練の人御選昇あるべき歟
判事 六人 此内三人程にて可也。

内

二人 司聽訟斷訴

二人 右は刑法官より出役

二人 司年貢租稅等

二人 右は會計官より出役

二人 司外國交際

二人 右は外國官出役

監察職 四人

右は監察官出役一日一日に刑法會計に出勤

右之以下小吏は略之

右は東京府所關は八州其外知縣事支配の事のみ藩事は不得關也。

以て卿が東京の前途に對して、如何に苦心經營したりしかを知るに足る。

顧ふに東京市が、皇室の尊榮國運の進歩と共に著しく發達し、人口繁殖街衢整齊東洋新興國の首府として、宇内萬國に誇るべき大府と爲らんとするに至りしは徳川氏二百五十年覇業の地にして、基礎自ら存る在りと雖も其一旦荒廢して侯伯の邸宅、寒烟蔓草に封せられたるの觀ありしに係らず、終に能く今日の隆盛を見、將來益發展せんとするもの、維新の初め、夙に大鼎を東京に奠め進取の國是を定めたるの致す所たらずんばあらず。而して遷都論の首唱者は實に卿にして、維新以來、卿が東京の爲めに、其民政を處理し、其安寧秩序を保持し、市政建設の基礎を定めたるの功永久に滅すべからざるなり。

明治二年卿が朝廷より左の御沙汰を賜はりたるもの、決して偶然に非ざる也。

江 藤 新 平

戊辰江城新に定るの時に當て、専ら民政を修め、日夜鞅掌、奉職勉勵候段

歡感不淺、仍賞其勤勞祿百石下賜候事

己巳十月

太 政 官

東京市民の大恩人は江藤卿也

嗚呼卿は經世的雄才を具し、維新の風雲に際會し、復古の大業に翼賛したる。其功績の赫々たる、天下之を知らざるなし。而して東京市の爲めに、苦心計營したる功勞に至りては、天下寥寥之を知るもの甚だ稀なり。加ふるに卿

は、不幸七年佐賀の變官軍に抗したるの故を以て、生前の功績殆ど抹殺せられ、剩へ身首處を異にし、刑場の鬼となり、在天の靈慰するを得ざる也。而して老寡夫人猶堂に在り子孫淪落一家悲慘に泣くの状態を呈しつゝあるも、世之を顧るものなし。吾人は一念茲に至る毎に暗涙の滂沱たるを覺えざる也。

西郷隆盛は、一旦賊名を負ひ、城山に斃れたりとも、天恩優渥既に恩典に浴し、朝野の有志亦其祭典を擧げ在天の靈慰するありと雖も、而も身草莽より起り、維新の大業に翼賛し、東京の市政に貢獻し、其功勳赫々たる卿にして、寃未だ霽れず、生前の大功殆ど湮滅して顯れず、子孫流離に泣く情あるは、豈昭代の一大缺典に非ずや。

今や衆議院に於ては、殆ど全院一致を以て、江藤新平表彰に關する建議案の提出せられたるあり。是れ豈血あり涙ある市民諸君が東京市の大恩人たる卿に對して、深大なる同情を表すべき時機に非ずや。由來、東京市民諸君は任侠にして義に勇み、強を凌ぎ弱を扶け、國家問題の犠牲者を表彰するの例尠からず。前には大村益次郎の銅像を歓迎し、西郷隆盛の銅像を歓迎し、後には廣瀬中佐の銅像を歓迎したるが如き、亦以て國家の犠牲者に對して同情を傾倒するの一斑を知るに足るものあり。而して朝鮮併合後第一年の帝國議會を迎ふるの今日に當り彼の東京遷都論を首唱し東京の民政計營に大功ある江藤新平卿の末路に對して、高俠義烈なる同情を寄せ、併て生前の鴻功偉蹟を表彰するの擧に出でられんことは、吾人之有志市民諸君に囑望せざるを得ざる處也。

明治四十四年三月 日

- 衆議院議員
- 川原茂輔
 - 小久保喜七
 - 藏原惟廓
 - 大藏竹貫一
 - 淺野陽吉

同 野 半 介

大正三年三月、的野は、武富時敏、菊池武徳、久保通猷、柚木慶三の四代議士と共に、各派代議士二百餘名の賛成を得て、左の建議案を、衆議院に提出し、満場一致を以て、可決せられた。

復古功臣前功彰表に關する建議案理由書

我が帝國が維新の隆運を啓き中興の偉業を奏し、内は立憲の化域に躋り、外は列國と對峙して其の雄を争ふに至りたる所以のものは、癸丑甲寅、外交の難一たび起りしより以來、鎖國孤立の夢を破り、尊王の論攘夷の議由て以て大に興り、志士身を殺し、仁人國に殉し、頽波を挽き天日を回したるの賜なり、と謂はざるべからず。

抑、政權の武門に歸するもの七百餘年、徳川氏に及び、戦亂の後を承けて海内を統一し、諸侯を封建し、江戸城に據りて八百萬石を領し、生殺與奪の實權を握りて天下に號令し、居然として大君の名を僭す。武門の驕盈其の極に達せりと謂ふべし。此の時に方り、天皇は空位を擁して山城の一隅に蟄居し玉ひ、十萬石を以て公卿朝臣を養ひ、殆んど幽閉と同じく宮門外一步だも出て玉ふを得ず。當時皇室の衰頽、吾人臣民をして痛歎大息に堪へざらしむるものあり、草莽有志の士、皇室の式微を慨し、王政の復古を策せむと欲するも、幕府の威權赫灼亦之を奈何ともしること能はず。是に於て乎、徳川光圀の大日本史と爲り、淺見綱齋の靖獻遺言と爲り、頼山陽の日本外史と爲り、竹内式部の遷謫と爲り、山縣大貳、藤井右門の刑死と爲り、蒲生君平、高山彦九郎等の尊王論と爲り、遂に外交問題起り、幕府の内外に對する處置其の宜きを失するに及び、國論勃然として沸騰し、戊午己未の黨獄に斃れたる志士仁人の碧血は、海内の士氣を鼓舞し、激して櫻田の血と爲り、轉じて坂下の變と爲り、一變して筑波山の擧と爲り、再變して十津川の擧、生野銀山の擧と爲り、終に慶應丁卯に及び、將軍徳川慶喜をして斷然政權を奉還せしめ

王政復古の大詔茲に煥發せられ、海内統一、吾人臣民再び天日の明を拜することを得たるもの、皇運の泰に由ると雖、未だ嘗て仁人烈士前後興起、尊王主義を鼓吹し、萬死を冒して王事に貢献したるの結果たらずむばあらざる也。

彼の江藤新平、島義勇の如き、前原一誠、奥平謙輔の如き、大山綱良、桂久武、桐野利秋、篠原國幹、村田新八の如き、小倉處平の如き、皆安政以後に出て、或は尊王の論を主張し、或は攘夷の議を唱道し、王事に盡瘁し、更に進みて中興の大業に翼賛したるの功臣なり。江藤新平は、佐賀尊王黨の一人にして、文久年間死を決して藩を脱し京師に上り、四方の志士と結び、當時公卿中の俊傑姉小路少將の知遇を辱ふし、之に頼りて密に封事を闕下に上り、王政の復古せざるべからざる所以を痛論し、藩に歸るの後、永蟄居に處せられたるが如き、慶應年間、三條實美等五卿の筑前太宰府に徙るや、又藩禁を冒して境を越え、三條公に謁して王政復古の策を進め、公の隨身土方稱左衛門に面して天下の形勢を痛論したるが如き、戊辰の役軍監と爲りて江戸に赴き、天下人心の趨く所を察し、主として帝都を江戸に遷すの議を唱へ、同志大木喬任と共に連署して之が意見を岩倉具視に陳したるが如き、彰義隊討伐の議を主張し、治安の基礎を確立せざるべからざる所以を、三條實美に建築したるが如き、明治政府創造の初め、百般の法律制度を創定し、其の司法卿と爲るや、新律綱領を廢して改定律例を制定し、府縣の聽訟課を廢して司法の事務を統一し、裁判所を各府縣に新設して司法權の獨立と司法行政の整理とを圖りたるが如き、其の功績の偉大なる明治の維新史に特筆大書せざるべからざるものあり。島義勇は、戊辰の役奥羽征討に従ひて功あり、明治二年開拓判官となりて力を開拓事業に効し、後宮廷に出仕して侍從と爲り、専ら忠誠を抽て君徳を輔佐し奉りしものにして、維新の文勳に依り江藤と共に復古の功臣録に列擧せられたる一人也。

東征するや、兵部卿仁和寺宮の參謀と爲りて、越後口に向ひ、長岡城を回復し、各地に轉戦して功あり、戦後永世祿六百石を賜りたるが如き、其の明治二年越後府判事に補し、尋て參議に任じ、其の多大村益次郎の後を襲て兵部大輔と爲りたるが如き、其功績及閱歴、一世に卓出する者あり、奥平謙輔は戊辰の役奥羽に轉戦して功あり、明治二年越後府判事と爲り治蹟の觀るべきものありし者なり。

大山綱良は、幕府の末造に際し西郷隆盛、大久保利通と共に王事に奔走し、戊辰の役、奥羽鎮撫總督九條道孝の參謀と爲り、東北の野に出征して功あり、戦後賞典祿八百石を賜はり、明治四年鹿兒島縣參事と爲り、六年同縣令となり、文武の功績尠からず、桂久武が薩藩の家老にして尊王論を唱道し、維新の初め、藩政の改革に際し、參政より執政と爲り、明治三年鹿兒島大參事に任じ、四年都城縣參事と爲り、六年豊岡縣權令と爲りたるが如き、桐野利秋、篠原國幹の二人が戊辰の役、討幕の先鋒と爲り、伏見鳥羽の戦より奥羽の間に轉戦して功あり、明治四年近衛兵の組織せらるゝや、各其藩兵を率ゐて上京し、前後累進して陸軍少將と爲りしが如き、村田新八が少小より王事に盡瘁し、戊辰の役、東北の野に轉戦して功あり、明治四年宮内大丞に任じたりしが如き、其の他小倉處平が戊辰の役、京攝の間に出て王事に奔走して功あり、維新の初め大學權大丞に任じ、明治四年官命を以て英國に遊學し歸朝の後大藏省出仕に補せられたるが如き、其の功績と云ひ其の人物と云ひ、皆青史に炳耀するに足るものあり。然るに、維新の後に至り、江藤、島を始めとし、前原、奥平、大山、桂、桐野、篠原、村田、及、小倉の如き時運の不幸に遭遇し、空しく賊名を負ふの已むべからざるに至りしは、彼等の爲に痛惜せざるを得ざる所なりと雖、要するに維新の大業に貢献したるの功績は、何人も認識せざるを得ざる所なるべし。時方に大正の維新に際し、是れ豈に今上陛下の聖徳を發揚し、彼等生前の奮功を勅し、其の潛光を顯彰するに於て、千載一會の好機に非ずして何ぞや、曩に江藤新平の功績表彰に關する建議案の第二十八回帝國議會に提出せらるゝや、衆議院は満場一致を以て之を可決したり。然るに當時當局者中一種の説を作して、曰く、西郷は自刃したるものなるも江藤新平等は所謂

刑餘の鬼囚なるが故に、假令、大赦令ありと雖、法律は生者を支配すべきものにして、死者に及ぼすべきものに非ざるなりと。

其の舌根未だ乾かざるに忽焉先帝陛下崩御の不幸に會するや大赦問題は再び研究の材料と爲り、江藤以下國事に刑せられたる數人の如きは、既に明治二十二年憲法發布當時の大赦令に由りて該罪名の消滅し居たるを發見し、大審院檢事總長は江藤、島等遺族の請求に對し、直に其の罪名消滅の證明書を與へたり。是に由て之を見れば、彼等の罪は既に消滅し、其の維新前後尊王の大義を唱へ、精誠を抽て國家に貢獻したるの豐功偉業は、凜乎として没すべからざるものあるを以て、今日に於て宜しく其の位記を復し、其の前功の著しきものに對しては特に榮爵を授け其の子孫をして天恩に浴せしめむこと、當然の理として、又大正維新の隆運を發揚する所以の道なりと信ず。

誠に看よ、徳川慶喜は戊辰の變、幕兵を率ゐて王師に抗せりと雖、一旦恭順して謹慎を表するや、朝廷其の死を赦して其の罪を問はず、後遂に之を公爵に叙し、子孫其の恩光に浴しつゝあり、榎本武揚、大鳥圭介の徒も亦錦旗に發砲せりと雖、朝廷其の前罪を赦して終に榮爵を授けられたるにあらずや。彼の西郷隆盛の如きも丁丑の變私學校黨を率ゐて官軍に抗せりと雖、業に已に我が帝室の殊遇を被り、子孫亦授爵の恩典に浴したるに非ずや。然るに江藤、島を始め、前原、奥平、大山、桂、桐野、篠原、村田、及び小倉の如き、亦皆西郷隆盛と同じく復古の功臣にして同じく共に征韓論を主張し、但だ末路一跌の爲に生前の勳績を賊名の下に埋没せらるゝに至ては、洵に浩歎に禁へざるなり。嗚呼顯晦は、時運の然らしむる所にして、忠誠私なきの彼等に於て固より悲喜すべき所にあらざるべきも寧ろ其の巨魁たりし西郷隆盛にして已に、贈位授爵の恩典ありし以上は、江藤以下數人の復古功臣に對しては宜しく今日に於て其の位記を復し之をして今上陛下一視同仁の恩光を浴せしむるは、大正新政の初めに於て聖德を顯揚す所以にして、抑亦一代の風教に裨補し、世道人心を維持する所以の道なり。

願ふに我が帝國が萬世一系天壤と共に窮り無き國體を有し、皇運の隆なる、前古比無き所以のものは臣民舉國一致

皇祖皇宗の遺訓を遵奉し、克く忠に克く孝に、私を捨て公に殉し、尊王を忘れざるの致す所たらずむばあらず。苟も今日に方り萬世一系の國體を擁護し、天壤無窮の皇運を扶翼せむと欲せば、宜しく皇祖皇宗の威烈に倚り、今上陛下天地覆載の深仁厚澤を顯揚せざるべからず、吾人が聖德顯揚の一端として、江藤、島、前原、奥平、大山、桂、桐野、篠原、村田及び小倉等の爲に、茲に復古功臣の功績顯彰に關する建議案を提出して、其の舊勳を勸し、其の位記を復し、其の榮爵を授け、地下の枯骨をして大正維新の恩光に浴せしめむことを切望する所以の微旨、亦之に外ならざる也。

以上の理由に依り、茲に本案を提出せり。

書生時代

一

北肥戦志といふ本に、斯ういふ事が、書いてある。
『右大將の時、千葉常胤は、鎮西の監職にして、關東の所領の上、肥前國小城郡晴氣村を賜りしより、子孫代々、當郡の地頭となりぬ。常胤六代の孫、頼胤、去ぬる文永年中、蒙古武備として、當國へ下つてありけるが、同十一年の冬、蒙古と打戦ひ、疵を被り、其手不慮して、翌年三十七歳にて失せぬ』

又、野史の中に、斯う書かれてある。
『千葉胤連、世々晴氣に居る。祖父胤資、實は、少貳政胤の弟也。明應六年、大内氏と戦ひ敗れ、脱走して、胤資に憑る。大内氏の兵、來り圍む急なり。四月、胤資遂に戦死し、政胤、多久梶峰城に奔る。胤連の父を、胤勝と曰ふ。其嫡家、祇園山に居る者と矛盾す。天文十四年、馬場頼周、少貳多尙の命に託し、千葉胤頼、祇園山城主を相謀り、胤連を逐ひ、晴氣の邑を奪ふ。胤連、出て奔る。已にして胤連、頼周を襲ひ之を殺す。十六年、龍造寺の族と、城原城を攻む。多直、防禦する能はず、筑後に奔る。是時、胤連、松尾城に據る。族長胤頼、中尾に城き、之に據る。勢競ひ相抗す。永祿二年正月、胤連、龍造寺隆信の援兵を得、晴氣城を攻む。胤頼戦死し、城陥る。』

胤連、小城郡を併吞するを得たり。有馬氏、來攻。又、龍造寺の援に因り撃退す。千葉氏遂に、龍造寺の臣下に屬す』

江藤家の事を、話すに就て、必要があるから、先づ、此二つの拔書を、掲げたのである。

千葉常胤から、九代目の胤晴が、或事情のために、肥前に移り、小城に住して、胤晴から、十代目に産れたのが、助右衛門というて、龍造寺に仕へ、例の島原役に従軍して、多少の功名を揚げた。

龍造寺が、滅びて、鍋島家が、肥前を領し、助右衛門も、鍋島家の臣となつた。助右衛門といふ名は、江藤家の、通稱となつて、新平の父も、やはり、助右衛門と稱した。

助右衛門の妻は、淺といひ、浦忠左衛門の妹である。夫婦の間に、二男一女を儲け、長子は、恒太郎といひ、次子を、源作と稱し、一女は、榮といふた。恒太郎は、又藏と改め、後は、新平と稱した。

助右衛門は、郡目附役であつた。今でいへば、郡役所の吏員で、役柄も低く、身分も、軽いものであつた。併し、武藝の嗜みがあり、其上に、文字も、一と通りは、解し得て、斯うした、低い武士には、珍らしい人であつた。

所が、助右衛門には、何に限らず、物事を、軽く視る癖があり、自分の役に就ても、餘り、熱心でなかつた。其代り、洒脱な氣風があつて、その言行は、飄逸に流れ、當時の武士には、不似合な事が多く、つまりいへば、無頓着な質であつた。

勤め向は、怠り勝であつたが、義太夫には、ひどく凝つて、少しでも暇さへあれば、不思議な聲を出して、唸つて居た。上役に代つて、郡内見廻りの場合にも、義太夫を、語る事だけは、片時も忘れなかつた。

町人や、百姓に對しては、物優しく應接するので、在外に、氣受が良かった。併し、上役の者には、どうかすると

楯を突く事があり、さうした場合には、自分の役柄が、下級である、といふ事を忘れて、強硬に、突張るのが、毎て

あつた。

今日も、役所へ出て居ると、下使ひの者が、やつて来て、

「ちよつと、申し上げます」

「何ぢやな」

「お召で、ございます」

「御奉行の御用か」

「へい、左様でございます」

「よし、すぐに参る」

下使ひが、行く姿を見送り乍ら、

「ちえツ、うるさい事だ」

と、口叱言をいつて、立上つた。

「助右衛門殿」

「ハツ」

「ちと、用談がある」

「何事でございます」

「外の事でもないが、御役中、妙な聲を出すのは、止めたらどうぢや」

「妙な聲とは、どういふ事でございます」

「改めて聞かすとも、其位の事は、お判りぢやらう」

「イヤ、一向に、判りませぬ」

「何ツ、判らぬ」

「ハイ」

「然らば、申し聞かすが、そりや、聞えませぬ、半兵衛さんを、止めなさい、と、いふのぢや」

「ハ、ア、あれが、不可ませぬか」

「悪い」

「半兵衛さんが、悪いのでござるか」

「悪い」

「傳兵衛さんは、いかゞでござるか」

「何を、いはつしやる」

「半兵衛さんが悪い、と、仰せがあるから、傳兵衛さんは、いかゞで御座るか、と、申して居るのです」

「お手前は、上役の者を、嘲弄めさるか」

「飛んでもない事を、仰せになる。何故に、拙者が、上役の方々を、嘲弄いたしませう」

「只今の一言は、明かに、上役を、嘲弄する言葉で、聞棄には、相成らぬ」

「ハ、ア、左様でござるか」

「食祿は少なく、役柄は低くとも、士人の片端ではないか。苟も、士人たるものが、下司の嗜む、義太夫なぞに、

身を入れて、御役を軽んずる、とは、甚だ以て、其意を得ぬ。今後、左様な事は、フツツリと思ひ切つて、御役事

一に、お勤めを怠らぬやう、此場に於て、誓言をなさい」

「殿い御叱りて、恐縮いたした。併し、士人が、義太夫を語つては、悪いので御座るか」

「宜しくない」
 「然らば、御尋ね申す。重役や、老臣の方々が、君侯の御前に、謠を、うたふ事が御座る。あれは宜しいので御座るか」
 「謠は、上品なもので、士人の樂みの一つである」
 「謠と、義太夫と、どの點が、左様に、違ふので御座るか」
 「左様な事には、莫迦らしくて、答も出来ぬ。いづれにしても、今後は、假令、宿元にても、義太夫なぞ、唸る事は相成らぬ」

「何と仰せられても、是だけは、止められませぬ」

「拙者の申す事が、お判りにならぬか」

「御役の上に、差支を醸さぬ限り、義太夫を語らうと、甚句を踊らうと、敢て、お指圖は受けぬ」

押問答が、茲に迄進んで、奉行は、すつかり、怒つてしまつた。

其翌日は、御役御免になつた。けれども、助右衛門は、少しも、驚かなかつた。どうせ、役に就いて居た所で、大した食祿を、貰つて居る譯でもなく、最下級の士人として、生活苦は、免れないのであつたから、寧ろ、無役になつて、好きな義太夫でも、思ふ様、うたつた方が、遙かに優だ、と考へて、存外に、呑氣な顔を、して居た。

「あなた」

「何ぢや」

「御役御免ださうでございますね」

「其通り……」

「何か、落度でも、ありましたのですか」

「何んの、左様な事は、さらに無い」

「それでは、どういふ譯で、御役御免に、なつたのでせうか」

「奉行が、解らず屋だから、何とも仕様が無い」

「マア、そんな事を仰言つて、人に聞えると思ひてはございませんか」

「別に、悪い事は、あるまい」

「あなたは、御奉行さまに、さからつたのでせう」

「そんな事はないが、義太夫を、語つては悪い、といふから、悪くはない、と、いつた丈けだ」

そこ迄聞いて、妻には、御役御免の理由が、よく判つた。此上、何をいうた所が致し方がないから、暫くは、夫の氣任せに、するのが良い、と思つて、別に、意見もしなかつた。

無役無祿に、なつて見る、と、身體に暇があり、氣分が樂になつて、好きな義太夫は、思ふさま、語れるけれど、生活は、愈々、苦しくなる。妻の實家では、それを憂へ、城下を去るべく、助右衛門に、注意を與へた。

そこで、助右衛門は、田舎へ、引込む事になり、城下から、五六里離れた、晴氣村へ、引移る事になつた。此所は先祖の千葉氏が、一たびは、支配した事があつて、江藤の家には、由緒ある土地であつた。

晝は、村落の、子供を集めて、寺小屋を始めた。城下から、偉い先生が来て、手習ひを、仕込んでくれる、と、聞いて、忽ちに二三十人の子供が、集まつて来た。夜は、好きな義太夫で、老年や、若い者を集め、頻りに、唸つて居たから、助右衛門の家は、恰で、俱樂部の如くになつてしまつた。

其頃、新平の歳は、十二三歳であつたが、母の淺は、非常な賢婦で、呑氣な夫に、子供の教養は、托して置けぬから、新平には、自分が、句讀を授けた。兎に角、四書五經を、浪人生活の間に、すつかり、仕込んでしまつた、といふのだから、婦人としては、偉い方であつた。

彼是れする内に、助右衛門の同僚が、頻りに心配して、奔走を始めた。上役には、餘り氣受けが、良くなかつたけれど、同僚の間には、助右衛門を、好いて居る者が多く、その窮乏に同情して、復役の運動を、始めた者があり、上役の方でも、役目の上に、大した落度が、あつたと、いふのでもなく、例の義太夫が、祟りを爲したのであつて、時が経てば、感情も和らぎ、助右衛門は、藩廳へ呼出されて、今度は、質品方になつた。

薩藩にも、それと同じ、役があつて、佐賀藩にも、長崎との關係から、さうした役が、あつたのである。これは、品物に對する、鑑識を第一として、且つ、算勘に、明るい者でない、と、勤まらぬ役であつた。

江藤一家は、再び、城下住ひとなり、新平は弘道館の寄宿舎へ、入る事になつた。例の『葉隠集』を、基礎として藩の子弟に、一種の教育を、仕込む所であつた。

假令、輕輩微祿でも、士人の側に居れば、その子供を、義務的に、入塾させるのが、藩則に、なつて居た。家老の子弟は、通學を許されたが、それ以下の者は、寄宿舎へ、入れられる事に、なつて居た。

學費は、納める必要がなく、只、食費だけを、各自に負擔する事に、なつて居た。但し、現金を、持つて行くのでなく、一人に付、一ヶ月に、幾升と規定があり、それだけの米を、納める事に、なつて居たのだ。

所が、どうかすると、米を、規定の日に、納められぬ者がある。貧しい武士の子は、僅かな米でも、一ヶ月に繼めると、時に依つて、納める事が、出来ぬものもあり、あの取扱ひは、極めて、嚴重であつたから、期日に、納め兼ねた者は、食堂へ入つても、食事は、與へぬ事になつて居た。

尤も、三度の惣菜は、藩侯から、下附される事に、なつて居て、飯米だけを、自分が、負擔するのであるから、大した米でもないが、それでも困つて居る者は、納め兼ねる事がある。

食堂へ入れて、外の者と、同じやうに、並んで居るが、米を納めぬ者は、飯が食へぬ。只、惣菜ばかりを、食つて居る。

『江藤さん』

『ハイ』

『あんたは、まだ、納米に、なつて居らぬぞ』

『左様で、あります』

『納米を、せぬうちは、飯を給さぬ事に、なつて居る』

『ハイ』

『承知ぢやらうな』

『知つて居ります』

『膳板から、遠ざかつて居たら、どうぢやな』

『飯は、頂けんでも、惣菜は頂けるのであります』

といつて、新平は、少しも、恥づる色なく、澄まして、惣菜を、ムシヤク、やつて居る事が、屢々であつた。如何に規則でも、斯ういふ取扱ひは、感心出来ない。

江藤の家計が、如何に苦しかつたか、といふ事は、新平が、十歳の時、燈油を、買ひに出て、その歸りに、犬に追はれたので、走る途端に、石に躓き、バツタリ倒れると、燈油の壺を、割つてしまつた。其晩は、燈火無しで、過した事もある。それから、引續いての、貧苦であるから、寄宿舎時代にも、可成り、ひどかつたに、違ひない。

學問の出來は、頗る良く、儕輩を、壓する程であつた。弘道館の、課業が終ると、僅かな時間を利用して、石井松堂の塾へ通つた。時に、飯米にも、差支へるやうな事はあるが、學問の修業は、斯うして、續けたのだから、流石

に、偉いものであつた。
衣類は、垢付いた儘、ほころびは繕ひもせず、見るからに、乞食書生の標本だ。同窓生のうちには、新平を、輕侮する者もあつた。

或時の輪講に、松堂先生が居らず、代講の人が、監督して居た。

『江藤さん』

『ハイ』

『けふは、先生が、お留守ちやから、隨意の輪講を、する事に、きめた。あんたは、どうするかな』

『私も、お仲間に入らせて下さい』

『何か、得意のものを、受持つてごらん』

『ハイ』

『論語か、孟子か、それとも、何にするかな』

『私は、大學を、好いて居りますから、それに爲たい、と思ひます』

『エツ、大學を……』

『ハイ』

是には、代講先生も、呆れ顔で、新平に、再度、念を入れて聞いたが、やはり、其通り答へた。同窓の書生も、顔を見合せて、クス／＼笑ひ出した。

その侮りを受け乍ら、新平は、大學の全篇を、一氣に通讀した。而も、書物を見ず、空讀をして、一字も誤らなかつたので、同窓生は勿論、代講先生も、少し驚いた。新平は、更に、章句の中で、最もむづかしい、と、いはれて居る所を、片端から、抜讀みをして乍ら、簡單ではあるが、解釋し去つた時は、誰一人として、感心せぬ者はなく、それ

から後、松堂の塾では、新平を、重く視るやうになつた。

弘道館には、枝吉神陽が居て、志ある青年の、尊敬を、受けて居た。神陽は、元來が、國學者であり、其上に、漢學の詣造も深く、純な、勤王論者であつた。その訓導を受ける、青年は、神陽の學識と、人格に引摺られて、何時か、勤王主義に、なつてしまつた。

副島種臣は、其頃、次郎というて、枝吉家に生れ、副島家へ、養子に、貰はれたのであるが、神陽は、實兄であつた。枝吉家は、世々、漢學の家で、従つて、次郎も、青年の中では、學者の方であつた。神陽の指導を受けて、熱心な、勤王論者となり、同窓の間に、同志を求めて、追々に、仲間が、殖えて来た。

中野方藏、大木民平、大隈八太郎、古賀一平、江藤新平、其他に、十數名の青年が、血を吸つて、結束を約した。大木、古賀、江藤を、佐賀の三平と稱して、青年でこそあつたが、先輩からも、矚目され、藩中では、評判の三人であつた。大木と、江藤は、幸ひにして、明治の聖世に残つたけれど、惜い事には、古賀だけが、世を早くした。

是等の青年が『葉隠集』の教育に満足せず、盛に勤王を唱へ、館内の空氣は、追々、化せられて来た。勿論、その後には、神陽が、鞭を擧げて、尻を叩いて居たのは、いふ迄もない。

城内の一隅に、佐賀八幡の、神祠があつた。之は、龍造寺を祠つたもので、藩では、頗る大切に、爲て居たのだ。鍋島が、龍造寺又七郎を斬つて、それから、鍋島家に、祟りがあり、猫騒動の物語が、嘘にもせよ、作られる程に、鍋島家と、龍造寺家は、悪い因縁が、絡むて居つたので、龍造寺を祠り、その祟りを、免れる事に努めたのだ、と、傳へられて居る。

その佐賀八幡へ、並べて、一夜の中に、白木造りの、神祠が殖えたので、藩の問題となり、それを調べて見ると、皮肉にも、楠正成の像が、安置してあつた。

『葉隠集』の、教義からすれば、藩士が尊敬すべき、主人といふのは、鍋島の殿様であつて、只、偏に、鍋島家へ對する、忠節のみを、吹き込んで居たのだから、其點からいへば、將軍家も、將た、皇室も、眼中になく、幽靈になつても、鍋島家に、忠義を盡すのが、藩士の本分としてあつた。

所へ、楠正成なぞを、擔ぎ込まれては『葉隠集』の教義が、根本から、崩壊して了ふから、藩としては、容易ならぬ、問題であつた。

中野等が、やつた事だ、と、判つて、それから、一同は、藩廳へ、引出された。其時分から、大隈は、よく喋舌つたので、重役から、調べを受ける、と、眞先に、理窟を列べ、舌鋒鋭く、弘道館の教義を、非難し始めた。他の青年も、それに相和して、盛んに、論辯するので、之には、重役等も、頗る尻古垂れた、と、傳へられて居る。

其結果は、一同、親類へ預けられ、閉居謹慎を、命ぜられた。大隈が、青年の間に、重きを爲したのは、此問題からであるが、同時に、藩廳の方でも、注意人物として、大隈の行動を、監視する事になつた。

一一一

神陽の名は、吉田松陰ほどに、世に現はれて居ないが、佐賀藩の青年に、勤王の精神を、植付けた者は、神陽であつた。松陰の勤王主義は、藩を中心として、勤王に努める、といふのが、其本旨であつた。

我邦は、上、天朝より、下、列藩に至るまで、千萬世に襲つて、絶えざること、中々、漢士などの比に非ず。故に漢士の臣は、譬へば、半季渡りの奴婢の如し、其主の善惡を擇んで、轉移すること、固より、其所なり。我邦臣は譜代の臣なれば、主人と、死生休戚を同うし、死に至ると雖も、主を棄去るべきの道、絶えてなし。嗚呼、我父母は、何國の人ぞ、我衣食は、何國の物ぞ。書を読み、道を知る、亦誰が恩ぞ。今少しく主に遇はざるを以て、勿然として去る。人心に於て、何ぞや。我孔孟を起して、與に此義を論ぜんとなす。聞く、近世、海外の諸蠻、各其賢智

を推擧し、其政治を革新し、駭々として、上國を凌侮するの勢あり、我何を以てか、是を制せん。他なし、前に論ずる所の、我國體の、外國と異なる所以の、大義を明にし、闔國の人は、闔國の爲めに死し、闔藩の人は、闔藩の爲めに死し、臣は、君の爲めに死し、子は、父の爲めに死するの志、確乎たらば、何ぞ、諸蠻を畏れんや』

松陰は、斯ういふ風に、説いて居る。神陽は、もつと、徹底して、説いて居る。初め昌平齋に、學んだ時、漢學ばかり、教へられるので、『日本には、日本の歴史があり、皇室を中心として、一貫した、主張がある。然るに、皇室を排して、漢學のみを、教へるとは、何事である』

といつて、自分は、別に、和學を修めた位に、勤王中心の人であつた。従つて、神陽の勤王は、復古主義の勤王であり、純然たる、皇國主義の人であつた。

弘道館の講義にも、常に、皇典講究の、必要を説いて、時には、日本一君を唱へ、其頃としては、可成り危い所まで踏込んで、青年に、教へたのであるから、作賀藩に、勤王主義の者がある、とすれば、それは神陽の力であつた。茲に於て、思ひ當る事は、副島種臣の人格と、その晩年である。明治天皇に事へて、侍講の職を奉じ、正しく王道を説いて、御前に進講した、精神と、態度に至つては、多く、其比を見ぬ。

今もなほ 天津日繼の御代そかし
守らせ玉へ 楠の木の子

と、副島は、閉居を、命ぜられた時、此歌を、神前へ、捧げて居る。

藩では、是等の連中を、義祭同盟と、呼んで居るが、併し、佐賀に於ける、勤王論は、神陽が、その初めてはなかつた。ザツと前に、深江信谿が、最初の、勤王鼓吹者であつた。

楠公の像を祠つたのも、實は、信谿が、その初めて、社殿新築に就て、義金を募集した時、藩主の光茂が、筆頭で

あつた。此一事を見ても、信谿の信用が、どれ程に、深かつたか、と、いふ事が判る。其後、祭りの事が、打絶えて居て、何時の間にか、神祠も、取崩されてしまつた。

それを、神陽が、甚だ遺憾として、相良總左衛門の、教へを受け、楠公の木像が、梅林院に居るのを知り、ひそかに、執政の鍋島安房に、内諾を得て、前にいうた如く、一夜のうちに、楠公社を、建て、しまつた。

此事は、青年のみでなく、多少とも、天下に志ある、人々を刺戟し、それが、原因となつて、弘道館の教義が、著しく、改まつて来た。

猶、此外に、蘭學の力が、弘道館の學風に、影響して来たのは、當時の、佐賀藩を、見る上に於て、大いに注意すべき、事の、一つである。

大隈傳の場合にも、その一端を、述べてあるが、長崎警備の加役は、佐賀藩と、福岡藩であつた。従つて、長崎へは、藩士の、往來も繁く、藩主の閑叟は、蘭法の醫學を好み、藩の醫者に、之を學ばせるべく、長崎へ絶えず出張させた。

さうした關係から、西洋の文化に、觸れて行く事が、思想の上にも、影響して、やがては、弘道館の學風が、一變するやうにも、なつたのである。

蘭學に依る、美術工藝等に關して、研究の必要が起り、弘道館のうちに、蘭學寮を、置くやうになつたが、その研究が、進むに従つて、長崎へ、その別寮を作り、之を、致遠館と名づけ、留學生を、送る事になつた。

此時に、閉居謹慎を命ぜられて居た、例の青年が、俄に罪を許されて、留學を、命ぜられたのだから、實に、不思議である。

閑叟は、斯うした所が、非常に、すぐれて居たのだ。藩の嚴誼を受けて、現に、謹慎中である、青年等に、留學を命ずるなどは、普通の藩主に、出来る事でない。

中野方藏

閑叟は、初み、水戸烈公に親しく、従つて、攘夷論に、傾いて居たが、後には、井伊大老に接近して、開國論に、變つたらしい。井伊は、純な、開國論者ではないが、大老の職に、就いて居たので、外夷に迫られて、餘儀なく、條約に調印してから、自然、開國論者の如く、一般から視られたのである。

元來、閑叟は、烈公に比べて、その氣質が、全然、異つて居た。烈公は、外夷に對する、意見にしても、頗る強く、結局は、開國に落付く外は、ないとしても、その威迫に恐れて、條約に調印するのは、國威の失墜であるから、假令、武力に訴へても、一時は、拒絶すべきである、と、いふのが、烈公の主張であつた。

閑叟も、其初めは、烈公に、引摺られた形で、攘夷論であつたが、烈公の鼻息が、餘りに強過ぎるので、少し、厭氣がさした所へ、井伊に、近づいて行つたから、烈公との關係は、段々薄くなり、何となく、井伊かぶれがしたのであらう。

されば、家定の繼嗣を、定むるに就ても、井伊を、援ける事は、無かつたらしいが、慶喜擁立には、同意して居なかつた。それであるから、一部の人は、閑叟を、井伊派と、視て居たのである。

萬延元年の三月三日に櫻田の變があり、無慘にも、井伊大老は、水戸の浪士に、殺されてしまつた。當時は、攘夷論が、盛んであつたから、井伊の死は、一般に喜ばれて、攘夷派の氣焰、當るべからず、やがて、その人氣が、倒幕

へ、傾いて行つた。

閑叟に對しても、攘夷派は、好感を、有つて居なかつたから、井伊を倒した、勢ひに乗つて、閑叟も、序にやつて了へ、と、いうて、その空氣は、可成り、濃くなつて來た。

此事は、國許の方へも、判つて來たから、屈強な勇士を選んで、江戸へ送り、閑叟を、護衛する事になつた。そこで、人選の事が、噂に上ると、競争になつて、大騒ぎを始めた。

神陽門下の青年も、競争を始め、我れ勝に、重役へ、運動を試みたが、大體に於て、俗論派の者が、其選に當り、神陽門下では、僅に、中野方藏、副島二郎の二人が、辛うじて、採用されたのみで、一番に熱心であつた、大隈は、どうしても、許されなかつた。

若し、大隈が、選に當ると、新平は、假令、藩廳が許さないでも、其費用を、大隈が、負擔する事に、なつて居たから、大隈の爲に、力を盡したけれど、大隈が落第したから、新平も、その目的を、果し得ぬ事になつた。

此一派の中では、一番に、急進論者として、重役等に、注意されて居たのは、中野であつたから、愈々、中野が、其選に當つた、と聞いて、藩中の人々は、驚いた程である。どういふ譯で、中野が、行けるやうになつたか、それは、裏面の事情がある。

島團右衛門——義勇——が、自分を空うして、中野の爲に、猛烈な運動をしたのが、重役を動かし、その結果、中野も、仲間入が、出來たのだ。

島は、自分も、行きたかつたのだが、それよりは、中野を、送り出した方が、却つて、同志の爲にもなり、すべてが、好都合に運ぶ、と考へて、中野を、推上げる事に、力を盡した。

全體、中野は、人物として、餘程、優れて居たらしい。大隈が、晩年になつて、當時の事を、語る時分には、必ず、中野の事をいうて、その早世を、惜んで居る位だから普通青年とは、大に異つた所が、あつたのだらう。

中野は、江戸へ着くと、これから、四方へ、交り求めた。只一つ、中野が、大に失望した事がある。それは、烈公の死であつた。一部の人は、偏狹にして、頑固な人のごとく思はれ、餘り喜ばれては、居なかつたが、尊攘派の人達は、烈公に、傾倒する者が多く、殊に、中野は、水戸の學風を、慕うて居ただけに、烈公の死を聞いて、非常に落膽した。

其代り、一人の先輩を得て、稍、満足する事が、出來た。その先輩とは、誰か。例の、大橋訥庵である。訥庵は、長沼流の兵學家、清水赤城の子で、大橋といふ、富豪の娘と結婚し、其姓を、冒す事になつた。今の菊地長四郎の家が、即ちそれである。

昌平齋に學んで、佐藤一齋の、弟子であつたが、朱子學と、水戸學を、折衷して、訥庵一流の學問を以て、世に立つた人物で、向島の小梅村に、塾を開き、多くの門生に、教へを布いた。

同門の學者とは、餘り、反が合はなけれど、若い連中には、非常に、人氣があつて、殊に、人を煽動する事が、巧みであつた。近代の人では、澁澤榮一、江原素六なども、其門に出入して、教へを受けたのである。

訥庵の養子は、一齋の孫であるが、明治十四五年迄、思誠塾と稱し、持續されて居た。死に到るも、チヨン鬚を廢さず、散髪のは、入門を許さなかつた。陶庵先生の名は、可成り、響いて居た。

▲大橋滋如は、江戸へ出て、質商を営み、佐野屋と稱した。野州の菊地村を開發して、菊地姓となり、訥庵を迎へて、大橋家を、繼がせたのである。

當時、中野から、大木へ送つた手紙がある。それには、斯ういふ風に、書いてあつた。

一筆啓上仕候。先日より、色々風説有之候末、今二十七日夜、都下、觸達有之候譯は、水府老公死去に

付、亂舞鳴物等、停止之趣也。書生寮も、同様、觸達有之候、誠に可惜哉。人生五十、無功、飛去爲西方人
(中略) 且又、是迄の老公所業、斯程ほきれり仕方にては、無之哉に相考、必定、被爲死去、嗚呼誠に可惜哉。
併し、内證色々都合に付、イタチのチヤーギリへにて、如此危険なる事にて、又難計、何れ有志の者は、先、
其仕組候而、可在罷方、可然存候。是ケ様仕候而も、無害事に候、併し、死去なしと特は又愚なり。何待
老公而起乎。英雄は自有處置、自在定志、唯嘆天下有志の士、恐以老公之死、一時くたぶれ、其氣、自撓まんこと
を(中略) 江藤にも、此手紙、一見させ被下度候。(下略)

其文意に依ると、烈公にも、充分に、満足して居ないらしいが、それは、例の密勅一條に就て、烈公の腰が碎けた、
それらに對する、不満ではなかつたか、と思ふ。

井伊の死後、幕閣には、久世大和守が、老中の上席で、實權は、安藤對馬守が、握つて居た。公武合體の實現を、
期する爲に、和宮降嫁の運動を起し、それが成功して、和宮は、將軍家へ御入興と決した。

そこで、大橋の教へを、受けて居る、血氣の連中が、安藤の襲撃を計畫した。その背後には、長州の桂小五郎が匿
れて居た。

▲『佐幕派の傑人』又は『幕末側面史』を、參照して欲しい。
文久二年、正月十二日、訥庵の塾へ、幕吏が、踏込んだ。尤も、訥庵は、濱町の佐野屋から、伴れて行かれたの
だが、此時の騒ぎは、可成りひどかつた。

中野は、副島と共に、鍋島家の、本邸内に、居たのだが、其前に、副島は、馬から落ちて、怪我をしたので、中野
は、その看護に、手を盡して、殆んど、食も、忘れる程であつた。

『副島ツ』
『何だ』

『少しは、痛みが去つたか』
『お蔭で、大分、樂になつた』

『裂傷は無かつたが、却つて、打身といふ奴は、早く癒らぬもので、俺は、心配したよ』
『有難う。お前の親切で、やうやく癒つた』

『さういふ譯でもなからうが、つまり、お前は、武運に強かつたのだ』
『もう、二三日中には、起きられるだらう』

『俺は、ちよつと、風呂に行つて来る』
『ウム、ゆつくり、入つて来るがいい』

中野は、邸を出て、近所の、風呂屋へ行つた。
所へ、奉行所の捕方が、一時にドツと、押込んで来て、風呂に、浸つて居る、中野を、包圍した。

『其方は、中野方藏といふか』
『左様』

『取調べの次第があるから、奉行所へ、同道いたす。神妙に、致して居れ』
『ハ、ア、奉行所へ……』

『愚圖々々せずと、早く參れ』
といつて、裸の儘、つれて行かう、とするから、中野は、

『怪しからん事をなさるな。苟も、鍋島の家臣だ、裸の儘で、つれて行くとは、何事か。無禮をすると、許さんぞ』

と、大喝を加へた。

捕方は、大喝されたので、少し屁古垂れ、手を引いて居るうちに、中野は、衣物を着た。

かくて、奉行所へ引かれた。中野は、これから、調べを受ける譯だが、二三日は、何事も無く、済んだ。正月十五日になる、と、奉行所は、混雑を始めた。

此日は、安藤が、坂下見附で、三島三郎等に襲撃され、生命は取止めたが、負傷をしたので、それが爲に、奉行所は、大騒ぎをしたのである。

中野が、奉行所へ、引かれた事に就て、鍋島家の重役が、非常な失態をして、安藤の事件に、關係ありと見て、後の迷惑を思ひ、奉行所の、照會に對して、『中野は、鍋島家の家來でない』と、答へたので、奉行所では、中野を、素町人として、取扱つた。そこで、中野は、

『拙者は、祖先以來、鍋島家に仕へて、現に、食祿も、五十五石を、頂戴して居る。藩の重臣が、何というたか知らぬが、拙者は、どこ迄も、鍋島の家來であるから、若し、素町人としての取扱ひなら、何事を聞かれても、一切、答へをせぬから、左様、御承知あれ』

と、頑張つて、何としても、訊問に應じなかつた。

それから、鍋島家へ、再度の懸合となり、重臣等は、面目玉を踏潰して、中野が、家臣である事を認め、奉行所へ、始末書を取られたのだから、實に、醜態を極めたものだ。

獄中から、中野は、大木と、江藤へ、手紙を寄越して居る。

病氣共にて、自然、小子儀、相果候はゞ、中野家跡目之儀は、阪部晋三郎、小林勝藏、兩人間へ、讓度候間、妹與し、又は、ため、兩妹間引取、家内相續、仕候儀、是非、右様、仕候儀、小子一親中へ、取重に、御承知被成下度、深く奉、觀候。

中野が 藏(印)

大木 平民 平様
江藤 新 平様

それから、間もなく、五月二十五日に、中野は、牢死してしまつた。傳ふる所によれば、拷問にかけられたのが、死因である、といふ。

脱藩入洛

櫻田の變は、各藩の有志に、非常な、衝動を興へた。今迄に、尊攘派であつた者が、一層、此事から、其志を堅くし、少し、曖昧で、あつた者は、之が爲に、強くなつた。同時に、俗論を唱へて、佐幕に、傾いて居た者も、餘程、屁古垂れて来た。

佐賀藩への影響も、それと同じく、全體の狀況が、大分、變つて来た。殊に、中野の牢死は、その一黨に、容易ならぬ、義憤を起させた。江藤の如きは、滅茶苦茶に、疔癢を起して、京都へ、飛出しにかゝつたが、前にも、いた通り、江藤の家は、非常に貧しかつたから、どうしても、旅費の調達が、意の如くならず、之には、流石の新平も、ひどく弱つた。

『オイ、家に居たか』

と、いひ乍ら、入つて来たのは、仲好しの大木であつた。

『ウム、居るぞ』

大木は、ズツと、上り込んだ。

『何か、用事でも、出来たか』

『ウム』

『どういふ事か』

『少し、金の都合は、出来まいか』

『ハ、ア、愈々、飛出さう、と、いふのか』

『判つたか』

『其位の事が、俺に判らんで、どうする』

『一文無しでは、足がきがかぬ。何とかしてくれ』

『よし、承知した』

『有難い』

『今夜のうちに届けるから、こつそり、仕度をして置け』

『心得た』

二人は、聲をひそめて、頻りに、話込んで居る。

▲大木も、輕輩であつたが、多少の貯があり、江藤ほどに、窮しては居なかつた。

その翌日、新平は、早くも、城下を離れて、京都へ向つた。新平から、藩廳へ出した、書面がある。つまり、脱藩の趣意書とも、いふべく、不思議な、書面であつた。之を、正々堂々の、脱藩とでも、いふか。

伏て、方今の形勢を、推考仕候處、當季春以來、薩長兩藩、及上洛、列藩の諸侯、順逆相分れ、諸方の浪人共、只管に、公武の間に、致周施由、殆、偃武修文の秋にて無御座候。是は元來、上巳の變以來、形勢漸々

と、移崩致したる義にて、要之、尊王攘夷の兩件より、事端發起し、此事素より、今の時弊に、的當の事にて、可有之候得共、若し、右に就ての處分惡敷、調和不得其宜候得者、土崩瓦解、一時に來り、或は、姦雄、營私計之媒と相成、又、夷狄、逆圖の機を引出、第一、皇室の衰沈、萬民の憂苦と相成、亂機一度、相生るに至ては、三百の諸侯、四分五裂、周家、八百年の戰爭、此時よりして、不止之時宜に、及間敷とも難量。然れども、不失其筋候て、調和、得其宜候得者、皇室の沈衰を挽回し、四夷、猖獗之侮をも、防禦致し、巍然國威を盛大にし、太平の基本を、相定候事も、亦難事にては有之間敷、寔に、前條處分調和の、得不得は、實に、神州の浮沈に、致關係候儀にて、方今の時勢は、大事の機會到來の折柄なれば、能々、勸考、轉禍爲福の手段も、可有之候處、是迄の通り、一定の權度無之や、動もすれば、夷狄の虚喝に被威、其姦謀に陥り、遂に、神州未曾有の、大穢辱を取らば、可相成、去迎、幕府、既に、及和親候處、鎖國の儀を、固執有之、只管に、夷狄拒絶の難題を申かけ、窮鼠反て嚙猫の勢を、釀成致し、強て、内亂の端を造立致し、天下萬生の、大不幸を、引出候體の事、有之候ては、決して不相濟、只々、大仁の心を懷抱して、諸事、至誠より流出、此心を以て、皇室の基を相定め、國是を、相立候はゞ、所謂、處分得宜と、可申事にて、當世の先務にて、可有御座、其上にて、和戰の兩條は、兎角時宜によりて、幾重にも、手段は可有之、就中、右穢辱洗復等の儀は、一兵を勞するにも、相及間敷事と、奉存候且、右鎖國の儀は、幕府初代の建議にて、皇代盛事の典型にては無之、奈良の朝以前は、皇徳の四夷に不及を、被勞宸慮候、御事の由、因て、唐國三韓等の諸邦も、奉、仰皇徳、候程に候得者、鎖國と申は、皇國の御國體にては無之事、榮然明白仕候。就中、方今、宇内製艦精巧、航海の術、大開、候へば、前段國是、相立候に於ては、時宜により、通商交易は、却て、宇内を制御する、計略の端にも可相成の處、只々拒絶而已を、專務と致候はゞ、處分を、失候儀に、可相成と、奉、存、候。

に出、或は、夷を憎む激志より發し、乍、恐、朝廷に於ても、一時の快に乘じ、天下形勢の歸着を、御勘考無之事どもにて候はゞ、内亂外患、並、臻の濫觴を、開候譯にて、誠以て、歎ケは數次第と、奉、存、候。元來、小子、微々たる一匹夫の身を以て、右の通、天下の御大事を、量度仕、候處、越、其職の罪は、不及申、實に狂妄の至り、不過之候得共、當今の先務と、奉、存、候。事條、乍不束、私丈の儀は、胸中既に、算定有之、只此機會、一日を相延べば、一日の難事と可相成、致推考、如此不肖の身、獨、竊に、王道の義を慕ひ、愚存の萬分一をも相達度、正々の衷情、難、藏、胸、臆、痛哭流涕、慷慨罷在候。且、又、小子、如此武門の端に、被加置、殊に、辱、老親、安、食、之、賜、無、妻、子、凍、餓、之、患、海、深、嶽、高、實に難述盡御恩澤に奉、浴、候處、方今の形勢、前條の主義に相及、自然、御國家に相關係候義等、出來る事も、難計、此時こそ、粉骨碎身、影となり、形となり、御高恩萬分一も、奉、報、度と、斷然致決心、乍、蔭、御、城、向、ひ、拜、伏、し、今、暫之、御暇、奉、願、候。他方へ罷越と申儀に御座候。勿論、形勢を、得と相、窺、其形勢相定、候、機、先、相見候はゞ、早速、可罷、歸、前段狂妄の處置は、實に、功名利達を、相計候儀にて無之候段、敢不待斧鉞之誅戮、可奉表、赤、心、候。尤、薩長其外、若し、右處分を失ひ不申、挽回方今之、形、勢、恢復盛大之世運候定略、有之候事を、能々見定、候はゞ、天下萬世の大幸、御國家に於ても、無此上御無事と、奉、存、候に付、前段の通、歸郷の覺悟不及申候。恐、惶、恐、惶、再拜頓首。

文久二年六月二十七日

此書面を見れば、江藤の識見と、頭腦の良かつた事が、思はれる。攘夷論から、開國へ轉換してゆく、その明敏さは、尋常の書生でない。

京都へ着いて、すぐに、桂小五郎と、會見して居る。當時の新平は、まだ、白面の一書生であつたが、それでも、

ひどく、桂を、感心させて居る。
桂に會つて、其翌日には、姉小路公知を、訪ねて居る。其時に、公知と、種々、應酬して居るが、その問答を、自
から認めて、國許の同志へ、送つた。

姉小路殿と問答の始末
御尋 貴藩御上洛の儀、如何にて候哉、又、御國是の所決、如何に候哉。

對 僕も、舊冬より病氣に付、城下へ引退、二十里計り西の方、僻地へ立越、養生罷在、夫より直ちに上京
したる浪人の事に付、舊冬以來の事、委細の儀は、存不申。併し、平日の覺悟は、存居候に付、凡その所を、
御話可申上候。一體、平日の覺悟は、要之、天下の御爲筋にては、國力のあらん限りは、相盡候儀、國
中平日の覺悟にて候。

御尋 然らば、方今の時勢は、寔に、被惱觀慮候折柄に付ては、一刻も早く上洛、天下挽回の御苦勞、被爲在
度儀にては無之哉。然に、貴藩よりは、御上洛の儀、不承之、夫にても、天下の爲めに、御國力のあらん限り
は、被爲盡候と、申すものにて候哉。

對 何ぞ、上洛の有無に因て、忠勤の厚薄を、決し可申哉。上洛致して、忠勤を盡し候も有之、國に居て、忠
勤を盡し候も有之、畢竟、其藩の覺悟は、其時の處置による事と、奉存候。

御尋 然らば、貴藩は、上洛無之とも、忠勤被爲盡候に付ては、其事は、如何の儀にて候哉。
對 二百年來、長崎御番相勤め、夷狄防禦の手當に付ては、堡塞、鐵艦、大砲、玉藥の備へ、數千の人数を、
同所に遣置、非常の節は、夫々後れを取様、兼て手配致し置き、就中、夷人追々、爭端を開候風説も、有
之に付ては、其手當、重々、仕置候。右は専ら、天下の御爲筋に、國力を盡候儀にては無之哉。且は、其任

の至當を勤むる所と、奉存候。
御尋 方今は、天下の病、已に腹心に相及候に付ては、何方の藩にても上洛し、奉安宸慮候儀、肝要にては
無之哉。

對 一體、長崎は、天下の大手口にて、二百年來、夷人通商入港の御場所柄、防禦の御手當、精々有之、非常
の節、他の場所は、假令後れを取候も、其場限りの事に可相成、長崎の儀は、前件大手口の譯に候へば、萬一、
後れを取り候得ば、全國の形勢も、彼等に被侮候儀に可移行、實に大事の御場所柄に付、堅固に守禦仕候事
こそ、奉安宸慮候事と、奉存候。

御尋 然らば、若又、御上洛の御内命下り候はゞ、如何。
對 御内命下り候はゞ、奉勅上洛の儀は、申迄も無御座候事と、奉存候。

公知は、二三度、新平に逢うて、意見の交換をした。桂が、感心した通り、公知も、江藤の識見に、頗る傾倒した
ばかりでなく、江藤の貧しい事が判ると、公知は、滞在中の費用を、補助する事にした。

國許から、急使があつて、神陽の死を、知らせて來た。神陽は、時疫に罹つて、死んだとある。つまり、コロリに
罹つて、死んだのだ。同時に、空閑次郎八も、麻疹に罹つて死んだ。どちらも、新平の爲には、此上なき、指導者で
あり、又、後援者であつたが、打續いての不幸に、新平は、限りなく、力を落した。

彼是れして居るうちに、新平は、時事を論じた、奏文を認めて、公知の取次で、闕下へ奉つた。其頃の事として、
鍋島の家臣、身分の軽い陪臣が、陛下へ、奏文を奉るなどは、殆んど、例のない事で、公知の信用が、深かつた爲
とは、いひ乍ら、新平の識見が、公知を、動かしたものと見て、よからう。
その奏文は、左の通りである。

草莽之臣某、謹而、奉密奏候。癸丑甲寅之年以來、幕府之處置、不其筋、調和、不得其宜、動もすれば、彼が虚喝に被威、彼が姦圖に陥り、神州未曾有の大汚辱を取候事は、觀覽被爲在候様にて御座候。當季春、薩長上洛以來は、幕府不敬之宿弊、一新仕り、諸方の大藩、順々上洛の積に、御座候趣にて、既に、土州は上洛有之、當季春以前の形勢とは、黑白雲泥之相違、實に、四五百年來、未曾有の良形勢にて、皇權復舊の大機會到來し、夷狄不順之禍、一轉爲福之良時節にて、可有御座候。

然るに、或は云、公武御一和、海内御鎮定、如御其夷は、可憐弘安之故事、是は、上策にては、有御座候數、弘安の御代、鎌倉執權北條氏は、天下の守護人を、都て家人に致し、其弛張與奪の權をも、致掌握罷在候に付、天誅に服候迄、百三十年來、武威赫赫有之候趣、方今の諸大藩は、右に反し、忝高位高官之人も有之、殊に、領廣土、擁數代恩顧之強兵、將又、大藩は、大概、幕府の重恩無之、唯々、從來の格例強張之勢に、致關係、且、天下之無事を思望して、順從致したる儀にて御座候。

然るに、幕府は、追年、武備衰疲、殊に、開府以來、右の如き國富兵強の藩等、數多有る形勢に付、無據、國を弱るの智術を以て、都御致し來候、得ば、二十年前、幕府盛時の時と雖、北條氏の通り、武勇を以て都御し、其弛張與奪の大權をも、掌握することは、出來申間敷、第一、當春以來は、宿弊一新、形勢相開け、左候て、幕府は、術盡情見、漸々衰疲に進み、諸藩の情實も、順逆既に相分候へば、逆も幕府初代以來之智術を變じ、即今邊かに、武勇を以て、天下の諸大藩を、都御致す事は、出來申間敷、既に、以武勇、不能都御候は、何以、可奉行攘夷之哉。假令、一旦、雖奉、諾、兎や角と、送日月、遂に、其勅に悖り候數も、不可知。且又、如此、漸々、送日月候は、天下益困窮し、夷狄益猖獗し、終には内亂の患を生じ候數も、不可知。故に、公武御一和之上、攘夷は、上策にては、有御座候數。

候間、爲天下萬民、天朝御直之御指揮、被爲在、其の夷狄攘撫兩條之處置は、時宜至當之觀決を以て、貫徹致候通、有之度、總べて右調和の儀に就いては、先以、宿弊一新の銳勢を以て、諸方守順の大藩を、被爲召、其上關東へ、御夷の事は、天朝御處置の下勅有之、總て上洛の數、大藩周旋仕候は、幕府多分は、奉諸可仕、然時は、海内、一心同志、皇權も、二分は復舊可仕敷。然後、在港の夷長を御召寄、鎖港之事、御諭有之に付、若夷狄共、勅を奉ぜざれば、即ち掃攘の觀決も難計旨を以て、禁裏守護の親兵として、諸方の忠士を、御選舉有之、然後、右親兵の俸祿、且、兼ては、親兵散在し、農隙を以て、禁裏守護の親兵として、諸方の忠士を、御選舉有之、以て、五畿内の内、關東支配の地丈に、御政貢とも、御直辨の達有之、然後、古昔唐使三韓使、到來之例に因て、正禮儀、嚴法式、在港之夷長を、被爲召、先以、二十年間、通商交易御取止、鎖國之事、順序之道理を以て、御諭解被爲在、其上若し、夷狄共、不顧天理、不奉勅諭候は、海岸諸藩は、其所領々々を相固め、山國諸藩は、其近隣の海藩へ、命加勢候通之勅諭を、五畿七道へ、被爲下、總て東西に御幸被爲在、戒怠、勸勤之勅諭を宣布し、斷然、御掃攘被爲在度(中略)若又、方今の大會に乗じて、不能復皇權、張國威候は、再來の機會も、豫め、難期、先以、御夷の事、御直の處置より、漸々大權復舊之觀決、被爲在度、伏て、奉希願候。誠恐誠惶頓首頓首。

文久二年八月二十六日

それらの事が、何時か、重臣にも知れて、事、頗る面倒に、なつて來た。江藤を、此儘に、打棄て、置くと、何を始めるか、判らない。第一には、脱藩の身を以て、公然、公卿の邸なぞへ、出入するとは、怪しからぬ事である。兎に角、取押へて、國許へ、送り返すが、可い」と、内決はしたが、うっかり、手を附けると、却つて、騒ぎを大きくするから、種々、相談の末、父の助右衛門を、呼上げる事にした。

如何に、藩の重臣でも、其頃の新平は、容易に、押付け得ないのだが、助右衛門を呼んで、働かせようとは、巧い事を、考へたものだ。

助右衛門は、重役から、嚴命を受けて、據所なく、新平を押へつけ、國許へ、伴れ歸つた。それから、重臣の間にも、議論があつて、結局、切腹させるが可い、となつた。

然るに、此事を、閑叟侯へ、申上げると、閑叟は、どうしても、承知しなかつた。重臣が、色々にいうて、切腹を迫つたけれど、閑叟は、「永蟄居てよろしい、彼は、將來に、望みある者だから、生命を縮めるには及ばぬ」と、仰せられて、重役の進言を、斥けてしまつた。

此點は、流石に、閑叟も、偉い所があつた。その爲人に就ては、簡単に述べてあるが、猶ほ一と通り、閑叟の事を、語る必要がある。

鍋島 閑 叟

昔の大名は、不勞所得で、贅澤な生活を、爲て居たのであるから、世間の下情には、餘り、通じて居なかつた。殊に、生活苦なんものは、何かの藥のやうに、思つて居たかも知れぬ。

それであるから、偶々、人情味のある、殿様が出て來ると、忽ち、名君の名を、擅にし、神様のやうにして、一般から、崇敬の的に、されるのである。

多くの中には、さうした、簡單な意味からでなく、眞に、賢明な人物も居たが、それは、極めて少數に限られ、大抵な藩主は、家來次第で、右にも、左にも、自由に動かされて居た。

どうかすると、鍋島直正——閑叟——を、島津齊彬に、比べる人もあるが、これは、少しく、非倫のやうに、思はれる。齊彬は、大名としてのみ、偉かつたのでなく、人間として、非常に優れて居たのであるから、一般の大名の偉さは、大分に、隔りがあつた。

閑叟も、普通の大名に比べて、偉い所はあつたんだが、齊彬に比べては、鼻負眼が、過ぎて居る、と思ふ。若し、閑叟が、齊彬ほどの人であつたら、維新の際に、佐賀藩が、あのやうな、立遅れには、ならなかつたらう。

藩の重臣には、藻抜けて、優れた者は、無かつたやうだが、少壯の藩士には、非常に優れた、人材が、多く居たのであるから、それらの者に、鞭を加へて、大に働かせたら、佐賀藩からも、元勳の二人や三人は、必ず、出て居たに

違ひない。

大隈、江藤、大木、古賀、中野、副島等を初め、元勳くらゐには、成り得る、資格を有つて居る、有爲の人物は、澤山に居たのだ。然るに、藩としては、すべてが、立遅れの氣味で、天下の勢ひに、追隨して行く、傾きがあつたら、藩士の運動は、何時も、押へられ勝て、思ふやうに、働けなかつた。

維新の變が、納まりを告げて、新政府の下に、論功行賞が行はれた。其際、賞典祿百石を、賜るべく、御沙汰を受けた者は、江藤と、島義勇の、二人のみであつた。

閑叟は、穩健な性質で、大名としては、聰明な方であつた。それだけに、物事の利害が、よく判り、先づ、結果を考へる事が、先に立つから、どうしても、保守退嬰に、落ちて行く。其癖、隠居前の閑叟は、相當に、勇氣もあり、進取の氣にも、富んで居たが、年と共に、其氣力は衰へ、割合に早く、老成の人に、なつてしまつた。

肥前の大守として、三十七萬石の、鍋島家が、動もすれば、引込思案に、囚はれて居たから、佐賀藩は維新の際に、氣を吐き得ず、遂に、第二流の大名となつたのであるから、此一事は、かへすくも、遺憾の次第である。

閑叟の祖父、治茂は、盛んに、武道を奨励し、文事に心掛け、勤儉を主として、藩政の上には、頗る見るべきものがあつた。

治茂の子、齊直の代になつて、華奢風流を事とし、贅澤の限りを盡した。當時は、家齊將軍の天下であつたが、家齊の贅澤は、十五代中、それ以上の者はなく、愛妾の如きも、十數名の多きに及び、子を儲くる事、三十幾名、只それだけの事を見ても、如何に、淫蕩な生活に、耽つて居たか、といふ事が、想像し得る。

當時の大名は、皆、その眞似をしたので、跡の苦みは、どれも、これも、同じ事であつた。島津家の榮翁が、贅澤の爲に、あれだけの身代を、滅茶苦茶にしてしまつたのと、同じやうに、齊直の一代で、鍋島の身代も、ガラ／＼に、なつてしまつた。

文政十年の頃には、參觀交代の、經費に苦しみ、危く、幕府の嚴誡を、蒙りかけた事もある。元來が、不勞所得で、生きて居た、大名の習ひで、困つて來れば、領内の町人や、百姓から、絞り取つて來るのだが、幾たびか、繰返して居るうちに、町人や、百姓の方も、絞り取られる物が、無くなつて來た。

翌年は、空前の暴風雨で、百姓の收穫は、殆んど、皆無にひとしく、如何に、絞り取らう、としても、それでは仕様がなかつた。

茲に於て、藩政の上に、大改革を行ひ、殖産、耕耘の上にも、改良を試みる必要がある。それを行ふには、齊直が、隠退する外に、方法はなかつた。

斯うした事情から、直正は、封を襲ぐ事になつた。時に、天保元年の事であるが、直正の歳は、僅かに、十七歳であつた。

直正は、封を繼いで、愈々、入國する事になつた。其時も、道中の費用が、出来ない爲めに供揃が整はず、幾たびか、出かゝつては、中止になる、といつたやうな、醜態をつゞけて、やうやく、出かけて見たら、品川で、行列が、進まなくなつた。

『實に、申上ぐるも、恐入つた事に候へども、御先代様以來、御眷向、御不如意にて、殊に又、前年より以來、肥前地方、一帯の天災にて、不作つゞきの、不幸重なり、江戸勤番の士は、勤番中の、負債を拂ふ事出來ず、此度も、勘定出來ざるため、出入の商人より、出發を引留められ、思ふやうには、發足も出來難く、加へて、永々の御道中に、支拂ふべき、御路用拂底にて、此先、一步も、出發いたし難く候ため、遂に、此始末にて、恐入りたる次第に候』

これは、其當時、家來から上申した、文書の一端であるが、これには直正も、驚いた事であらう。従つて、直正は、入國と共に、非常な改革に着手し、或は、藩政を改革し、或は、財政を緊縮し、或は、民業を、

獎勵すると同時に、老朽無用の、役人を斥け、少壯有爲の人物を、發用して、直正は、自ら進んで、領内の巡視を遂げ、眼覺ましい程の、働きをした。
直正が、藩士へ示した、諭告文なるものがある。

我等儀、當春、家督相續、誠に難有事に候。然る上は、神祖の御盛徳、泰徳院殿、被御請繼、政事の法則、被相傳置候條々相守り、國中安穩に、可治儀、改不能申候。然處、累年、公私の臨時事等、様々打重り、國財失墜多く、勝手向、至極差支、去々秋、未曾有の大風雨、高汐等の災害、擧て、不違算、其前後、引續大禮等の物入夥敷、彼是にて、彌ヶ上、及窮迫、既に國家難立候に付、先般興隆の存念、相續向取圖ひ丈を以て、遺合の儀、申出置候、付而、評議の次第、時々、承り届け、猶可令指揮候、然折柄、江戸表より、勝手方而而危急の趣、猶又、追々相達、爰許の儀も、如形にて、家中並下々迄、困苦に迫り、就中、風災には、今、家屋傾覆の儘、住居候者も、不寡由、諸地方共、右之通の爲體にて、領民の撫育は、擬置、忽代始より、公務も相整兼、上下家續不叶通の行懸り、浮沈旦夕に相臨、不爲是非次第、日夜、苦精神事に候。
抑、國家の興廢、萬民の安危は、專、政道の善惡に依る事候處、年曆押移、隨時世、律義質素の風、手薄く相成、第一、銀米の度、不相居處より、動もすれば、非常の計議而已にて、政事も、難相立、自然と、信義を失ひ候事に成立、別而歎敷(中略)何れも、猶又、憤發一致、抛身命、可盡其職分儀、此事候。惣而、仕組の調不調は、相勤候役々の、人柄に依候事にて、選舉尤肝要に候(中略)彌以、文武の修行不怠、忠孝仁義の志厚、一統、質素儉約を專とし、早く、三民得安堵之時節候様、猶又、可勵忠者也。

一、天の、人君を生ずるは、一世の民を治むるを責とす。人君は、必ず力を盡して、天下國家を治むるは、職分なり。我等、不才ながら、父祖の業を嗣ぐ事、甚だ以て、恐怖至極の事に候。然れば、勵精努力して、ある限り、國家を中興いたすこと、我等が所存なり。入國以來、仕組等、相立候得共、未だ一步の明りも、見え申さず、其上、近年凶作にて、百姓共、甚だ難儀の由、承り及ぶ。古人は、民は國の本と言ふ如く、民なくては、實に、國家一日も、立行不申事、眼前に候、然者、外向は、仕與相立候儀には候得共、猶又、於側向仕與相立候、衣食より段々儉約致し、軍國天災之備は勿論、窮民を救ひ、鰥寡孤獨之憂、無之様、專一の事。
一、前條申候通、我等衣服之義、去春一通り申候得共、未だ氣に合不申。漢の孝文は、天子にてさへ、衣を、三度洗ひ着せらる。又我朝にても、同席中に松平新太郎、上杉鷹山なども、斯の如し。まして我等が如きもの、幾度洗ひても、能事なり。故に、以來、國許にては、木綿ばかり着用可致候。
一、飲食の事は、我等、幼少より、華奢に致し候得共、此節は、朝食は、汁、香の物、二品限り、晝食は、平と、香の物、二品限り、平無之節は皿魚、夜食は、味噌鹽にて宜敷、右三趣は、其方共よりは、申兼候義に付、我等より申聞候。假令、美味佳肴、雖有之、前條申通、民の艱苦にては、咽に下り不申事に候。

所が、直正も、非常に、女は好きな方で、子供は、頗る多かつた。それを、領内の富豪に押付け、結婚の仕度金を、絞り上げた事もある。これなどは、可成り、ひどい遣方で、迷惑したものは、少なからずあつた。
領内の人民には早起を獎勵し、郡奉行が、庄屋の尻を叩き、役人が、手分けをして、朝寝坊を、叱つて歩いた。それが爲に、働く者は、多くなつて、町人や百姓は追々に、富んで來た。
弘道館の事は、前にいうてあるから、省略するが、兎に角、文教の盛んに、なつた事は、著しかつた。殊に、關

學を獎勵して、西洋の文化を、取入れよう、とした、其英斷は、稱すべきであるが、惜むらくは、大切な時に、精氣が消耗して、保守退嬰の氣分が、維新の働きに、禍ひした事は、前にいうた通りである。

明治初期

『凡ソ、地方ノ人民ニシテ、官廳ヨリ、不法ノ迫害ヲ受クル者ハ、進テ府縣裁判所、若クハ、司法省裁判所ニ出訴スベシ』

江藤が、司法卿になると、各府縣へ對して、斯ういふ布告を、廻したのである、これには、地方の役人も、ひどく弱つたらしいが、却て、人民は、此布告に依つて、自分等の利益と、立場を、確保すべく、何等の考も、有つて居なかつたから、役人の不法行爲は、さらに改まらず、人民の卑屈は、武家時代と、少しも、違はなかつた。

江藤の目的は、地方の小さい事件を、目指したのではなく、中央の大官が、可成り、悪い事をして居るから、それを懲さう、として、此布告を出したのであるが、人民の權利思想が、極めて幼稚で、泣く子と地頭には、勝たれぬものと、決めて居るから、折角の布告も、初めのうちは、大して、效用を、爲さなかつた。

著者は、古くから、江藤の事を調べて、其人物には、非常に敬意を、持つて居るが、冗談にも、斯ういふ布告を、出し得る、資格を、有つて居る、司法大臣は、今迄に、幾人あつたらうか。それを思ふと、實に、情けなくなる。

雜魚みたやうな、地方の小役人ならば、格別の事、若し、中央の大官が、此布告に依つて、告訴された時に、遠慮なく、ヤツつけて了ふ、強い覺悟がなければ、こんな布告は、出せるものではない。

江藤の偉い所は、外にも澤山あり、追々、事實に依つて、それを明かにする、つもりではあるが、兎に角、此事一つでも、偉い人だ、といつて、可からう。其代り、薩長の大官には、毛蟲の如く、嫌はれたのも、無理はない。殊に、江藤が、頼みにする子分というては、殆んど無く、場合に依れば、自分一人で、その裁きを、爲なければ、ならなかつたのであるから、従つて、その覺悟は、想像以上に、強いものであつた。

▲島本仲道を、江藤の、子分の如く、傳へる者もあるが、それは、大なる誤りで、それ程に、深い因縁は、無かつたのである。

只、尾去澤事件に就て、井上を縛るべく、島本と、相談した事實はある。又、さうした事は、島本が、最も、得意にして居たから、其點に就ては、江藤に共鳴して、同意を表したが、其他の事は、司法關係の役人として、江藤の指示なく、自分の勝手に、やつた事が多い。

元來、島本と、いふ人は、土佐の生れであつて、理智に富み、權勢に對しては、一種の反抗心を、持つて居た。その氣分が薩長の大官に對する、あの態度に、なつたのである。著者は、青年の頃、此人にも接近して、種々、その指導を受けた事がある。明治二十年の政變では、島本も、東京から、逐拂はれた一人で、著者も、その仲間であつたから、可成り、親しくして居た。

島本は、蕉風の俳句で、宗匠の格があり、著者も、島本から、古池や、と、いつたやうな事を、教へられたが、顔は、狸に、似て居たが、心はやさしい、人であつた。

權力の強い者に對しては、相當、馬力をかけて、反抗して行くが、同人や、後輩に對しては、存外に、暖い所もあつて、往年の島本が、どうして、あんなに強かつたか、と思ふ位であつた。

島本の身體が、あまりに小さくて、不具者に近いやうに、傳へる者もあるが、それは、間違つて居る。大きい體格では、なかつたが、世間並の身體であつた。足袋の寸法まで、計つては見なかつたが、著者は、そんなに小さい人とは、思つて居ない。

待てば、海路の日和あり、といふ、諺がある。南部の尾去澤銅山に就て、訴訟を、起した者があり、酒田の裁判所では、その訴訟を、却下して了つたが、江藤の出した、布告に基づいて、司法省へ、直訴して來たから、そこで、大きい渦巻を起し、司法省と、大藏省の間に、飛んでもない、ゴタ／＼が、起るやうになつた。

事件の性質だけを、簡単に、いうて置く。尾去澤銅山は、村井茂兵衛といふ、町人が、永い間、南部藩から、借區して居たのであるが、廢藩置縣の際に、藩の財産として、一時大藏省が、預る事になつた。それが爲に、村井の借區權は、中斷されて居たのである。どういふ譯で、此銅山が、大藏省へ、預けられたか、といふに、廢藩置縣に直面して、政府が、一番に弱つたのは、舊藩時代の、貸借關係が、あまりに複雑になつて、居たばかりでなく、どここの藩も、皆、借財の方が、財産に比べて、多くなつて居たから、その處置に就ては、相當に、面倒な事が起つた。

少數の藩を除いて、大部分が、さうした事情であつたから、折角の廢藩置縣も、之が爲に、不祥な結果を、見るかも知れぬ、といふ、情勢に、なつて來た。そこで、政府は、各藩の貸借整理を、大藏省の、事務に移した。その結果として、尾去澤銅山も、南部藩から、大藏省へ、移されて來たのである。

銅山の事を、調べて居る間に、藩と、村井の間に、二萬五千兩の、貸借が、ある如く、帳簿や、書類が、之を證明したので、大藏省としては、藩の記録を信じて、村井から、二萬五千兩を、引上げよう、とした。それが、抑々、此事件の、發端である。

然るに、此二萬五千兩は、村井が、戊辰の際に、藩の方から、大金の調達を、申付けられて、外國商人から、借

受ける、約束をした時、相互に於て、違約をした時分には、二萬五千兩を、差出すべく、契約書が、取交されてあつた。

その貸借は、成立しない中に、藩の方から、村井へ、其旨を、申渡したから、村井と藩の關係は、それでも済むが、外商の關係は、どこ迄も、契約の文面に基つて、二萬五千兩の違約金を、村井が、外商へ、仕拂ふ事になつた。村井から、藩へ、其事を申出ると、今は、都合が悪いから、一時、立替で置き、といふのであつた。そこで、村井は、ひどい算段をして、その違約金を、外商に渡して、納まりはつけたが、要するに、銅山を、引つゞいて借區したい爲めに、此苦みを、忍んだのである。

其後、藩からは、二萬五千兩を、下渡されたので、その受取證を出した。それには『奉拜借』といふ文字が、使つてあつた。之は、藩の慣例として、斯ういふ風に、書く事に、なつて居たのだ。従つて、藩の帳簿には『金二萬五千兩也、村井茂兵衛へ貸下』と、記入されてある。莫迦々々しい事ではあるが、其時分には、さういふ事も、あつたのである。

大藏省では、その慣例を無視して、帳簿や、書類にある、文字通りに、解釋して、村井から、二萬五千兩を、取立てようとした。村井は、どこ迄も、借受けたのでないから、その事情を述べて、頑強に、納金を拒んだ。その経緯が、面倒になり、そこには、多少の感情も絡んで、村井は、差押を受けるやら、競賣を執行されるやらして、遂に破産してしまつた。

所が、銅山は、二番目の、出願人である、岡田平藏といふ者に、下渡されてしまつた。岡田は、長州人で、井上の配下であつた。

事件の主要は、斯うであるが、村井にも、尻押をする者があつて、これが訴訟になり、司法省へ、駈込んだ爲に、江藤が、村井を呼んで、事情を聞き取り、書類を見て、河野敏鎌を、裁判の主任とした。同時に、事件が進行すれば、井上を縛る事になるから、島本へ、相談があり、島本は、それを引受けた。

此事件は、進行中に、故障が入つて、井上を、裁判所へ、引張り出す事が、出来なくなつた。勅任の大官は、大政官の、會議を経てからでなければ、呼出す事が出来ない、といふ、内規になつて居て、それが爲に、江藤が、思ひ通りに、事件の運びはつかなかつたのである。

そのうちに、征韓論が始まり、江藤は、西郷を援けて居たから、外の事件に、關係して居る、暇がなく、征韓論の結果は、失敗となつて、西郷と共に、政府を去つてしまつたから、従つて、尾去澤の事件には、遠ざかつてしまつた。

江藤が、政府を去ると、事件の係官は、すべて、更迭された。要するに、井上派へ、有利な傾きになり、江藤が死刑になつた七年の暮には、村井の目的たる、銅山の事に觸れず、單に、二萬五千兩の件だけで、終局を告げ、井上等は、軽い處分て、事件の清算は、ついた譯だ。

關係者の處分は、左の如くであつた。

紙幣大屬 川村 選

其方儀、大藏省十等出仕にて、判理局勤務中、舊藩々、外國負債取調の際、村井茂兵衛より、舊盛岡藩へ係る、貸上げ金の内へ、償却したる二萬五千圓、同藩より貸付と見做し、徴收せし科、職制律出納有違條に依り、坐賍を以て論じ、懲役三年の處、過誤失錯に出るを以て、官吏公罪罰俸例圖に照し、罰俸三箇月申付候事。

但、村井茂兵衛縁ぎ尾去澤銅山附屬品買上げ代價、同人承諾證取置かざるは、違式の輕に問ひ、懲役十日。

一 吟味中、茂兵衛の代人堀松之助へ、私和を求めしは、不應爲の輕に問ひ、懲役三十日、各本罪より、輕に依りて、更に論ぜず候事。

一 右多收したる金貳萬五千圓は、大藏省より追徴して、村井茂兵衛へ、還附致す間、其旨可相心得候事。

内務權大丞 北代正臣

其方儀、大藏省六等出仕にて、判理局擔當中、舊藩に外國負債取調の際、村井茂兵衛より取立べき、金圓多收するの文案に、連署せし科、名例律同僚犯公罪に依り、川村選の第二從となし、一等を減じ、懲役二年の處、當時患に罹り、事務調査の氣力に乏しく、専ら首犯に任せ置たる情狀を酌量し、更に三等を減じ懲役一年、官吏公罪罰俸例圖に照し、一箇月申付候事。

但、多收したる二萬五千圓は、大藏省より追徴して、村井茂兵衛へ還附致す間、其旨可相心得候事。

從四位 井上 馨

其方儀、大藏大輔在職中、舊藩々外國負債取調の際、村井茂兵衛より取立べき金圓、多收するの文案に、連署せし科、名例律同僚犯公罪に依り、川村選の第三從となし、二等を減じ、懲役三年の處、平民購罪例圖に照し、贖金參拾圓申付候事。

但、多收したる金二萬五千圓は、大藏省より追徴し、村井茂兵衛へ還付する間、其旨可相心得候事。

東京府士族 岸本 且矩

東京府平民 玉井 半三郎

其方儀、川村選より、村井茂兵衛手代堀松之助へ吟味中、私和を求めしむるの際、選の囑託を受け、周旋せし科、難犯律不應爲條に依り、川村選の從たるを以て、懲役二十日の處、私心なきを以て、情狀を酌量し、二等を減じて無罪。

從五位 小野 義眞

其方儀、大藏省在職中、村井茂兵衛より取立つべき金員、川村選誤て多收せし一件、且茂兵衛手代尾去澤銅山附屬品買上代價承諾の證券、不取置一件、及、今田紋十郎身代解放處分一件等、夫々遂吟味候處、不束の筋無之に付無構候事。

其方儀、村井茂兵衛より、舊盛岡藩へ貸上金二萬五千圓、大藏省に於て多收せし一件、川村選吟味中、岸本且矩を以て、私和を求めし一件等、相尋る處、御用濟候に付、此旨可相心得事。

村井茂兵衛手代 堀松之助

茨城縣士族 大久保 親彦

但、多收したる金二萬五千圓は、大藏省より追徴し、追て村井茂兵衛へ、可下渡候間、其旨可相心得事。

從五位 岡本 健三郎

其方儀、大藏省在職中、村井茂兵衛手代尾去澤銅山附屬品買上代價、同人承諾の證券、相添はざる決議の文案に連署せし科、名例律同僚犯公罪條に依り、所由川村選の第二從となし、一等を減じ無罪。

正五位 澁澤 榮一

其方儀、大藏省在職中、村井茂兵衛手代尾去澤銅山附屬品買上代價、同人承諾の證券、相添はざる決議の文案に連署せし科、名例律同僚犯公罪條に依り、所由川村選の第三從となし、二等を減じ無罪。

大坂府士族 川井 清藏

其方儀、盛岡藩大屬奉職中、取扱たる同藩負債名義に付、大藏省に於て取調の砌り、同藩より、村井茂兵衛の舊債を、抵償したる金二萬五千圓を以て、同人へ貸下金と做して、具申せし科、改定律例二百四十七條上に告ぐるに詐て其實を以てせざる者の重きに擬し、懲役一年の處、已に右證書取拵へに付、禁獄一年の處斷を経るを以て二罪俱發例に照し、罪等しきに依り、更に論ぜず候事。

▲本件の詳細は、別冊の『維新秘話』にあり。

一一

もう一つ、山城屋事件と、いふのがある。

これは、御用商人が、陸軍省の公金を、無擔保で借出し、その償還が、出来ぬために、自殺して、一切を、帳消に
してしまつた、といふ、奇怪な事件ではあるが、薩長軍閥の争ひが、それに絡んで、割合に、大きい事件になつた。
長州の奇兵隊に、一個の隊長として、維新前後には、相當に知られた、野村三千三といふのが、町人に、身を落し
て、御用商人となり、山城屋和助と稱した。

山縣にも、深い因縁が、あつたから、七十萬兩に近い、大金を引出して、商賣の資本に充て、それを、薩摩の軍將
に、騒ぎ出されて、一時は、山縣の身にも、禍ひが、及びさうになつた。

そこで、野村の事を、少し、いふて置きたい。

周防の國、岩國の附近に、山城と、いふ所があり、その、本郷村に、醫者を、して居た、野村玄達と、いふ者が
あつた。三千三は、その次男であつた。相州小田原在の、佐藤又右衛門へ、養子となり、和助と、名を改めたは、ず
つと、後の事である。

陸軍省の、御用商人となり、山城屋と稱したのは、故郷の地名を、襲うたのである。當時の會計課長は、木梨精
一郎で、これは、岩國の藩士であるから、土地の關係と、奇兵隊の因縁から、木梨とは、殊に親しかつた。

初めは、僅少な金を、引出して居たのだが、生絲商を始め、横濱の南仲通へ、店を出す頃から、大きい金を、
引出すやうになつた。山縣は、巧く説付けられて、之に内諾を、與へたのは、言ふ迄もないが、金の貸出は、木梨の
計らひであつた。

所が、生絲の値下りて、山城屋の損失は、莫大なものであつたから、それを取戻すために、生絲の、直輸出を計畫
し、佛蘭西へ渡つて、巴里の絹商と、取引の約束を結び、それから、大金を引出さう、として、相談が、やうやく、
まとまりかけた所へ、山縣から、至急歸れ、との電報で、據所なく、歸つて来る、と、陸軍の問題になつて、山縣は
窮地に、陥つて居たのだ。

江藤は、早くから、此事に眼をつけて、實は、内偵を、進めて居たが、何しろ、陸軍卿で、近衛長官をして居る、
山縣にも、關係を、及ぼす事であるから、猶、充分に、調査を進めて居ると、薩摩の軍將等が、非常な騒ぎを、やつ
て居るから、それに、聯絡のあるものと、見られるのが厭さに、手控へをして居た。

陸軍省の公金は、約七十萬兩、引出されてある、といふ事實が、ハッキリ判つたが、本人の和助は、遠く海外に居
て、手のつけやうがない。そこで、桐野利秋が、近衛の兵士を率ゐて、山城屋の本店、及び支店を包圍し、財産の差
押をする、というて、騒ぎ出した。

之には、江藤も、少なからず驚いた。全然、司法處分に、屬する事を、軍隊の力で、やり付ける、とあつては、司
法の威信が、立たなくなるから、桐野へ、一應の、注意は與へたが、何としても、承知しなかつた。

茲に於て、江藤は、西郷へ、その事情を告げ、桐野を、抑へつけるやうに、頼み込んだ。西郷は、理解のある人だ
から、すぐに、桐野を呼んで、その暴舉を、差止めてしまつた。

和助は、大急ぎで、巴里から、歸つて來た。江藤は、島本仲道を呼んで、調査を命じた。

『江藤さん、これは、内情の、調査をする前に、陸軍省の公金を、先に調べる方が、問題の解決は、早からう、と思
ふが、君は、どう考へるか』

『ウム、そりや、その方が、早からう。併し、陸軍省で、公金の有高を、示すかどうか、それが、少し、困難ではな
いか』

「何の、そんな事が、あるものか。萬一に、之を拒むやうな事があつても、そこは、司法省の威力を示して、必ず、公金の有りは、判然させて見せる」

「それが出来れば、此上もない」

「お任せ下さるか」

「よろしい。一切を、任せよう」

相談が、きまつて、島本は、陸軍省の帳簿と、有金の調査に、かゝるべく、その準備にかゝつた。木梨課長は、之を聞いて、非常に驚いた。若し、實地の調査をされば、ポロの出る事は、必定であるから、其前に、何とかせねばならぬ。此時の木梨は、非常な苦しみであつた。

和助は、横濱へ着いて、コソソリ、東京へ、出て来た。本町二丁目に、本店は在つたのだが、そこへは立寄らず、木梨の邸へ来て、手筈を定めた。

巴里の絹商と、完全に、契約が出来れば、其位の金は、どうとも、なるのであるから、それ迄の防ぎを、つけて置けばよい、と、いふ事になつて、和助から、陸軍省へ、手形を振込み、それを、現金と見て、帳簿へは、返金された如く、記入して置いた。

薩摩の連中が、會計課へ踏込んで、騒いだ時は、その帳面を示されて、内部の魂膽が判らぬから、一時、引上げてしまつたのだが、若し、司法省から、手を入れる、となれば、そんな甘口で、切抜けられる譯もなく、殊に、相手が島本では、逆も、之を見通す筈はない。これには、木梨も、頗る弱つて、兎に角、和助へ、呼出状を發した。

和助が、呼出に應じて、陸軍省へ、出て来たのは、明治六年の十一月廿九日であつた。前晩から、東京へ出て、何所かに、匿れて居たから、其日の午前八時頃に、出頭した。役所には、重立つた者は、一人も、出て居なかつたから、應接所で、山縣や、木梨が、出て来るのを、待受ける事にした。

十時頃になつて、先づ、木梨が、出て来た。和助が、来て居ると、聞いて、すぐ、應接所へ入ると、意外にも、和助は、美事に割腹して、息は絶えて居た。

それから、大騒ぎになり、山縣も駆付けて、死骸の始末をつけたが、山城屋の帳簿、書類は、前日、横濱の支店へ引上げ、一枚も残さず、焼棄して、あつたから、何の證據も残らず、事件は、和助の死、一つで、納まつた。

併し、山縣は、西郷の注意を受けて、近衛長官を罷めた。和助の遺書がある。それには、赤字もあり、誤字もあつて、頗る読み難いが、和助の書いたものとしては、それが残つた丈であるから、参考のために、掲げる事にしよう。

以書付、奉願上候。私儀、元來、山口縣野村三千三と、申す者に御座候。去ぬる辰年、北海道脱走の一擧起り、彼の脱走の内、密かに横濱へ渡海いたし、政府の擧動を、伺がひ候様の風説、之れあり候て、官より、御内命を蒙り、商人と化し、同港へ、住居候ふて、人別を、小田原在佐藤又右衛門弟と、相改め、今日まで、商業取り引き、致し來り候處、今般、餘儀なき官借に詰り、進退困窮の餘り、決死の覺悟仕つり候。

就ては、右又右衛門、並に、一類の物まで、私身の上の事、更に存じ不申候間、死後、必ず迷惑に、立到り不申候様、奉願上候、尙又、私、身代の儀に就きては、官借始め、外國人其他へも、數々、取引有之候故、定めて、御手数數相掛候事と、奉恐察候。前書、申し上候件々、何卒、格別の御覽典を以て、跡へ、残り候召仕の者共へ、迷惑に相成不申候様、伏て奉願上候。

霜月 山城屋和助
借、かゝる開化の御代も、餘所に見て、冬枯れの霜と消ゆる、くやしきの餘、大言には御座候得共、身の非第を一

として、此上の高根を、御一笑の爲め申越し候。抑も、山城屋の初まりは、皆様、能く御承知の通り、フトシタことより、元金五百兩を持つて、横濱へ飛び出し、凡そ一ケ年も暮す内、數萬の元手に出合ひ、夢に夢(み)しごとく、俄かの金持、時こそ得たりと、四方へ、手を廣げ、出店を設け、彼れ是れ、月日を送るうち、事サラリくと掛引きゆる、世上の人の目を覺し、如何なる神の出現やと、不思議に思ふも、最ともなり、隣むべし、世の盛衰、過る十月中頃迄は、當る敵もなかりしが、思ひも仍らぬこと起り、終に今日の有様と、成り行き申し候。一首御一笑に備ふ。

世の中に 其名も高き山しろや

開けし御代の 土とこそなれ

嗚呼、其の昔し、皇國の商人、金持、或ひは豪商と、唱へ候者の有之候らへども、只今に至り候ては、終に其元は、一萬金内外、所持の者は、至つて稀れにして、三五萬は、國中にも、數多無之、帳面の表てにのみ、有之候然る所、外國交際の事件に付き、彼の富商、金持ども、追々、御入費、洋銀等に、半ばは失なひ、初めて目を覺し、残り少なき元金にて、そこいも解らぬ外國商人と、私アナタの片言交りて、商賣世話しき取引過ぎると、買うては損、賣りては損、ウロウロする内、元金に數倍の、借金と相成り、只今、府縣下において、富商金持と、唱へ候者は、言葉等のことにて、有名無實の同物也。只、三井のみ、自分の金と、名の附く、手金、有計りと、推察いたし候。私し、此後、遁言葉、能々皆様、御賢察、可被下候。以後必ず、先き金中拂等、有之候へば、積りく、終には、大事に相成候事、必然に候也。然し、是迄之分、日本無餘儀貸下候間、緩々御取立、第一の事也。急々に行なふと、私しと、同様の事に、相成候。私の初めより、今日に至る迄、次第に手の抜けれぬ様に相成り、終に、此度の大事、覺悟の上とは乍申、恐るべき事に御座候。此の事件、切迫に及び、決死と、兼て覺悟ゆへ、過る十月二十三日より、案心は不仕候へ共、又々其内、宜しき工風等も有之哉と、日を送り候らへ

共、景申、手紙に書き果て申し候。此等も綴々認め候へば、面白く出来も可申候と、存じ候へ共、八月に掛らぬ様、認め候ゆへ、前後の始末、先づ御察覽、奉願上候。御一笑に備ふ。

霜月

山城屋和助事 野村正風

之を讀んで見ると、流石の和助も、餘程、弱つて居たか、文意の通ぜぬ所もあり、何の爲めの遺書か、それさへ、判らぬ事になる。

傳へ聞く、之は、死の前晩に、認めたものだ、といふから、多少、頭腦が、混亂して居たかも、知れぬ。それにしても、一切の帳簿や、貸借關係の書類を、燒棄てしまつたのは、後に、累を残さず、それが爲めに救はれし、政治家や、軍將も、少なからず在る、といふ事だ。

和助の歳は、三十七であつた。

一一一

司法制度の、改革に就て、井上大藏大輔と、衝突をした時の事情が、頗る面白い。制度改革の、主義や方針に就て争つたのではなく、改革に關して、必要とする、費用の請求を、して來た、それが、争ひになつたのであるから、頭張屋の井上が、過大な要求に、嚇として、之を刎付けたのは、井上の氣質を、よく知つて居る者から見れば、何の事もないが、井上を相手に、正面衝突をした、江藤が、潔癖此上なし、といふ、性質の人であつたから、其争ひが、火を擦るやうであつたのも、無理のない事だ。

明治四年の、司法省豫算は、五萬圓内外であつたが、改革のために、約五十萬圓の、増額を、請求して來たのだから、井上も、一たびは驚き、それから、疝癪を起して、

『大藏省には、金の成る木は、無いのであるから、こんな事に使ふ、無駄な金は、百も出せぬ』

といつて、突返して来た。

そこで、江藤は、

『大藏省に、金の成る木が、有るか無いか、そんな事は、吾等の、關する所でない。只、吾等は、司法制度の改革に就て、是だけの金を要するから、それを出してくれ、と、いふだけの事で、その改革が悪い、といふのなら、その説明を聞かう』

といつて、頑張つた。

争ひは、それから起つて、遂に、大藏省からは、一文も、金を送らぬ、と、いつて来た。江藤は、前年度だけの金なら、強て、送つて貰はう、とは、いはぬ、と、いふのであるから、普通の争ひと違つて、互ひに、喧嘩腰の啞合になつて了つた。

大體に於て、裁判所、監獄署、警察署を分立して、それ／＼に、權限を定め、幕府以來、引繼ぎの儘になつて、居た、司法制度の、根元を改革しよう、としたのだから、之を、一省の改革として見ると、可成り、その範圍も廣く、大がかりのものであつた。

それに關して、江藤は、一篇の奏文を、奉つて居る。先づそれを、讀んで貰ひたい。

謹で案ずるに、訟を斷ずる、敏捷、便利、公直、獄を折むる、明白至當にして、冤枉なく、罪惡を爲すものは、必ず捕へて折斷し、敢て逃るゝ事を得ざらしむ、是を、本省の職掌とす。此職掌を盡す爲めに、長官次官を設けて、之を糾判せしむ。尙、裁判所の設けありて、判事の官あり、而して、折斷の職を盡さしむ。夫、判事たるもの、固より、心を用ゆる、公平、情を索むる、緻密なりと雖も、其過誤なきを、保ち難きが故に、訴人、罪人、或は其權利を壓倒されて、安堵せざるの患なき能はず。且つ又、輕重の罪人、遁逃潜伏、形跡を斷絶し、或は訴訟

中、一惡事を生じ來り、事情混亂し、聽斷を爲し難きの患あり、此三患を、防がんが爲に、檢事の職を設け、折斷の場に臨みて、之を監視し、其條理に悖るものは、之を長官に報告せしめ、又罪人を、探索追捕し、苟も、惡

を爲すものは、逃るゝ事、能はざらしむ。

夫、羞惡の心、人皆之あり、恐懼の心、人皆之あり、而して、法令を犯す者、少からず。其故何ぞや、蓋し、法の未だ密ならず、律の未だ嚴ならざる故なり。之を以て、明法寮の設ありて、既行の法律は、其義理得失と、事情に通ずるやを、詳かにせん爲に、尙、評議論辯し、未行の法律は、情理を盡さん爲に、各國の法律と、參校議定し、密と嚴とを目的として、草案を立てしむ。夫、判事檢事、明法の三官を設くる、旨趣の概略、此の如し。是に於て長官次官は、此三官を管轄す。職務及び大少丞の之を糾判するの權務、又、三官各の權務とも、皆一切、章程を分定し、之を上梓し、以て、省中諸官員に、各々一冊を分付して、本省分職の旨を知らしめ、其掌る所を盡さんことを要す、謹んで、進止を取る。

附別冊、相伺候條則中、出張裁判所、府縣裁判所、其他證書人等、之を施行すべきは、勿論、目今は緊要たりと雖ども、事に緩急あり、施設に順序ありて、一朝、悉く、之を舉行す可からず。要之、實際上、便宜に従ひ、漸を以て、相運び候様、いたし度候事。

七月

司法卿 江藤新平

所が、井上は、何としても、江藤の要求に、應じ得ぬ、といつて、峻拒して了つた。司法省では、大藏省から、一文も、金を廻して寄越さず、江藤も、強て貰はぬ、といつて、頑張つて居るが、多くの役人は、月給なして、勤まるものではない。

事の行掛りから、高等官は、忍耐をすとしても、部下の小役人には、月給を渡す、必要がある。そこで、江藤を

初め、高等官は、出来るだけの金策をして、内拂ひをして居たのだが、一月や、二月は、それでも済むが、三月以上となれば行詰りになる。幾ら強情でも、之には弱つたらしく、深く考へた末、遂に、辭表を、捧呈する事になつた。

辭表とはいふが、實は、陛下へ、直奏して、御裁斷を仰ぐ、といふのが、江藤の本心であつたらしい。その辭表は司法制度改革の、一大論文として、見る事も出来るから、全文を、掲げる事にした。

辭表

臣某、謹白。先般、本省定額、一年四十五萬兩に、被相定候旨、御達有之、右者、御請難仕旨、申上置、將又、去る廿日、諸省布達有之、科料共本省に取立、第十月大藏省へ可相納旨、御達有之、右者、當然之御體裁と存じ、御受可仕心得に付、去る廿日より以後の分は、帳面金子共、判然分斷致し、立替等、一切無之様、賍贖掛の人へ、被申付置候。然者、四十五萬金之外は、一切無之、是を以て、事務可相繼見留相調候處、更に、目的不相立譯は、是迄相違ひ候、三府十二縣、裁判所に於て、去年十一月一箇月の費用を以て、一箇年の積りを立候處、五十二萬六千二百兩と六千兩に相成、御達の定額にては、七萬六千二百兩と六千兩、不足相立、且又、先般、本省より申立候、本省並に、三府七十二縣、定額金數の内、本省並に、三府十二縣裁判所に係る費用は、金九十六萬五千七百四十四兩と六千兩に、相當り、御達しの定額にては、五十一萬五千七百四十四兩と六千兩の不足、相立申候。扱又、右去年十一月一箇月の費用を以て、積立候一年の費用、五十二萬兩餘の金額は、右本省より申立候定額より、四十四萬五千二百二十四兩の不足、相立申候。是は、未だ、各區裁判所の取置、檢察檢部の出張、糧倉、並探索、捕亡等の手續に、不相到故にて有之、一體、是者、司法の職務、始て相舉り候入費に付、本省の目的の處にて御座候。其故は、委細申上候。

御委任を蒙り候に付、即ち、夙夜、考慮、仕候處、並立の元は、國の富強に在り。富強の元は、國民の安堵に在り。安堵の元は、國民の位置を正すに在り。夫尙國民の位置、不正なれば、安堵せず。安堵せざれば、其業を勤めず、其耻を知らず。業を勤めず、恥を知らず、何以、富強ならんや。

所謂、國民の位置を正す、とは何ぞや。婚姻、出産、死去の法、嚴にして、相續贈遺の法定り、動産、不動産、貸借、賣買、共同の法、嚴にして、私有、假有、共有の法定り、而して聽訟、始て敏正、加之、國法精詳、治罪法公正にして、斷獄、初て明白、是を、國民の位置を正す、と云ふなり。於、是、民心安堵、財用流通、民始て、政府を信する深く、民始て、其權利を保全し、各、永遠の目的を立、高大の事業を、企つるに至る。當是時、收稅の法、其中を得ば、民、各、業を勵まん。各、業を勵みて、民初て富む。稅法、中を得て、稅初て豐なり。民富み、稅豐にして、然後、海陸軍備も、盛に興る可き也。工部の業も、盛に可興なり。文部の業も、盛に可興也。今や、各民の位置、不正に付、相續贈遺の出入、貸借、賣買、私有、假有の争ひ、紛々擾々、何以、民富まんや。何以、民安堵せんや。何以、田野開けんや。何以、學問、其他、百工の業興らんや。其上、婚姻の法、未だ立ざるに因て、朝に婚して、夕に離るゝの情勢に付、長久の夫妻も、互に不相信、同心協力、業を勤め、其私有物を、理に從て、増加し、家道を、繁昌せしむるの念に乏し。且、今日は夫妻たり、明日は別れて、他人となる。婚するも易く、離るゝも易し、焉んぞ同心協力、保家の情あらんや。且、夫妻の財産、共通各有の法も不立、故に、茲する妻は、其夫の財産を掠めて、去て他に稼す。又、猶なる夫は、其妻の産を奪て逐ふ。或は、夫妻離別の爲め、其子は終に、可養人なく、病て死するあり。又は、夫死し、妻寡に、子幼なり。族人集て、其産を奪ひ、母子狼狽する者あり。如此情勢に付、終に、勤めて益なく、怠て樂あり、と、云ふに至る。然るに、各國に於ては、婚姻の法、嚴なり。故に、離縁の事、寔に難し。苟も、其理ありて離縁するも、夫妻承知し、戸長承知し、親族、或は其他の證人、承諾し、檢部監視し、而して之を、其帳に記し、各、調印するにあら

されば、不許之なり。又、其婚する時も、亦同様の手数なり。故に、各國にては、大體、凡民の情、一度、夫妻となれば、協力、業を勤め、其家を富昌にし、學問の費用を、豊にして、其子孫を、人才と爲し、益々、其家を繁昌させんことを思ふ念の外は、他事なしと云ふ。又、不得已離婚する時は、其夫妻の財産、共通各有等の法、確定しあれば、之を處する難からず。而して、其子の財産保護は、監財人、公證人等の設け、檢部監視の法、嚴なれば行届なり。

擬又、御國は、出産の法、立たざるに付、公生、私生の子の、財産權利の分界も、不明、其上、年齢を僞り、生子を隠し、加之、其子の財産も、後見人、公證人、監財人等の設け無之に付、其子若し、孤獨となれば、親族、奪之て不與。子は、狼狽の極に至るあり。且、人の常情、子孫を思ふより、切なるはなし。而して父、早世すれば、富家の子も、乞食となるの情勢にては、各民の勤めざるも、豈、無理ならんや。

然るに、各國にては、出生の法嚴なり。人出生すれば、其子の男女、姓名、公私、其父母の職業、住居、姓名等、戸長諸之、親族證之、檢部監之。且、父母の死在不問、其子に財産あれば、後見人、運動之、監財人、保護之、檢部之を監す。其他、死去相續、贈遺、貸借、賣買、共同の法、私有、假有、共有の法嚴なり。故に、商會、工會、農會の業、盛に行はれ、商事、農事、工事、一人一個の業も、永年の目的を立て、且、贗造、偽作、混雜の思ふなく、二重書入等の事無之、其上、證人、受人の規則、檢部之を監するの法、一一備れり。因て、事起れば、此等の法を照して、之を裁判す。故に、民心安堵して、勉強の念深く、財用融通の道、自在なりと云ふ。而して、我國は、皆之に反せり。夫、各民の位置の、各國と我國は、異なる如し。

是れ各國の民庶、年々富むの勢ありて、我國の貧民、日々多く、富民、日々減するの勢ある病源なり。然れば、此病源を治るは、各國並立の要事にして、即今の急務、而して、其取締は、専ら裁判事務上の事なれば、司法の責任たる、知者を待たずして、明なり。

因之、去夏、當職、拜命、候、能く、考へ、量、出、候、處、先以、府縣裁判所を置き、公證人、代書人、夫々の役目を取設け、此役人を、不法不正を監視取締の爲め、檢事、檢部を出張せしめ、且又、其事を公平にする爲め、親族會議の法、又は一般公證人の法を設けて、而して、婚期、出産、死去を初め、相續、贈遺、貸借、賣買、私有、假有の法に至る迄、夫々相設け、且、折斷の務を以て、之を確定せしめば、各民の位置、必ず可正と奉存候。因て去年七月月中、伺定候司法事務章程の中に、府縣裁判所、各區裁判所、及び檢事、檢部、公證人等の事迄、大略、具申仕置候。而して、即今迄、漸く三府十二縣に、府縣裁判所を、取設候に付、是より、段々、相運候積りにて有之候。

且又、各氏の位置を正すの要用たる取調物の内、民法草案の儀は、三度迄、押返し取調候次第にて、此節は、御雇佛人ブスケ・ジブスケを、參合の助とし、裁判事務、警保事務、其外、實際上を目的とし、福岡大輔、松本權大判事、玉乃權大判事、細川中議官、楠田明法權頭、島本警保頭、得能權大檢事と會議仕り、已に民生證書の草案丈は、無程出來の筈に、相成申候。各區裁判所章程規則の見込書は、出來に付、去る二十日より、玉乃權大判事、楠田明法權頭、及びブスケ・ジブスケ、其他の人々と會議し、凡そ三四回にて、相仕舞候積に付、是亦、無程出來の筈にて御座候。訴訟法は、鷲津權大法官、河村權中法官、荒木七等出仕、其他の人々にて、會議罷在、此訴訟法略則は、玉乃權大判事、西權中判事、亞人ヒールにて、草案相立、成稿相成候に付、只今は、省中重立候人々見廻中にて、御座候。治罪刑法法は、松本權大判事、津田大法官、水本權大法官、其他の人々にて、會議中にて、既に、成稿相成居申候。番人の規則、巡查の章程等は、島本警保頭、坂本警保助、早川警保權助等にて、既に、相調、伺濟に付、施行中にて御座候。監獄懲役の規則は、小原中法官、其他の人々にて取調、已に、伺濟にて御座候。檢事、檢部、夫々出張の儀は、渡邊少丞にて請持、取調罷在候。地方官及、諸裁判所より、

納來の賍贖、其他の金、且諸費用會計に係る諸規則は、丹羽少丞、松岡七等出仕にて請持、取調、本省文は、既に施行罷在候。各區裁判所設け方は、渡邊少丞、丹羽少丞にて請持、取調、罷在候。府縣裁判所設け方は、大少丞總受持にて、御座候。

右取調物、段々伺定め、最前申立候一年三百七十萬兩餘の金子を以て、實地施行致候は、三府七十二縣、數年を出でずして、各民の位置、各國同等にも、相到らせ可申と、奉存候。處、既に伺ひ定めし三十二縣へ、裁判所設け方は勿論、此節、東海道の出張さへ、御差留に相成、殊に、前文申上候通、本省並に三府十二縣の裁判所丈にさへ、不足の金數を、定額と御定相成に付、色々愚考仕候得共、迎も、各區裁判所を設け、或は檢事、檢部の出張等、何以、相運可申哉。假令、府縣裁判所は、取設候共、各區裁判所、且、檢事檢部出張、公證人其他の手續、不相運候半而者、各民の位置を正し、其權利を保護し、以て、司法の職掌を盡し候儀、難出來、奉存候。

且、西人言ふ、民法とは國人組と云ふ義也と。宣哉言や。請ふ軍事を以て譬へん。一小區を以て一小隊に當て、出產死去を以て、入隊出隊に當て、未だ婚せざるの人を以て、生兵とし、已に婚する人を以て、練兵とし、而して聚散分合の規則以て取立、大小の隊々、夫々管轄の法を立、國中人民を以て、一大軍隊と見做し、國法を以て、大將軍の號令とし、明將の大軍を御する如く、法令嚴肅、委細行届しむる也。因是觀之、各國は、明將の帥、節制嚴肅の兵の如く、我國は、所謂烏合無法の軍の如く、夫々の取締りも不立、入隊、出隊、職掌、權限等の定めも無之、兵數も、不分明と申程の事にて有之、是故に、各民の位置を正さずして、富強を望むは、猶、烏合無法の兵を帥て、明將の帥る、節制の軍に臨み、而して勝を望むが如し。兵家に非ずと雖も、其敗を知るに足れり。此等の次第は、勿論政府に於て、御算定中の事故、前文申上候通、章程等又は三府三十二縣に、裁判所取設候儀、御開濟に相成候事と奉存候。右夫々の出張及定額御減定相成候儀に付ては、甚當意の仕合、之を

軍事に譬へば、既に敵地に臨み、既に戦を交へし際に當りて、避に進路を止められ、兵糧を減ぜらるゝに不異次第と奉存候。尤、臣用ゆる所の人、其才にて無之、或は、地方の裁判所は無用杯、風説も有之哉に、承候得共、右者、臣用人の目的、其短を捨て、其長を取らば、人才勝て用可からずと、奉存居、加之、司法の全權を、御委任有之候へば、決して御疑念は無之事と、奉存候。且、右地方の裁判所は無用杯等の説は、固より大體を不知の論、且賢者の爲す所、愚者は不知と申譯にて、臣賢者にあらずと雖も、尙此説を爲す者の、愚者たるを知れり。因て此説は、勿論、政府に於て御信用無之事に、奉存候。然れば臣不學、短才、誠心の貫かざる所より、御信用無之事と、奉存、實に恐懼戰慄の至に不堪、因て本官拜辭仕度、奉願候。此段宜敷、御執奏可被下候。誠惶頓首再拜。

此争ひは、結局、江藤の勝利となつて、大藏省は、澁々、その要求通りに、金を、廻して來た。あの井上が、どんなに、澁い顔をしたか、今から考へても、可笑しい位だ。此改革案が、通過したので、今の如く、裁判所が、普遍的に、全國へ設けられ、舊藩の因縁も、之に依つて、全く取除かれ、獨立したる、司法權の發動を、見る事になつたのである。其外、新律綱領、改訂律令、此二つを、制定して、刑法の基礎が定まつた。今から見れば、不完全なものではあるが、而し、何も、無い所へ、これだけのものを、植付けた苦心は、多とすべきだ。

遷都の首唱

桓武天皇以來、約一千年の帝都を、京都から、江戸へ遷す、といふ事は、口に、言ふ事は易く、實際に、行ふ事は難い。それを、思ひ切つて、遣逐げたのは、全く、生命がけてあつた。

江戸へ、帝都を遷せ、といふ事は、天保の頃に、佐藤信淵が、いうて居る。恐らく、これが、江戸遷都論の、元祖の如く、思はれるが、維新の直前に、之を唱へた者は、前島密が、大久保へ書面を送つて、之を論じて居る。其次には、神田孝平が、頻に、唱へて居たけれど、實現するに、至らなかつた。

従つて、江藤は、遷都論者として、最初の人ではなかつた。併し乍ら、江藤の建白と、内面の運動に依つて、遷都の事は、急速に、運ばれたのであるから、其點からいへば、江藤は、江戸の恩人といふべく、今の東京人としても、忘れてはならぬ人である。

嘗て、寛政三十年祭の時、大久保利通を、遷都の恩人として、之を祭らう、とした爲に、物議を醸した事がある。これは、苦情を、いうた者が、正しいのであつて、大久保は、大阪へ、行幸を仰ぐ、建白をした事はあるが、江戸へ、帝都を遷すべく、意見を、公にした事はない。

江藤が、遷都の建白書を、提出した時、大木民平が、連署して居るけれど、實は、江藤が、独自の案であつて、大木は、單に、記名したに過ぎなかつた。江藤の頭腦は、よほど、良く働いて居る。其前に、郡縣の制を、布くべしと

論じ、それに續いて、遷都を考へ、遷都が、行はれると、東京の市政に關して、具體的に、意見を、公にして居る。管に、そればかりではなく、上野の戦争を、速進せしめたのも、江藤であり、人身賣買の禁止には、大江卓が、動いて居るけれど、實は、之も、江藤の英斷から、行はれた事である。或は、監獄の改良といひ、或は、代言人の設置といひ、事毎に、新しい知識を以て、社會制度の改革を計り、人民の自由權利を、伸張する事に、猛進して居る。

『人身を賣買いたし、終身、又は年期を限り、その主人の存意に任せ、虐使いたし候は、人倫に背き、あるまじき事に付、古來、制禁の所、從來、年季奉公等、種々の名目を以て、奉公住いたさせ、其實、賣買同様の所業に至り、以ての外、事に付、爾今、嚴禁たるべき事』

農工商の、所業習熟のため、弟子奉公致させ候儀は、勝手に候へども、年限、滿七年に過ぐべからざる事、但し、双方、和談を以て、更に季を延べるは、勝手たるべき事
平常、奉公人は、一箇年づつなるべし。尤も、奉公取續け候ものは、證文相改むべき事
娼妓、藝妓等、年季奉公人、一切、解放いたすべく、右に就ても、貸借訴訟すべて、取上げず候事

右の通り、定められ候條、屹度、相守るべき事
以上は、人身賣買の禁令に就て、江藤が、發令したものであるが、更に、雇傭關係に就て、司法省布達として、娼妓、藝妓等、雇入の資本金は、賍金と見なす。故に、右より、苦情を唱ふる者は、取糾の上、その金額を、取上ぐべき事

娼妓藝妓は、人身の權利を失ふものにして、牛馬に異ならず。人より、牛馬に、物の返辨を求むるの理なし、故に、從來、娼妓藝妓へ、貸す所の金額等は、一切、償ふべからず。
右に就ての、貸借訴訟は、すべて取上げざる事
人の子女を、養女の名目になし、娼妓藝妓の所業を、爲さしむる者は、嚴重の處置に、及ぶべき事』

斯ういふものも、出て居る。

其外にも、復讐を禁じ、囚人の取扱ひを一變し、教部省に出た時、社寺の女人解放を、主唱して、之を布告とした。兎に角、大概な者は、想像さへせぬ事を、片端から、ドシ、ドシ、實行した、其力は、實に、大したものだ。それだけに、保守的の役人からは、餘り、喜ばれて居なかつた。

遷都に就ては、木戸も、意見を出して居るが、京都を、帝都と定め、大阪を、西京とし、江戸を、東京として、三都鼎足の形を以て、進むべしと、論じて居た。然るに、江戸へ、遷都の議が起り、江藤から、その意見を聞いて、之に賛成し、廣澤兵介が、頑張つて居るのを、木戸は、説付けて居る。

江藤の建白は、岩倉の手から、奏聞の手續を終り、議定の人々は、異論がなかつたので、木戸と、大木は、勅命を受けて、江戸へ急行した。これは、熾仁親王、三條、大久保、大村等へ、協議のためであつた。

明治元年六月二十七日に、江戸の方は、議がまとまり、木戸と、大木が、京都へ、立歸つてから、天皇の江戸行幸が、内定したのである。

徳川家康が、江戸に、府を開いて、茲に二百七十年、大名の參觀交代に依つて、江戸の繁昌は、一段と、賑かになつた。江戸ツ子、が、権現様難有て、押通して來たのが、維新の變で、大名は、悉く、家來を國許へ、引取らせ、江戸には、大きな邸が、ガラ空になつて、廣い庭などには、ペン／＼草が生えて居る。

江戸城と、大名邸を、中心として、その外廓は、旗本八萬騎が、それ／＼に、邸を構へ、これが爲に、八百八町の繁昌は、持ち堪へられて居たのだ。然るに、大切な將軍は、居なくなり、大名や、旗本の邸は、無償でも、貰ひ手がなく、江戸は、火の消えた跡のやうに、うら淋しい所に、なつてしまつた。

差當つての問題は、その對策である。

江藤の遷都論は、それから、出發して來たのだ。猶ほ、世界各國を相手に、これから、大に發展すべき、大日本の帝都としては、江戸を、擇ぶの外なく、京都は、適當の地でない、といふのが、その所論であつた。

江藤は、江戸府判事となり、大に働く事になつた。

江戸鎮臺が、設けられて、三奉行は、その事務を、鎮臺へ引継ぎ、南北の町奉行は、市政裁判所となつた。それぞれに、職員任命があり、江藤は、民政兼會計營繕係に、任ぜられた。

七月十六日には、江戸を改めて、東京と稱し、鎮臺を廢して、鎮將府を置き、三條右大臣が、鎮將として、議政、府政、會計、軍務の各局を設け、江藤は、さらに會計局權判事となつた。

『總説』の章に掲げた、『東京市民に告ぐ』といふ文章を、讀んで見れば、江藤が、新東京に對し、如何なる意見を、有つて居たか、といふ事が判る。

虎 門 遭 難

江藤が、太政官の中辨になつたのは、明治二年十一月八日であつた。初め、三條に呼ばれて、任官の内意を洩らされた時は、大辨といふ事であつたが、これは、江藤が、強つて辭退した。古來、大辨は、多く、公卿の中から、選ばれるものであつて、自分の如き、武家の陪臣が、之を濟す事は、遠慮すべきである、といつて、何としても、受けなかつた。

三條は、江藤が、禮儀を守る、その態度に、感心して、猶ほ、再應勧めたけれど、結局、辭退して押通したから、止むを得ず、中辨として、採用する事になつた。

辨官は、大化新政の時から設けられた職名で、内閣の書記官と、法制局の書記官を、兼ねたやうなものである。大辨となれば、つまり、書記官長の如きものであるが、實際の事務は、中辨が、すべて執行して居たのであるから、實際からいへば、中辨の方が、働き榮は、あるのであつた。

此時代に江藤は、國政改革案を、三條の手許へ、出して居る。それと前後して、軍政改革に關する意見も出して居る。後になつて、勳章に關する、規則が出来たけれど、これも、江藤が、其頃に、建議したのに基づいて居るのだ。斯ういふ風に、各般の事に、それ／＼、卓抜の意見を、有つて居た人であるから、當時の文書にして、今猶、保存されて居るものが、頗る多く、若し、それだけを、集めても、僅に、一冊の書物を、爲す位である。

太政官へ、出るやうになつて、間もなく、江戸へ、或公用で、行く事になつた。其時に、江戸の狀態を見て、京都へ歸ると、直に、太政官へ出頭して、「上野に居る彰義隊を、あの儘にして置いては、全國への影響も、頗る大きいから、すくにも討伐する必要がある。けれども西郷をして、之を爲さしめ様とするのは、無理であるから、誰か之に代るべき者を送つて、速かに討伐して下へ」といふ意見を述べ、それが採用されて、大村益二郎が東下したのである。官兵の風紀が亂れて、品川あたりに、屯在して居る兵士は、大概、女郎屋に出入し、白晝であるといふのに、痴態、醜態の、限りを盡し、一見、嘔吐を催す程であつた。又、各商店に於て、品物を買取り乍ら、代價を拂はず、傍若無人の體があつた。それらは、討つべき敵があるのに、之を討たず、空しく、屯集させて置くから、斯うした事になるので、若し、之が長く續くと、益々、江戸ツ子の感情を悪くし、後日の統治に、悪い影響を及ぼすから、早く、彰義隊を討伐させて、是等の兵士を、東北の方へ送り出してしまはなければいかん、といふのが、主なる意見であつた。西郷は、勝安房と握手して、一兵を傷つけずして、江戸城の授受を、終つたので、二人の間には、一種の、情實が絡み、今後の江戸を、治める上に於ても、勝との提携は、必要なものであるから、勝に縫られると、西郷には、幕兵の討伐が、どうしても、鈍くなる。斯ういふやうな事も、江藤は、深く察して、太政官を動かし、大村を差向ける迄の、手續を執らせたのである。

其前に藩主の命に依つて、佐賀へ歸つた事がある。其時藩政の改革を、藩主から命ぜられて、着手した事がある。従來の情實を、一切、排除して、公平な政治を布く、といふのが、改革の第一義で、其次は、門地門閥を貴ばず、廣く、人材を、各階級から、引上げる、といふのが、眼目であつた。

是は、二點ともに、實行される事になつたから、冗員として、罷められた者や、老朽として、斥けられた人々は、ひどく、江藤を怨み、殊に、下級の輩は、絶對に世祿を與へられず、扶持米に限られたので、江藤に對する反感は、

一と通りでなかつた。其うちに、新政府の命で、東京へ出ると、中辨の職に就き、前にいうたやうな、改革から、改革へ移り、盛んに、其智囊を開いて居るので、藩の方へは、關係し得なかつた。

明治三年の十一月二十日、鍋島邸へ出て、種々の相談に與り、夕食の馳走を受けて、夜の十一時頃に、飯田町の邸へ、歸るべく、鍋島家から與へられた、驕に乗つて、門の外へ出た。

最前から、其邊に、迂路ついて居た、怪しい人影が、三つ四つ、江藤の駕を見ると、忽ちに、その左右から迫つた。江藤は、少しばかり、酒を飲んで居たので、駕の中に、居眠りをして居た。所へ、垂れの外から、白刃を、グサと、差込まれ、肩先を、突かれたので、眼が覺めた。傷は、可成り、深かつたが、咄嗟の間に、駕を出ると、

「無禮者ツ」と、大喝し乍ら、腰の大刀を、引抜いた。

此時に、また一太刀、後ろから、浴せられたが、幸ひにして、傷は輕かつた。

藩邸が、近いので、從者の訴へに、すぐ藩士が、駆付けて來た。兇漢は、其間に、逃げてしまつた。藩邸へ、擔ぎ返され、手當を受けて、自分の邸へ、歸つて來た。翌早朝は、此遭難が、叢聞に達して、宮中から、御見舞の勅使が、やつて來た。

己巳十二月二十日

昨夜、佐賀藩卒六人、江藤中辨を、途に要撃せんとす。中辨、之を拒ぎ、傷を蒙る。依つて、左通、御汰沙有之

江藤中辨

其方儀、不慮之難に遇候段、達叢聞、爲養生料、金百五十兩下賜候事

是は、其時の、御汰沙書である。今の、虎ノ門公園に、遭難の、記念碑がある。それは、此時の記念であり、場所も、丁度、あの公園の所だ、と聞いて居る。其頃、江藤の部下で、役人をして居た人の忤が、篤志で、建てたものである。除幕式の時は、著者も、其人の案内で、臨場した。

辭職及舉兵

遣韓大使の問題で、内閣に、大きい渦巻が、起つて來た。世間では、之を、征韓論の關議と稱し、どこ迄も、朝鮮を、征伐する爲の、關議なるが如く、傳へる者もあり、多數の人は、さう信じて居るやうであるが、著者は、之を、征韓の關議と、言ひ度くない。

若し、征韓の關議ならば、一度や二度は、朝鮮を、討つ事に就て、意見の交換が、なければならぬ筈だが、そんな事は、さらに無かつたのだから、實に可怪しい。

あの時の關議は、舊幕時代の條約を、引繼ぐ事に就て、朝鮮政府が、どうしても、同意をしなかつたから、その談判に、西郷が、出て行く、といふ丈けの問題で、戦に、なるかならぬかは、それから後の事である。

洋行から、歸つて來て、岩倉、木戸、大久保が、西郷を、遣る事に、反對した。それは、どういふ譯か、といふに頑冥な、朝鮮政府の太官は、必ず、之を拒むに違ひない。或は、場合に依つて、西郷を、殺すかも知れぬ。萬一にもさういふ事になれば、自然、戦ひにも、なるのだから、西郷を遣る事は、頗る危険である、といふて、反對したのであつた。

西郷の側では「左様な事を想像して、彼是れいふのは、怪しからぬ。況して、此事は、既に、閣議で決定し、陛下へ、奏聞に達し、御辭までも、戴いて居るのであるから、今更に、故障をいふべき、筋合でない」といつて、西郷は

何でも、出かける、といふ。その尻押をして居るのが、後藤、副島、板垣、江藤の四人であつた。

岩倉の方には、木戸、大久保の外、大隈、大木の二人が居て、頻りに、反對して居たのだが、只、不思議なのは、大隈と大木が、岩倉等の、歸朝する前には、一言半句、反對の意見を述べず、唯々として、閣議を通過せしめた一事である。

結局は、感情も伴つて、遂に、木戸が、辭表を出したり。又、大久保が、罷めると、言ひ出したり、或は、岩倉が病氣と稱したり、色々な曲折があつて、到頭、三條は、岩倉と西郷の間に、板挟みの體となり、本統の病氣に、なつてしまつた。

そこで、岩倉は、太政大臣の代理となり、閣議を左右する、實權を握つて、其上に、岩倉が、宮中に於ける勢力は、非常なものであつたから、此論争は、結局、西郷派が、敗ける外なかつた。

事の成行は、これで、大要を悉したが、兎に角、大きい波瀾を捲起し、先づ、西郷が、職を辭して、四人の參議も責任を痛感し、引續いて、辭職してしまつた。

▲西郷南洲傳を、參照されたし。

所が、一般の人は、朝鮮征伐が、必ず起るものと見て、非常な期待を、有つて居たのだ。殊に、維新の際に、立遅れた士族連は、大喜びで、其事の決するを、待つて居たが、意外にも、その期待は、裏切られ、而も、西郷等は、職を辭した、といふので、その不平は、一と通りでなかつた。

佐賀藩は、別項にも、いふた通り、維新の際には、全く、立遅れて、あれだけの雄藩が、第二流の取扱ひで、土州藩の下に、置かれたのだから、士族連の不満は、いふ迄もない。

従つて、征韓の事は、無論、通過するものとして、武器の用意迄、爲て居たのだ。然るに、結果は、反對に出たので、益々、不平の氣が募り、此上は、政府を俟たず、我々が、勝手に、朝鮮へ渡り、征服した上で、陛下へ、朝鮮を

捧げたら、それでよいのだ、といつて、先づ、朝鮮征伐の事務所を設けた、といふのだから、其熱は、恐ろしいものであつた。

土佐も、それと、同じ事情に在つて、士族連の動搖は、可成り、はげしかつた。遠く、佐賀の士族と、連絡を取つて、事を起すべし、との説が、盛んになつて來た。

政府側の心配は、日一日と、深くなり、どうしても、今のうちに、抑へつけてしまはぬと、何を始めるか、判らない。けれども、政府の役人を遣れば、一層、反感を募らせる、恐れがあるから、板垣、副島の二人を、國へ歸らせて鎮撫をさせよう、となつた。

然るに、板垣は、ハツキリ斷つた、我々の議論が、容れられなかつた爲に、斯ういふ事に、なつたのであるから、その鎮撫は、政府が、自ら爲すべきものであり、我々が、干渉すべき限りでない、といふのであつた。

副島は、引受けさうであつたから、板垣が出掛けて、到頭、歸國させない事に、してしまつた。所が、江藤は、巧く煽られて、引受けして居たから、板垣が、注告に行つたけれど、既に遅かつた。

斯ういふ次第で、江藤は、佐賀へ歸つた。

佐賀の士族は、大體に於て、二つに、別れて居た。一は、征韓黨と稱し、之は、江藤の味方であつた。もう一つは、憂國黨と稱して、之は、島義勇が、中心になつて居た。

その勢力を、比較すると、憂國黨に屬する、士族は、約千二百人もあるが、征韓黨の方は、その半數にも、及ばなかつた。征韓黨は、また、開化黨とも稱し、自由民権を唱へ、すべてが、江藤流の理窟で、固まつて居た。憂國黨は、守舊主義で、その思想は古いが、其代り、人數が多いのと、強い者が、澤山に居たのとで、勢力の上からいへば遠く、征韓黨の上に、出て居た。

島は、江藤と共に、新政府に仕へ、鎮將府の會計官としては、江藤と、同役であつた。其後、秋田縣の知事にな

り、又轉じては、侍從武官長にもなつた。

島も、江藤と、同じやうに、政府から頼まれて、鎮撫のために、佐賀へ、歸つて來た。所が、横濱から、岩村高俊と、同船して、長崎へ、向ふ途中、岩村が、佐賀人を誹謗した事から、喧嘩を始めて、組打までになつた。其時は、仲裁する者があつて、和解はしたが、島の心中、甚だ面白くなかつた。

岩村は、佐賀の縣令として、新たに赴令するのであつたが、長崎で降りた。島は、岩村と、同じに歸るのを、不快に感じて、わざと、長崎で、流連して居た。

然るに、岩村が、佐賀へ入る時、兵を率ゐて居た、といふ事を、同志の者から、通じて來た。そこで、島は、すっかり、怒つてしまつた。政府へ、辭表を郵送して、佐賀へ歸つて來ると、すぐに、同志を集めた。

其前に、江藤が、歸つて來ると、同志に包圍されて、否應なしに、擔ぎ上げられよう、とした。江藤が、何といふて、鎮撫しても、承知しないから、江藤は、長崎の深堀へ行つて、暫く、匿れて居た。

そのうちに、憂國黨の方が、愈々、擧兵と極り、征韓黨へ、交渉があつた。征韓黨の方でも、その相談が、起つて居た所だから、忽ちに、提携する事になり、それから、江藤を、迎へに行つて、島と江藤が、握手した。茲に於て、擧兵は、愈々、實現する事になつた。

一二の文書を、茲に掲げる。それを讀めば、此人々の精神は、ハッキリ判る。

臣等伏して、草莽に在り、廟議を聞くに、去年十月十四日、征韓の議起り、内閣の諸大臣、議論二種に分る。一に曰く、朝鮮我國書を擧げ、我國使を辱むるを以て、國義、誰か憤起せざるものあらんや。則、彼に對するの名義明かにして、其情勢、臆も、闕く可からざるの秋なりと。一に曰く、朝鮮を伐つは、朝鮮を伐つるの難に非ず。今日の憂

は、魯西亞に在り。既に樺太に於て、我人民と、魯の殖民と、争鬪の事件あり。朝鮮を伐たば、其勢、必ず、魯と兵を開くに至らん。且、我政府、府庫充たず、兵器整はず、國力微弱、未だ以て、遠征の師を出す能はずと。然るに、其後、魯の政府より、樺太出張の官員を罰し、我政府に對し、異圖なき實意を表せり。則、其事情、更に疑ふべきものなし。臣等、憤慨の至に堪へず。是を同志に謀る。二十日を出ずして、會計、兵器、粗ぼ備はれり。同志の士、既に數千人に及べり。切に希くは、征韓の廟議、至急御決定被遊、臣等を以て、其先鋒に命せらるれば何の幸か、之れに如かん。是、臣等區區の微衷なり。法律を顧みず、猥りに、兵器を集めし所以のものは、國家の爲めに、未曾有の大辱を雪ぎ、自ら充實する確證を、表せんと欲してなり。是を以て、嚮の國力微弱の御疑念を、御氷解被遊、速かに、朝鮮へ御出帥之御廟、御定被遊度、議泣願候。

征韓黨趣意書

第一月一日、各國公使參朝の節、内地旅行之儀を直訴せり。抑、萬國公法に於て、臨時全權公使に非ざれば直訴する權なし。然るに、我が皇帝に對し、右無禮の所爲、猶、外務一局の長官と看做せし者の如し。是、蓋し我朝鮮の罪を問ずして、偷安の説を起せしより、彼等の輕侮を受くる、此の如く甚きに至る。當時在廷の諸臣、征韓の公議を沮み、偷安の私説を起すに至り、近衛兵教導團の議論紛起せり。諸臣此を鎮定せんと欲し、告示して曰、今日の急は、朝鮮に非ずして、魯西亞にあり。宜く速に、樺太に手を下す可云々。時に魯の人民と、我人民と、私闘を生ず。之を談判するに及で、魯の政府より、樺太出張の長官を罪して、我政府に謝したり。其事情、天下に明白するに至り、近衛兵、教導團等、前の告示悉く諸臣の詐術に出づるを知り、憤怒擾亂、終に、今日救ふ可らざるに至り。是を以て憤起せり。因りて薩摩、土佐、水戸、會津、仙臺、米澤、加賀、因幡、越前、日向、飢肥及、長門の如き、前條衆議の唱、其他の小縣枚擧するに暇あらず。

決戰之議

夫、國權行はるれば、則、民權、隨て全し。之を以て、交戦講和の事を定め、通商航海の約を立つ、一日も權利を失へば、國、其國に非ず。今茲に人あり、之を唾して、而、憤らす、之を撻て而、怒らずんば、爾後、婦人小兒と雖ども、之を輕侮するや必せり。是、人にして其權利を失ふものなり。嚮に、朝鮮我國書を擯け、我國使を辱むる、其暴慢無禮、實に言ふに忍びず。上は聖上を初め、下は億兆に至るまで、無前の大恥を受く。因て客歳十月、廟議盡く征韓一決す。天下之を聞て、奮起せざるものなし。已にして、而して二三の大員、倫安の説を主張し、聖明を壅閉し奉り、遂に其議を沮息せり。嗚呼、國權を失ふこと、實に此極に至る。是所謂、之を唾擻して、而、憤怒せざるものと相等し。苟も、國として、如斯失體を極めば、是よりして、海外各國の輕侮を招く、其底止する所を知らず。必ず、交際、裁判、通商、凡そ百事、皆彼が限制する所と爲り、數年ならずして、全國の生靈、卑屈狡猾、遂に貧困流離の極に至る、鏡に掛けて見るが如し。是、有志の士の、以て切齒扼腕する所なり。是を以て、同志に謀り、上は聖上の爲め、下は億兆の爲め、敢て萬死を顧みず、誓て此の大辱を雪がんと欲す。是蓋し、人民の義務にして、國家の大義、而、人々自ら、以て奮起する所なり。然るに、大臣、其己れに便ならざるを以て、我に兵を加ふ。其勢狀、此に至る。依て止を得ず、先年長州、大義を擧ぐるの例に依り、其處置を爲すなり。古人曰、精神一到、何事不成らざらん。我輩の一念、遂に此雲霧を披き、以て錦旗を奉じ、朝鮮の無禮を問んとす。是誠に、區々の微衷、死を以て、國に報ゆる所以なり。

明治七年二月十三日

佐賀北組本營

一 自分儀參議辭職後、引續き、東京に、滞在罷在候。當一月一日、中島鼎藏、山田平藏、生田源八、樺山叙臣、偶然來訪、昨年十月、堂上に於て、征韓の御評議云々の由承り、本縣の同志、征韓論を立る者許多有之、然るに

此論を擴充するや、先輩無之では、事實運々兼候間、急々縣地へ歸り、世話致吳候様、相頼に付、承知致し、前文黨議の顛末をも、一應話聞け候處、中島等は、同六日東京より歸縣致し、自分には、兼て、墓碑の爲、歸縣の存意も有之、旁、同二十日の頃、渡京の心積にて、歸縣御暇願書差出置候處、同十二日、薩州より出京し、暹卒互解相成、歸縣の趣、樺山資綱より承り、密に按ずるに、此事佐賀へ聞えなば、多少の人氣にも、差響くのみならず、廟堂に於ても、追々征韓の運に、可相成と、看目仕候故、此時に當り、士氣を培養致し、且つ、輕舉暴動等の儀無之様可致と存じ込み、未だ御暇願の、御聞濟無之候得共、同十三日、擅に東京出立、横濱旅亭にて、樺山資綱、林有造等に出會、同く米國郵船に乘組候處、山中一郎、香月經五郎等も、乘船致し居り、即日出帆、神戸にて、樺山、林等に相分れ、長崎に赴く海上、平戸沖にて難船致し、多久島に上陸致し、漁船を雇ひ、伊萬里に涉り、經五郎等に相別れ候節、自分は嬉野へ立寄り、温泉に浴し候に付、佐賀の事情聞濟ひ、知らせ吳候様相托し置き、嬉野に滞在中、經五郎儀、朝倉、岩井等を件ひ來り、頃日同志四方より相湊り、勢、壯に有之、且副島義高等の諸輩愛國社と稱し、自論を主張し、其黨も亦、若干人に及び、征韓、愛國の兩派、自然、縣下に雙立するの勢、有候得共、大體は平穩の旨申置、立歸候に付、自分儀も、遂に同意出立、一月二十五、二十六日の頃、着縣致し、八丁馬場清涼亭に旅宿を設け、爾來、頻に、征韓論相唱へ候者出入致し、種々、論談仕候中、私怨を以て、自分を刺さんとする輩、追々有之趣き承知、一時之を避けん爲に、二月二日頃、墓參旁、深堀に赴き、親族江口村吉方に滞留致し、同十一日頃、歸縣の合にて、長崎に出で、鍋島孫太郎邸に止宿中、同十一日、東京より郵船到着、義勇儀、乘組罷下り候由承り、使を以て呼迎へ、歸縣の主意、直尋候へば、條公より、御内命を受け、佐賀鎮撫の爲め、罷下候處、船中馬關にて、岩村權令儀に上陸致すに付、如何の事哉と、怪み罷在中、同船致し候中島權中判事より、窃に、承候得ば、長州にて兵隊を借り、佐賀に討入るの風聞に有之旨、承り、實に驚愕仕、互に評議の末、最旨、戰に決するや否との外、有之間敷、談示合候得共、遂に決せず、何れ歸縣の上、篤と相談可

致、義勇儀は、即日武雄通り出立致し、自分儀は、翌十二日朝、清涼亭に歸り候處、鎮臺兵打入に相成迎、城下の動搖、不一方、相見候中、同夕、香月、山中、朝倉、其他數輩來會、臺兵擧動、果して然らば、戰に決す哉否、と、評議に涉り、論議未だ決せず、依之、自分儀、臺兵より若し、一つの布告等も無之、突然入城、相成候得ば、猶、頭に白刃を向ひて、手を束ねて、死を待つが如と發論、衆議一決し、此に於て事定る。依て、憂國社に相謀る處同儀の旨、相答るに付、防戦の手配を爲し、仍て、滿岡勇之助に命じて、決戰議文の草案を綴らせ、自分添削を加へ、全章始めて成る。其文、別紙の通り、既に成て、之を征韓社に配布し、又、佐賀舊學校弘道館の本營を、川上村實相院に轉じ、兵隊を引纏めんと議し、十四日、朝倉尙武を出し、北方を守らしむ、同夕、川上に轉營せんとする時、島義勇歸縣せりと聞く。中島鼎藏、俱々其宅に就き、轉營の旨趣、相告置き、川上に赴く。然る處、翌十五日朝に至り、臺兵早津江へ、來着の報知あるにより、兼て本營掛りと唱へ來る、山田以下の者を初め、諸隊を、佐賀表へ繰出し候跡へ、副島義高、川上に来り、今朝臺兵、早津江に、上陸せしに付、將に同地へ向け、出兵せんとする折柄、横山萬里、我社に來り、戰爭相始るに於ては、是非川上の本營に、協議與し吳候様、懇談により、來訪致し候處、最早、時刻遅れなり、早津江に向ふ機會を失し候、此上は如何せん。自分答て曰、勿論、戰ふの外他事なし、既に諸兵繰出し、本營附の者も、出張致居候に付、戰地のかげ引等は、出先にて、打合可吳旨、申聞義高立歸候後、追々、臺兵入城の傳報有之、此夜、營外の山に登り、折節城の方を望むに、深更に至り、赫然火光あり、續て砲聲相聞え、同十六日、城下八幡社へ出張、攻城の景況を實見し、搦手の圍を解き、三方より急撃せしむ。同十八日朝、臺兵城を出で走る。此時、敵兵死する者、百有餘人。其日、島義勇等に會し、評議所を置き、縣内取締り等の事を談じ、本郭を以て、之に充て、義勇等本陣も亦、本郭の内に置く。我社は、再び弘道館に轉營し、軍規に類する條目を作る。其目に曰く、隊長の命を受けずして、草鞋を脱し、又は歸宅することを禁ず。音信を通ずることを禁ず。其他兩三條。同十九日、先に成る所の、決議書に添書して、奏聞す。其文に曰く、

謹白、別紙の通、友中議を決、殊に島從四位と相談、襲來りて暴動する所の鎮臺兵を、攻平け申候。此段宜く御奏上可被下候也。

坊城式部頭殿

正四位 江藤新平

右、縣下德善院の住僧、信道に託し、竊に東上せしむ。同二十日頃、筑前口の本道に、再出の臺兵、見ゆると告げ依て憂國社に謀り、迭に兵を出し、同二十二日、自ら本道神崎町に赴き、本陣を張り、令を征韓の諸隊に下して、防戦せしむ。同二十三日、諸口の防禦、悉く敗績し、收む可らざるに至り、佐賀城に走り、島、副島等に面會、東方の敗を告げ、依て自ら薩州に赴き、西郷に依り、援兵を請ひ、或は肯ぜずとも、又幾分の周旋も、致し呉れ可くと談じ候得共、其の儀は當社の者を差遣すべくと、申に付、弘道館に歸り、猶山中、生田、山田、香月、中島、林等と相談じ、遂に西郷に依頼可致に、相決し、同夜、右人數俱々、海道丸目村より乗船、同二十五日、薩の米の津上陸、同二十七日、鹿兒島に到り候處、西郷は、宇奈木の温泉場に在りと聞き、二月一日、行き面會し、事情を告げ其末東東へ出で、自訴可致申置、鹿兒島に立歸り、竊に、相考候に、土州には知音の者も有之、彼地に赴き候はば、又如何様にか、東上の策も、可有之と存じ、同國を志し、同三日、江口村吉俱々出立致し、日向國飯肥に行き知る人小倉處平に依り、戸の浦にて、漁船相雇申候中、外五名の者も、追々到着、同十日、俱に乗船、同十五日豫州宇和島に着し、同行三手に別れ、高知縣にて再會を約し、自分に江口一同、宇和島敷町家名不覺旗亭に宿し候同十六日、愛媛縣出張所へ呼出され、身柄取糺しを受くるには、東京の商人加藤と、僞稱し候得共、印鑑なき故縣廳の指圖を請ふ由、申に付き、不得止、相留り、同夜深更に入り、荷物拾置、脱逃し、晝夜兼行、山野を経て、同二十日、竟に土州幡多郡下田浦へ到り、舟を雇ひ上げ、同二十四日、浦戸港の傍なる桂濱より陸へ上り、黄昏の頃、高知に着し、割烹亭に立寄り、江口をして、縣廳の様子を伺はせ候處、取締、甚、嚴重に有之、逆も、身を寄

すべき手段無之形勢に付、尙東京へ上り、自首可致心得にて潜行し、同二十八日、阿州に尤牙する、甲の浦に于り候處、巡邏の人に、咎められ候に付、岩倉公の内命を受け、佐賀の情を探索に趣き、騒擾の際、荷物等脱却せられ辛うじて、此に至ると、申偽り候得共、遂に嫌疑解けず、依て、岩倉公宛にて、自首の書狀、差出し候處、同廿九日、於同所捕縛せられ候外に、一身の言行、記憶致居不申、委細は本營掛り其外、當該より、各申立候通相違無之儀と、存候事。

右之通、相違不申上候。以上

明治七年四月

江 藤 新 平

明治七年二月十五日、小野組の銀行を犯して、十五萬兩の金を、奪ひ取つた。縣廳へ押寄せ、武器庫を開いて、武器を全部、持去つた。

政府は、廣島、熊本、大阪の三鎮臺から、兵を送つて、一擧に、政め潰さう、とした。大久保は、下關まで出張して、すべての指揮を執つた。法務大臣と、いふべき者が、自ら戦さの指圖を、爲たのだから、實に、變なものであつた。

戦ひは、僅かに、一週間で、士族連の敗北となつた。それから、江藤は、圍みを破り、鹿兒島へ走つて、さらに、日向へ出た。土州へ行つてから、遂に、甲浦で、捕縛されてしまつた。

戦争の状況や、江藤の捕縛された顛末等を、知るために、二三の文書を、採録して、参考に供しよう、と思ふ。

神奈垣魯文翁の佐賀電信録(明治七年九月刊行)を第一とし、第二に、宍戸正輝氏の、講述に係る、佐賀戦争逸事を

收め、且つ、古い土佐の新聞に、旅みやげと題して掲げられたもので、江藤就縛の、事實を物語れる、一篇を加へる事にした。

自分の調べた、江藤氏の事歴、及び旗上げの顛末は、その概略を述べてあるが、兎に角、著者の手元に、保存してある、古い三種の記録を添へて、参考資料にも考へたのである。

魯文翁は、古き新聞記者として、令名あり、且つ戯作者としても、社會的に、地位のあつた人で、殊に、日刊新聞紙上へ、繪畫を挿んだ、小説又は續き物を、掲載し始めた、最初の人であつて、其の晩年には、著者も、親しく交つたが、非常に、趣味の多い、洒落な風格の人であつた。

大江卓氏が、神奈川縣令に在任中、魯文翁に托して、結局難解の布告文を、假名書きの、讀み易きものに、書直させた事もあつて、日本の文化史の上には、相當に貢獻した人である。此の人が、佐賀變亂の當時、記述して著したものが、佐賀電信録であるから、多少の誤りはあろうが、此の事件に對する記述としては、唯一のものであつた。

次に、宍戸正輝氏は、明治十年の、西南戦争に際して、熊本城に立籠つた、一人であり、且つ薩軍に、包圍されて居る中から、萬難を冒して、脱出し、官軍の本隊へ、城内の事情を報告して、偉勳を樹てた人である。牛ヶ淵公園に記念碑のある、谷村計介氏と共に、西南役には、記念すべき一人であつたが、此の戦ひで、負傷した爲めに、不具者となり、晩年は、靖國神社の會計掛りとして、死する時まで、其任を續けられた。

宍戸氏は、突然、著者を來訪せられて、佐賀戦争に關する、余の講述筆記が、保存しあるけれども、自分の手元へ置くよりは、貴下の著述、或は講演の資料に用ひたら、多少の益もあらうか、と考へて、持参したと云ふて、一篇の記録を差出されたので、著者は、譲り受けることにした。それが、茲に收めた、佐賀戦争逸事である。該記録は、谷干城將軍の、校閲を経たもので、其篇中、各所に、行を下げて、組入れてあるものは、即ち谷將軍が、親しく筆を執つて、記入せられたものである。

憾むらくは、穴戸氏は、既に幽冥の人と、なつて居る。著者は、此の機會に於て、氏の筆録を公にして、その靈を慰めたい、と思ふ。

旅みやげは、硯南の名に依つて、土佐の新聞に、掲げられてあつたのを、筆寫して、保存して置いたもので、江藤就縛の事實は、之れに依つて判る。

▲魯文翁及び穴戸氏の遺族諸氏の現住所を知つて居る人があつたら、切に御一報をお願ひする。

▲尙ほ硯南とは、如何なる人であるか、知る事を得て、此の一冊を捧げたいから、心當りを有せらるゝ方は、御卒御知らせを請ふ。

佐賀電信錄

△此書事實の概略を得るものは、僕近年横港に寄寓し、久しく新聞會社編漢の末机に列するを以て、佐賀鼎沸の始めより官軍凱旋の終り迄、臨時公開電報及び四方寄來の投書、社中報者の手記に到り、毎日開紙に掲載するもの號を次いで其顛末結句を知るを要す。其中偶々謬誤聞なきにあらねど、抄録の際、各種の新聞紙に照對し、或は實地を経て、確乎たる條件決して疑ひを容れざる信書等を選び、順序拔萃する所數葉に充てり。然れ共、新聞重複の名を遁れざるを以て、徒らに机下に束閣せしを、一日盟友某草扉を敲くの際、之を机邊に披閱して刊行流布の擧を勸む。元來僕が杜撰世に知る處、今更に固辭せざるは聊か世利を益し、且れ後戒の針鉸たらんを思へばなり。

(以下二項略)

△此書記録するところ、各事確證あり、彼の太平記の如き、往々浮屠氏の編述に成り、卷々空談妄説を混淆せるものと一束して盟做す可からず。公然歴史の一尾に附すとも、虚飾作文の軍書に比すれば、實に實録と唱するも更

に又世界に恥ざる可し。惜い哉僕が管頭の鈍なるを、皇倭紀元二千五百三十四年第六月十五日 神奈垣魯文記

第一回 征韓主張沸騰を生ず 併 前山精一正義を唱ふ

老子曰く、天下の難事は必ず易きより作り、天下の大事は必ず細きより作ると。抑も我大日本の帝業 神武天皇草創以降、連綿として一系を斷たず萬世不拔の國體なるを、政權一度武家に歸せしより、至尊の王位も有名無實に屬し、太陽雲の爲に光耀を覆はれ、月卿雲客天を仰いで嘆息の他なかりしが、時なる哉去ぬる明治政元の歳次、全國勤王の有志等振うて錦旗の本に蟻集し、大義を唱へ名分を正し、一擧にして王政に復し、萬機の制度舊格を一新し、封侯を廢し郡縣を興し、外は各國と交際を親しくし、内は海陸の軍備を整へ、學校を盛んにし、法律を改典し鐵道電信航海術百般の技藝擧つて功を奏せざるなき、斯る開進の聖世に際し、猶方向を誤つるの士民等、輩下遠隔の僻地偶々抄しとせず。其頑固元來憂國の情に出づると雖も、治を犯すの罪固に輕からず、豈征討せざるを得んや。時に明治六年一月初旬より、九州の地方平穩ならざるの電報あり。其原因を探索るに、佐賀縣の士族等、坐食東手の閑を倦みて、突然征韓攘夷封建の三論を主張し、三派黨を分ち、學校或は利舎に集會し、漸々同志を募り僻論に耽り、暴擧に及ばんの所置あり。其縣連には舊藩士一の門鍋島一之丞を始めとし、副島謙助、大木義四郎、朝倉彈藏、香月桂五郎、重松基右衛門、權山萬里、中島鼎藏、同 又吉、松永權次郎、同 宗助、山田平藏、同 一平、生田源八、牛島朝實(與助)江口村吉、藤山彌助、石井竹之助、徳久幸二郎、中村林太郎、江口松之丞、中橋藤一、田中七四郎、荒木幸四郎、小川武清、高木太郎、其餘會社頭取福地常彰、大隊長馬渡雄右衛門、石隅吉輔、同副長成松理平、中島彦助、隊長鍋島克一、石田堅次郎、幸田孝敏、平田豐藏、其他貫屬平民等併せて二千五百餘人やうやく蜂起の景況を顯し、既に一月十六日暴徒等矛盾杜撰の衆議を決し、高木太郎外十二名の士族に命じ、當縣參事

森長義に迫り、縣廳を議事所に借らん旨を請ひ、并びに征韓の激論に及びしかば、森參事その不可なるを説諭するに、高木等怒氣憤懣の形相をなし、森を罵り耻かしむるにぞ、長義一時彼等が暴勢を避けんが爲め、穩當の答回をなし、此日は事故なく歸去なせしめ、爾後此等の學動、電信を以て至急東京にぞ上申せり。

却説高木太郎を始め數名の士族等歸りて參事に迫りし趣き、逐一同志に告げしかば、流石に朝聞を憚りてや、其後山田平藏、中島鼎藏、朝倉彈藏の三名より、書面を以て縣廳に出訴するやう、吾輩同侶高木太郎に依托し、征韓籌策の議事所借用の旨出願せしに、豈圖らん渠等參事に對し、大不敬の應接に及びし事聞知なして、恐懼に堪へず之に因て太郎以下の罪科、吾輩三名に引受可き間、至當の所置蒙りたしとて、又高木等よりも謝罪の書面を出さしめしかば、當縣の裁判官不日之を彈糾し、高木以下は官吏罵詈訕、山田以下は不應爲律に處せられ、各士族たるの故を以て、贖罪金を出さしむ。然るも、此輩却て曰く、置犯は謹みて其罪に服すと雖も、征韓のことに至りては人民の義務なれば、政府に於て制するの理なき旨を陳述なし、追日同志を嘯集し、止まる景況はなかりけるとぞ。斯くて暴徒等、富豪に依りて先づ軍費を募らんと、二月二日、豫て佐賀に出張せる小野組爲替會社に突入し、銃砲に四邊を圍み、數名の佩刀殺氣を含み、否と言はゞ屠戮せん形勢なるにぞ、會社老管代理の數輩恐怖戰栗狼狽し、右往左往に遁逃しかば、暴徒等繼に金庫を開扉き、銀貨楮幣の差別なく二十萬圓を掠奪せり。其他縣下農商を撰ばず、福有富豪の家と看做せば、多勢進入して、征韓軍費を課すると唱へ、金銀米穀兵器等を強奪し、専ら暴威を振ひつゝ、猶隣縣に説客を出し、各貴士族枉誘の謀策を巡らし、今は三黨（征韓、攘夷、封建）合併して、容易ならざる舉動なるにぞ、朝廷毎時の電報に因て、其實際を監察せしめ、疾く鎮靜に至らしめんと、神奈川縣權參事岩村高俊（前權令岩村通俊の舍弟）は元來高知縣士族にして、九州の地理に涉り、殊に人望ある者なれば、奏して之を佐賀縣の權令に任じ、不日彼地に下されけり。

茲に又、前參議江藤新平は、奉職在動中、同列板垣副島以下の諸官と俱に、曩に朝鮮我使節に對し侮謾不敬の罪、

問はざる可からざるの説を主張し、民撰議院無かる可からざるの衆議を癡らし、同志數名俱に屢々建言に及ぶと雖も、岩倉右大臣歸朝の後、其事の不是なる、出帥の不可なる、朝議斷然止まるに決するより、主張の兩説了に行はれざるを以て、激發憤懣に堪へず、病痾に托し辭職免官して、東京滞在、中密に故郷佐賀縣の貴屬士族等を鼓舞煽動し、彼の徒沸騰の報知を得て、轟然佐賀に走下る。相次で、島義勇（初名團右衛門）外面に鎮撫を唱へ、歸縣して此黨に合體せしかば、士族の暴勢盛んとなり、兩氏を崇めて則ち該黨の巨魁と仰ぎ、此舉に乗じて縣廳に迫らんと議するの風聞隠れなきより、同月八日、參事森長義隣境三潯縣に到り、同縣權參事鹽谷良翰と相議し、權令岩村高俊が下向を半途に邀へんと、直に下之關に渡りし折、高俊中村陸軍の大尉と俱に、熊本（白川縣下）鎮臺兵二中隊を引率し、肥後より馬關に來りて、森、鹽谷等に會合なし、茲に於て森參事は小倉にて兵を募り、入縣の約を牒し、高俊同月十四日兵を率ゐて海路より佐賀縣廳に入城せり。

此時、朝廷には佐賀縣士の暴動近縣を嘯集し、日を迫て鼎沸の電報櫛の齒を挽くが如く、觀慮穩安ならざるより、内務卿大久保利通に西下を命ぜられ、同官員其他司法官員及び陸軍將官兵隊を率ゐ隨行として、同月十四日汽船北海丸に駕し、既に横濱港を出帆あり。次で又、伊東海軍の少將、同林大佐、尉官數名と兵卒二大隊、砲四門を率ゐ、一は海軍少將野津、伊田、山田の三將數名、大砲三門軍艦に乗じ、翌十五日尋で佐賀へ出發せり。

却説、同縣權令岩村高俊は、熊本鎮臺兵を率ゐて直に縣廳に入るより、暴徒の屯集せる弘道學館に使節を遣り、征韓黨の巨魁の者も即時差出す可き旨、嚴重に達せられしより、士族等大いに憤り陽には甚だ恭順の體をなし、巨魁と號し士族數名を廳に出し、糺彈を經る間、密に襲撃の軍備を整へ、翌十五日夜半を期し、城を圍むの議を決せり。然るに、當縣士族中、前山精一郎と云へる者、固より勤王無二にして、該縣征韓攘夷の二黨沸騰の際に臨み、憂嘆の餘り、其同志九百餘名と共に正義を唱へ、農士等をして卓然たる議論を演べ、百方説諭に盡力すると雖も、曾て心服せざるを以て、既に家族等を遠避、鎮撫屯所宗龍寺に出頭し、専ら縣廳を保護せしが、暴黨今宵襲城の變

あるを間諜し、直に簡文を飛ばして城中に忠告せり。
 附て云ふ、抑々此前山のひと爲るや、博學多識と雖も、平常沈黙して苟にも自負の色なく、謙讓能く人に下り、
 德望世に秀づ。前年奥羽の役にも、山川を跋渉し、櫛風沐雨、大いに賊軍の勢焰を挫折し、凱旋の日大勳を奏せ
 り。爲るに今回同縣士族等の舉動を嘆じ、憂論する所の要領は、元來佐賀藩屏の任、數百年を経るも絶えて内亂
 なく、領分一和し、特に贈正二位鍋島閑叟公弱冠より勇奮豪邁、士氣を振起し、大いに國事を中興し、勤王典
 謨其功績少なしとせず。之に繼で舊知事其大志を體認して餘德を治め、父子俱に忠孝の大道を堅守せり。
 然るに今日縣士等漫に不是の暴論を主張し、兇器を弄し朝廷に抗し、舊主の恩徳を穢せる所爲、同縣併列たる吾
 輩何の面目ありて、天朝に對し奉り、將舊知事父子に對し生を保つの養情有らんやと涕泣奮激、猶屢々撫教諭解
 すると雖も、鎮靜所を得ず、縣廳落城に及ぶより、同月十七日同盟を率る該地を去り、三瀨縣下柳川に退き、前
 山單身獨行して、直に肥後熊本に至り、鎮臺兵を借り催し先登佐賀に討入らんとするに、臺兵中佐賀縣の士族百
 餘名、既に本縣へ脱せんとするの景況なるにぞ、前山其機を察し、懇々説諭して歸順なさしむ。然れども、内五
 名は尙ほ肯んぜずして脱走せり。其の後賊軍勢ひ強く、熊本の臺兵も最初利あらざるを聞き、前に論説の届かざる
 を慙愧し、遂に躬ら自己を責め、割腹して鬼籍に入れりと。其義憤忠膽、實に惜む可く賞す可き操士ならずや。

第二回 岩村難戰虎口を遁る 併 中島修平誣名に死す

却説、佐賀城中には權令岩村高俊入城ありて、縣民鎮護の布令を出し、説諭に注意すると雖も、士族の暴行勢焰し
 今夜應城を襲撃せんと軍裝兵備なす由を、前山が簡文に困てやうやくに知るものから、其事不意に出づると雖も、元
 來期したる隊伍編制、遂に諸口へ指揮を傳へ、防禦の用意豫め調ひたり。當日弘道館に屯集の士族等、今宵いよく
 兵端を啓く可き議に決し、檄文一章を綴りて、縣内民家毎戸に投じ、或は路傍街衢に建て、普く衆目に觸れ、煽煽

狂誘の籌策とす。其奸計惟ふ可し。則ち其文に曰く

戰爭に決するの儀

夫れ國權行はるれば則ち民權隨つて全し。之を以て交戰講和の事を定め、通商航海の約を立つ。一日も權利を失へ
 ば、國其國に非ず。今茲に人ありて、之を唾して而憤らず、之を撻ちて而怒らず、爾後婦人小兒と雖も之を輕侮す
 る必せり。是れ人にして其權利を失ふ者也。嚮に朝鮮我國書を擯け我國使を辱しむる其暴慢無禮、實に言ふに忍び
 ず。上は聖上を初め、下は億兆に至る迄、無前の大辱を受く。因つて客歲十月、廟謨盡く征韓に決す、天下之を聞
 いて奮起せざる者なし。已にして二三の大臣偷安の説を主張し、聖明を壅閉し奉り、遂に其議を沮息せり。

噫、國權を失ふこと實に此極に至る、是れ所謂之を唾擲して恚怒せざる者と相等し、苟も國として斯くの如く失禮
 を極めば、是より海外各國の輕侮を招く、其低止する所を知らず。必ず交際、裁判、通商、凡そ百事皆彼が限制す
 る所なり、數年ならずして、全國の生靈卑屈狡猾、遂に貧困流離の極に至る、鏡に掛けて見るが如し。是れ有志の
 士の以て、切齒扼腕する所なり。是を以て同志と謀り、上は聖上の爲め、下は億兆の爲め、敢て萬死を顧みず、誓
 て此の大辱を雪がんと欲す。是れ蓋し士民の義務にして國家の大義、而して人々各自ら以て奮起する所なり。
 然るに、大臣其己れに便ならざるを以て、我に兵を加ふ。其勢情此に至り、我亦止むを得ず、先年長州大議を擧ぐ
 るの例に依り、其所置を爲すなり。古人曰く、精神一到何事不成らざらん、我輩の一念遂に此雲を披き、以て錦旗
 を奉じ、朝鮮の無禮を問はんとす。是れ誠に區々の微衷死を以て國に報ゆる所也。

明治七年二月十五日

佐賀 北組 本營

佐賀城中には、倉卒戰爭の分配なして斥候を出し、待間もあらず、果して月昇の際に臨み、城の四方に砲聲轟き、
 寄せ来る賊兵雲霞の如く、忽ち間近に隊伍を列し、大小の銃砲雷雨の如く、城を目前に發砲せり。城中には岩村權令

鎮臺兵を二手に分ち、參事森長義が應援を頼み、中村陸軍の大尉し傑し、賊頗る多勢と雖も烏合の鈍兵何程の事やあらん、疾く撃ち散らせと指揮を傳へ、城戸を開きて發砲す。然れども、賊兵の我に比するに、殆んど百倍、且つ地理に委しく、出沒亦隨つて自在なり。斯りけれども、城兵等は奮發防戰日夜を分たず、抗抵互角の氣勢擡まず、時々敵兵を屠殺し、勇銳強力、毫も沮むことなしと雖も、原是れ不意に出ずるの籠城、既に三日を経て米鹽彈藥盡き、加ふるに賊の大軍城の八方より、間斷なく砲擊息をも繼がせざるにぞ、權令今は是迄なりと、解城の令を傳へ、應中所有の金貨を分けて、之を小田大屬、中島權中屬等に携帶せしめ、同月十八日の拂曉、鎮臺兵と共に城を開きて突出し、其勢ひ猛虎の雄檻を脱し、鷲鳥の堅籠を放るゝ如く、疾鬪圍を冒し、蹂躪殺傷辛くして一方の血路を啓き、高俊單騎にして博多に走り、次で白川縣に到りしとぞ(同時、森參事山口縣に脱走せりと云ふ)。

時に應上兵火に覆ひ、焰煙城外に靡き、灰塵地上に布きて、落武者の踪跡を埋る中に、中島權中屬も亦城を出て、枝路を経て虎口を通れんとする折、賊兵の爲に拘留せられ、前に權令の命に因り若干の携金を帯びたるを以て官金掠奪の罪名を得て、遂に賊營に斬首せられ、其慘酷目も當てられぬ形相なりしと。抑も此中島權中屬(修平と稱す)は元蓮池藩士にして、曩に貴族黨與を募るの機を察し、夙夜踴慮、自ら能く盡力し、決して聚斂の臣ならざるを、不幸にして如此き穢名に死す、豈悼しからずや。

斯かる程に、縣官兵士等隨意に城中を遁逃し、半途に賊手に非命を遂げ、或は捕獲せらるゝ中に、渥見大屬と十五等出仕某、僅かに二名縣廳に踏止まり、簿籍記録を守護なし、縣下を去らず在りしとぞ。抑も此渥見氏は、三藩縣下筑後國久留米の人にして、槍術に長じ、性泰然として物に驚かず、曾て廣瀬淡窓先生の門に在りて、詩文を能くせり。就中大事に臨みて誤らざる強膽、實に感賞すべきなり。閑話休題、該縣士族の蜂起、近國を煽煽し、四國九州之が爲に動搖し、鎮西の人心恟々として惑亂を生じ、猶西京、攝阪及び東國、葦下の地に至る迄、風聞喧嘩浮説喋々たるより、内閣顧問從二位島津久光朝臣、彼地鎮撫として本縣鹿兒島に赴かんと、這般上表ありしより、主上觀感之餘

り、則ち勅許あり。其勅詔に曰く
汝久光近日鎮西の形勢を憂ひ、鹿兒島縣に赴かんと、縷々上陳す。朕甚だ其至誠の衷情を感ず。今や國家多事の際朕が左右を離る可からずと雖も、事情亦止むを得ざるに出づ、宜しく急に本縣に至り、其れ能く力を竭すべし。尙速かに歸京を待つ。

從二位此の如き寵恩の勅語を賜ひ、則ち郵船千里丸に駕し、同月十七日早天、家從僅かに隨行し九州向けて出帆せり。此際君側より、侍從番長米田虎雄を、別に九州に差遣されしとなん。同時三條太政大臣より、東京府知事及び其他府縣へ左の數條を布令あるより、則ち知事大久保一翁所管各區々戸長へ布達あり。其書に曰く(明治七年二月十七日附)

今般佐賀縣士族征韓封建等の説を唱へ、一月下旬より嘯集沸騰するの報知有之、廟議一定、制壓として大久保内務卿に西下を命じ、同官員其他司法官員及び陸軍將官兵隊を率ゐ隨行せしめ、既に本月十四日發艦相成候間、不日鎮靜に可及と存候、一體佐賀縣士族征韓封建等の説を首唱し、各縣を煽動し、以て其同志を募るの着目の由、巷説有之候得共、隣縣の士民等率ね皆な雷同附和致候者無之内にも、鹿兒島縣の如きは、士民少々異議も有之候の處、西郷大將歸縣の後は至極平穩の由、林内務大丞實際目撃の事に有之、其後も追々無事の確報有之候。一時高知縣士民物議不平の景況有之故に相聞え候得共、篤と探知致候へば、謬傳も少なからず、今日に至り全く無事に有之候。

岩倉右大臣を暗擊致候賊徒數名、旬日を出でず逮捕に相成、追々糾問伏罪致候。猶此際に乗じ、不平の徒不良の企てを謀り候者有之哉も難計候に付、右探索方、各々管下に於ても厚く注意可致候。右大臣に於ては最も輕傷にて最早平癒、近日中には出仕可相成候。

島津從二位、九州邊不穩の形情を聞き、専ら鎮撫に従事致旨建議有之、全く憂國の衷情より申出候に付、聖上に於

ても 観感被爲在 思召を以て鹿兒島縣へ被差遣、不日發艦相成候。自然同人進退に付疑惑を生じ候ては宜しからず候間、心得の爲申入候。廟堂上施政自的に於ては、元より確然動かざるは勿論、且つ前述の如く専ら鎮撫に注意致候間、各地方に於ても其意を體し一意本務に従事可致、萬一管下暴激無頼の徒妄説を相唱へ人民を煽惑する者有之哉も難計候に付、此際の方に長官某治所を動き候ては、自然人心にも關係不可然候間、各々其本應を固守し、鎮撫警備に心を用ひ、士民安堵方向を誤らざる様、厚く注意盡力可致事。

第三回 官軍進發博多に着す 併 帆足清華探偵に盡力す

借も大久保内務卿は、去ぬる十四日隨行の諸官軍將兵士と俱に、横濱を發艦ありて、直に大阪に着附せられ、同十八日米國郵船新約克號へ乗船あり、拂曉河口を解纜し、長州下之關を経て、同二十日福岡縣(博多)に着港あり。是より前、長崎縣令宮川房之は、此時在京中なりしが、佐賀の鼎沸日を追て盛んなるの報知、電線を鳴動さするに、取敢へず歸縣の際、暴徒等昨今當地に迫るの注進あるにぞ、參事兵藤正誠と議し、島原、諫早、大村、平戸の貫屬土族を募り、警備防禦をなす程に、縣下忽ち動搖を生じ、同月二十日縣廳接近の市街邊に雜踏騷擾し、毎戶家具を荷ひ近郷に運輸を促し、老いたるを背負ひ、幼きは懷抱にし、親子相伴ひ、姉妹相連れ、東馳西走、馬は嘶きて人を踏足に倒し、人は悲みて途に方向を失ひ、積年の蓄財路に散じて、半錢を止めず。一朝の狼狽、物に觸れて生前の疵傷を蒙るに至る。

當夜既に佐賀の賊徒、諫早口より亂入の模様、斥候の者より注進に因て、令參事俱に貫屬選卒を率ゐ、警備嚴重なりしと雖も、此夜は更に襲入の事なく、翌廿一日午後四時頃、當縣下浦五島町宇深掘舊鍋島邸に於て、士族四十名許り選卒の手に捕縛に就きたり。此徒は豫て佐賀の賊徒と謀合し、不意に當縣廳を襲撃し、長崎市中へ放火せんとの計

策にて、既に銃劍軍旗陣具腕印まで用意せり。此動搖に、當地近境米價漸々騰貴して、當時一石六圓五十錢に到りしとぞ。

茲に又、舊佐賀藩士當時長崎縣實族帆足清華なる者あり。舊主鍋島茂文疊に東京留學中、頃日病床に罹れる由、報書到來せしにより、頓に出京せんと欲し、一月下旬當港より米國郵船に乗組み、出帆せんとせし折柄、佐賀縣土族沸騰の景狀容易ならず聞えしかば、元來正義志操の士なれば、駭嘆憂慮大方ならず、誠に邦家の一大事、密に虛實を探索せんと、出帆を止りて其舉動を窺ふに、憂國征韓首唱の逆徒、往々各所に嘯集し、四方の有志を煽動し、將に大事を計らんと勢焰日々に募り、窃に兵器軍費を擁し、奮起の情狀 確然たれば、清華つら／＼熟思するに、舊主在京病床に臥し、故園の風聞耳底に入らば、心痛 彌 病痾を増す可し、所詮、騷擾の顛末、動靜の結局を見留め、郷地神代居住の土族を十分鎮撫せしうへにて出帆せんと意を決し、同廿七日夜、當縣下に在留せる同郷の書生今村八郎なる者に、神代團士鎮定の説意を含ませ、即日彼の地へ差遣し、猶方嚮を誤る者此際にあらんを恐れ、長立たる土族三名を招迎し、懇々説諭に及ぶ折、翌二十八日早天、團士二名帆足の旅宿に來訪し、面會の上告ぐるやう、一昨日佐賀黨三名神代に來り、其隊の檄文を投じ、事態を具陳し、國家の爲に、吾黨に一味せよと説誘せり。故に團結中へ回章し、一團集會なすと雖も、其議未だ一決せず、因て足下を迎ふるなり。請ふ歸郷して之を計れと。是に於て征韓黨の正義ならざる擧を論じ、正しく大義を説明し、且つ今村を差遣したる由を告げ、宜しく速に歸郷して、今村と共に吾意旨を團中に議す可しと、深く諭して歸らしめり。

斯くて翌二十九日、前に招きし土族八名、迎ひに應じて來れば、帆足是等と協議なし、先づ各地方近縣へ探索を出すに決し、同夜神代へ二名を差立て、尙又山本禮藏、志波三九郎、島田頼九郎の三名を佐賀表へ潜入せしめ、且つ前田善作、下村輪八郎の二名を以て、鹿兒島白川の二縣へ出し、探索を諸口に分ち、集議所を長崎に設け、神代、佐賀、鹿兒島の三口の郵通往酬して、廣く情實を聞知するの便利に注意盡力せり。然るに、二月三日今村八郎歸港なし、前

に神代に來りし征韓黨不日佐賀へ歸縣せし由を告ぐるに、帆足妙しく安意なしぬ。前に佐賀表へ潛行せし山本禮藏なる者は、同縣に正義を唱ふる前山精一郎と從來の親類なるを聞き知るを以て、山本に書通し、彼の前山の許に到り各黨の舉動籌策の順序、深く尋問なすべしと、密に依託なしけるにぞ、山本は之を諾し、頼に前山が許に到り、面談に及ぶと雖も、憂嘆なすのみ口外せざるを、強ひて懇話に及ぶより、茲に始めて眞意を著し、大義名分全きの卓説を吐露せしかば、傳へて神代一團の士族等も此高論に心服し、逆徒に組する者とは一名もなかりしとぞ。斯かれば帆足は聞知の微細、時々縣令(宮川房之)參事(兵藤正藏)へ具狀なし、同月十七日夜當港より、コスタリカ號に乗船し、同二十二日東京に着せしかば、舊主に見えて見聞の次第逐一陳述なし、同二十八日に前件上申せしとなり。

却説、同月二十日の拂曉、官軍猶龍、北海の二艦博多の浦に着港あり。内務卿は新約克號船より上陸あり。該地を本營と定め、當日軍議既に決し、午前八時進軍の編制兵を三道に分隊せり。一は茨木陸軍少將一大隊、陸軍の尉一砲隊を率ゐ、田代口より進發す。一は、原陸軍少佐が率ゆる所の一大隊を二分とし、茨原口及び平等寺口より進み至る。都て野津陸軍少將該兵を統轄して、田代口に進軍せり。又本陣には、守備の兵一中隊を残し止め、小笠原陸軍大尉之を管せり。是より官軍博多中島町二口屋に着軍するに方り、賊兵肥筑兩國の境ひ三ツ瀬越に斥候を出し、間諜數十名福岡博多の中間に出沒し、街説囂々傳へて曰く、官軍方に着するに及びて、直に之を襲撃せんと賊兵此に進むと唱ふ。又賊軍三ツ瀬越に來るの報知あり。然れ共、本陣の兵寡く、僅かに斥候を出すに足るのみ。此夜田代口進入の官軍、御笠郡二日市(福岡縣下)に宿陣す。翌二十一日官軍は福岡より進み、鎮臺兵は宮の路より進むに、此日午前第六時頃、官軍二日市村を發し、肥前國田代驛に進み、茲に敵情を探偵するに、此の所に屯集せし賊兵等既に官軍の進入するを聞き、此地を去りて、藪村に到ると云ふ、是より先、午前第九時三ツ瀬探偵の者賊軍を越えて飯場に侵入し、頻りに侵撃を報ずるも、本營の兵僅かにして、且つ福岡貴屬の情態紛紜として方向未だ定

まらず、故を以て飯場追討の策を止め續に一分隊の斥候を發するのみ、同日午後第五時本營を福岡城に移し、同第六時に至り福岡貴屬の方向一決し、奉命賊に當らんと乞ふ者、茲に於て三千餘人、故に同七時に及び貴屬五百人を精選し、其中より拔んで小隊長半隊長に擧ぐる者六名、且つ山口縣小屬吉田唯一當地に在るを以て、之を貴屬隊の監督に命じ、銃器彈藥を分與なすに、同八時頃賊軍襲入の報頻りなり。然れ共、官軍僅かに一分隊の斥候を發し、賊の動靜を窺ひ察し、靜かに貴屬隊二百五十人を出張せしむ。時に斥候より報ずる事あり。賊軍全く三ツ瀬越を退くと。是れ蓋し、田代口の官軍進入するを以てならん。

因て云ふ、官軍福岡着到の前、同縣貴屬等佐賀の暴徒煽動の餘焰に觸れ、各心恟々として一に方向定まらざるより同縣權參事山根秀助夙に該營士族等を縣廳に召集し、各自方向誤る可からざるを説諭せり。是に於て士族等大いに奮勵の意を生じ、盟書を權參事に呈し、一に愛國の誠意を表し、決然 朝命悖戻するなきを誓ふ。其文に曰く 恭しく惟るに 聖上宵衣旰食の勞、賢臣早朝晩退の功、以て人々自主自由の權を得、一視同仁の化に浴す。朝恩の深高富岳琵琶湖も尚比するに足らざるなり。微臣等此際に當り、徒らに祖先世祿の餘瀝を嘗めて、未だ一片報國の實効を致すこと能はず、豈俯仰して天地に忤愧せざらんや。夫れ人民緩急身を以て國事に努力するは必然天理なり。況んや 天孫經綸の國に生れ、累世の鴻澤に浴する者に於てをや。頃日近境靜謐ならず、流言滿巷、人心恟々たり。故に 豫め聚議定論、順逆を分明し、大義を審判し以て方向を一にし、一朝不虞の變あるに至つては、確然不拔報國の實功を奏し、朝廷浩徳の萬一に報せんことを庶幾す、是れ微臣等が志願なり。故に敢て一簡の鄙書を呈し、聊か衷情を吐露し、以て 上群賢と座席を汚すを請ふ。諒察焉味死稽首無任戒懼之至云々。

第四回 佐賀賊兵官軍に抗す 併 各所戰爭賊軍等敗績
三略に曰く、兵は神速を貴ぶと、宜なる哉大久保内務卿不日にして佐賀近境に着陣ありしより、目今迄方向決定せ

ざる四國九州の賈屬土族等、忽ち蘭草の順風に靡くが如く、前後を競うて麾下に蟻集し、一戦にして賊軍を撃つせん景況なるにぞ、賊徒の間隙斥候の數名、大いに驚怖の思ひをなし追々に歸城なし、此旨斯くと報知せり。此時、江藤、島の巨魁を始め賊徒等一同、曩日陥入れたる佐賀城及び弘道館より、諸口の分營に出張し、西郷陸軍大將始め鹿兒島縣賈屬土族に依頼すること往復數回、其他福岡、長崎、小倉、白川、宮崎の諸縣及び山口、高知の兩縣よりも、必定應援あるべしと渴望に堪へざる所、前條の報知を聞き大いに失望の意を生じ、勢焔衰兆を示すと雖も、官軍追々進入なすにぞ、議して防戦の兵備をなせり。先づ田代の地は福岡の要衝なるにより、該地に最も兵を増し今にも官軍寄せ來らば、岩村權令の例に准じ、短兵急に打散らさんと、赤色の袖章一様にひらめかし意氣揚々と構へたり。

一説に、江藤新平此期まで弘道館に在りしが、此戰爭未だ兵端を開かざる前日、佐賀の舊卒族(舊稱足輕組といふ)の身元なる長崎港の近地佐賀藩主の老臣鍋島某の領地深堀に潛匿し、賊兵敗走離散の際、其身も當所より密に乗船し、鹿兒島へ脱せりと、未だ虚實の如何を知らず。

然れ共、賊兵等は内務卿の逸疾く出陣ある可きとは思惟せざるに、豈圖らん突然進發の報を聞き江藤、島の兩巨魁は、衆に先達て面色土の如く、驚嘆氣力を減せりとぞ。翌れば二月二十二日、官軍二大隊賈屬隊を前驅とし砲兵共に飯場より三ツ瀬越を経て、朝日山に進撃するに、此地の賊軍雲霞の如く險阻に因て陣を布き、山岳の間に出没し、大小銃砲を烈しく發すに、官兵少しも屈する色なく、一發一進死力を盡し、前後を争ひ攻立つるに、暫時にして賊兵等は散々に敗績し、各處に放火して退けり。此時、官兵戦死二名、疵傷を蒙る者四人、賊兵を討取ること數人、手初めよしと勇み立ち、猶ほ追撃して中原驛に進行す。又鎮臺兵は、筑後川を打涉り、豆津に屯集の賊を追ひ、江見六田邊まで進撃して、此の所に休憩し折から、此日既に没し、夜に入り賊軍再び大舉し、江見の臺兵に迫るより、其事不意に出づるを以て、臺兵一度亂るゝと雖も、忽ちに隊伍をなし踏止まりて奮戦するに、味方の死傷十餘名、辛くして既

尾に陣せり。茲に野津陸軍少將は、同日午後一時二十分田代驛に着陣す。督軍第十大隊大砲は本道より運輸を促し、第四大隊は萩原村、今一手は平等寺越より入驛す。

賊軍既に官軍の大兵進入の景況を窺ひ見て、驚怖周章の念を生じ、一支へもなく、只管に此地を去らんと動搖し、狼狽衆を誘ひ、糧米彈藥器械及び金貨楮幣其他の雜具數品を遺し、途中にうち捨て、蜘蛛を散らすが如く、我れ先きにと遁逃せり。元來當驛は對州舊藩の分地にして、同藩土族(目今長崎縣賈屬)此地に居住する者凡そ五十戸計り在り。渠等已に賊徒の暴威に怖れ、曖昧として殆ど合體の形情を示すと雖も、其事、勢ひ止むを得ざるに出づれば、官軍の入驛に當り、専ら恭順の意を表し且つ請うて、一方の用に役せんと云へり。同二十三日午前七時、官軍中原村を發し、目田原所在の賊を撃たんと、苔野に陣を据ゆる折から、應援として臺兵中原に進み、陸續苔野に着陣せり。斯くて官兵此の所を發し、將に寒水村を過らんとするに、賊兵等廣野に胸壁を構へ、深林を要領し、炮射すること暴雨の如し。此日官軍第十大隊を先鋒とし、第四大隊は山手を要し、進撃凡そ四時間餘り、然るに此戰爭賊徒數日の計策を以て、前に要路を占めたるにぞ、官軍頗る要地を失ひ、進退難苦の場に臨めど、勇志奮興一步も辭せず、賊の激砲に抗衡し、隊伍整列して亂るゝなく、味方の死骸を楯となし、或は臥し或は潛み、彈丸のあらん限り、打立て打立て打練め、賊を撃つこと二十人、賊軍いかでか堪ゆ可き、山間叢林に踪跡を蔽ひ、何方へか遁逃し、今は敵一人も看へざるより、官軍本道及び左右枝路を経て進撃するに、苔野村出口にも賊胸壁を厳しく構へ、大小銃砲透間なく亂射するに、官兵聊か臆する色なく、之に接して奮激突戰、劍に對し鎗に當り、黃昏に到るまで苦戰數時、終に賊の敗績を追ふて、神崎まで押入し、其隊長(鍋島一之丞外一名未詳)二名を討取り、銳氣益々加はり、此勢ひにて明日は攻城せんの議ありと雖も、前夜は襲撃の防禦に盡力し、今又連日の苦戰に、兵士等大いに疲勞せしを以て、只だ大斥候を派出し、城下を探偵さすのみ、明日は先づ休戦の議に決定せり。

當日の苦戰により、劍槍薄手を蒙る者石川陸軍大尉、同阿部大尉、銃槍深手を負ふ者小林少尉、同薄手松田少尉、

同佐々木少尉、同月岡少尉、同伊澤少尉及び江口曹長は銃痕殊に深くして、其日假病院に至りしが、時を經ずして死亡せり。此他士官以下死傷ありと聞えたり。却説佐賀の電報日々東京に羽檄を飛ばすより、景狀逐一洩るゝなく、江藤、島を初め征韓黨等彌々逆徒反賊の名を下され、則ち各府縣へ布告二條あり。其文に曰く

佐賀縣下嘯集の賊徒、本月十五日夜縣廳を襲撃し、出張鎮臺兵と鬪争に及候。趣報知有之候に付、征討被仰付候條、此旨布告候事

明治七年二月十九日

佐賀縣下賊徒征討被仰出候に付、右賊徒自然各地方へ遁走可致も測り難く候條、管内要衝の地は勿論、出入船船共取締り向嚴重に相立て、出入員相改め、賊徒と見受候は速に捕縛可致、此旨相違候事

斯くて同二十四日神崎在陣の官軍は、當日休戦の議に決し出兵なしと雖も、専ら襲撃の防禦に注意し、斥候の交代寸間も怠惰なし。此日熊本鎮臺兵に合併せし、佐賀縣正義隊前山清一郎が引率する者更に東官軍に附屬せり。同二十日、前々兩日の休戦に、官軍一同夾氣を養ひ、陸續として隊伍を繰出し、賊軍に接し發砲するに、少時抵抗するも漸々に引き退き、途中架するの橋梁を切り落し、案外戦ひを好まずして落足なれば、諸將賊情を察するに、必ず籠城の覺悟ならんと、其旨本營に報知せり。内務卿此時、驛まで出張ありて、即時東京山縣陸軍卿へ電報を以て「エニビール」三千三百、彈藥三十萬ダース「モルチール」十三門「トイム」の彈藥餘分と、前に鹿兒島縣より獻納せし長臼砲一門彈藥共運送の儀を依托あり。又廣島縣鎮臺へ、豫備兵として二大隊と大砲一小隊を催促あるより、同縣之に應じ、大阪より一大隊と大砲至急福岡に出兵を命じ、且つ當臺（廣島）より二中隊山口分屯一中隊を合併し、井田陸軍少將之を率ゐて進發せり。又小倉縣へは、豫て募備するの貫屬隊神邊に派出の命あり。即ち城攻めの備用なりとぞ。

借も當日福岡縣貫屬隊は、間道より進むに決し、三ツ瀬口に到る折、賊軍此の所に潛伏し、左右山林の間より射銃

網羅して行途を塞ぎ、之が爲に命を失ふ者夥しく、福岡兵筒を携るに暇なく、大崩れになり引退くに、賊得たりと追撃し、一人も餘さじと、或は長鎗或は大刀、思ひくくの得物をうち振り、殺傷の聲鯨波の如く、山岳を震ひ樹木を動かし、血は流れて谿河に注ぎ、屍は積んで丘をなし、あはや福岡兵悉く死地に入つたりと看る所に、此時内務卿の命令に依つて、小倉縣貫屬隊五百餘人、援兵として茲に進み、斯くと看るより新手を以て賊兵を打ち立つるに、暴虎馮河の賊徒等も、虚に乗じたる深入りに、彈丸乏しく氣勢勞れ、背を向けて引退くにぞ。此援兵に福岡兵勿ち輻射の活路を得て、小倉勢に戮力して散々に追撃し、半途にして兵を纏め、小倉隊と伍を列し、敵の襲撃に注意を廻らし斥候を出して休息せり。此戦争に福岡隊死傷頗る多かりけるとぞ。

第五回 賊徒潰敗開城を議す 併征討總督の宮佐賀に發す

夫れ那破翁の佛國に王たるや、英邁世を蓋ひ材力凡を抜きんで、國威を地球上に輝かし、兵力を五大洲に振ふを以て、名正しからずと雖も、創業三世に傳へ、目今共和の國體と變するも、其黨絡繹として猶其偉勳を慕ふ者尠ながらず、豈反黨の巨魁と等類からんや。一度僞帝の名を下すも、當時歐洲の文明皆な此人の成功に出づるを以て、更に開化の先導と稱す、亦過ぎたりと云ふ可からず。曾て江湖の生才輕々進歩、躬ら許して量度を過ぐるが故に、後年の失錯前功を消亡ふあり。江藤、島兩氏の如き、勤王の役大いに義氣を奮發し、維新統一の方今一は上等四位に叙し、官職參議大臣に列し、一は中等四位に從し賞典生前を凌ぐ、至重至大の朝恩を顧みず、義務に托し自己の不平を慮さん

の淺慮、之を憂國と云はん乎、之を至愚と唱せんか、論者宜しく衆評を察せよ。閑話休題、佐賀の賊兵、官軍日を追つて進撃し之れが爲めに屢々敗績するを以て、迎戰の勢ひなく、橋を除き出兵を引退かせ、城中の異論或は籠城を主張し、或は恭順降伏を議する者ありて、紛紜隔意を生じ、密かに脱走する者尠ならずと聞えければ、廿六日には東軍進んで神崎の賊を撃ち、臺兵之れに應援し、翌廿七日には總軍を三道に分ち、境原驛に進撃するに賊軍必死を決せ

し者此の所に對陣して、終日の戰爭殊に烈しく、彌丸箱を拂へば抜刀電光の如く、死者狂ひの奮激突戰、その矛頭當るべからず、或は長鎗の人に觸るゝ、楊枝飛燕の體をなし、接して彈丸に斃るゝあり、對ひて刀下の鬼となるあり、義に進み勇に走り、臆して退くあれば、追撃度に過ぐるあり。故に父撃たるれども顧る閑暇なく、兄倒るれ共救助の餘地なし。此時賊を討取ること無數にして、官軍も亦死傷あり。然れども猶ほ進んで蓮池の賊を追ひ、將に佐賀に逼らんとするも、金鳥西に傾き既に薄。玉兎の飛揺するを看るが爲めに、止りて各隊野營を布き、銃器を組み、夜襲の防禦嚴格にし巍々整々と備へたり。時に政府より佐賀及び接近の諸縣へ此の如く布告せり。

島根縣(出雲一圓)濱田縣(石見一圓)小田縣(備中備後)廣島縣(安藝備後)山口縣(長門周防)名東縣(阿淡讚岐)愛媛縣(伊豫一圓)高知縣(土佐一圓)長崎縣(肥前對)靜岡縣(筑前一圓)三浦縣(筑後一圓)小倉縣(豐前一圓)大分縣(豐後一圓)佐賀縣(肥前九郡)白川縣(肥後一圓)宮崎縣(日向一圓)鹿兒島縣(大隅薩摩)

今般詮議の筋有之、其縣に於て陸海軍省及鎮臺の用向を除くの外、平常免許の者たり共、銃砲彈藥類賣買運送共當分の内嚴禁候條、此旨至急可相達事

明治七年四月

夫れ内外雜居の紛紜たるや、政府我彼相共に交際親睦し、約各國公法に出づるも、各民の間に於ける又然らざるの憂情を醸すあり。近世米國南北兩部、分裂して爭鬪交戰の折、英國より南部に軍艦を販賣せしを以て、兩部一和の後英米兩國の間に爭論起り、既にして兵端を開かんとせしを、魯國之れを扱ひ稍く和議成り、英より米に謝するに償金を以てせり。是れ他にあらざ、奸商同氣相求むるの弊にして、國害是れより大なるはなしとせん。目今佐賀動搖の際、長崎に在留の外國人密に夥多の「カードリッチ」乃ち早合せの彈藥を賊軍に販賣せしこと顯然たるより、政府之れを若干没入せられしとぞ。

因て曰く、前に長崎港内外佐賀の擾亂に、賊徒縣廳を襲ひ、權令(岩村高俊)の率ゆる臺兵敗散せしを聞き、人心大

いに動搖せしかば、廿日午後三時當縣令(宮川房之)より、外國コンシユル則ち領事官に布告して、當地には害事あらざと示せしに、同日午後十時に及び、再告して叛徒既に遁らんとすの急報あり。故に市街洶々、或は其資産を外國人の倉庫に輸入して、安全を託す者あり。此時外國コンシユル及び港内に投錨せし外國軍艦魯西亞二艘、英米共に各々一艘の將校等直ちに會議して、寄留外國人の保護防禦をなさんと計畫を盡せり。然るに間牒の賊徒等、深堀其他に於て忽ち捕縛せられしにより、港中の内外人等全く無事を得るに至りし。

此時 朝廷陸軍少將山田、野津の兩氏及び佐賀縣令岩村高俊其他士官兵隊へ慰勞として酒肴を賜ふ。

佐賀縣賊徒爲鎮靜出張被仰付候處、賊徒益凶暴を逞しうし候に付、臨機之處分に及び格別盡力の段、觀感被爲在候。依之爲慰勞酒肴下賜候。猶此上奮勵、速かに平定の功を可奏旨御沙汰候事

- 陸軍少將 山田 顯 義
- 野津 鎮 雄
- 佐賀縣權令 岩村 高 俊

佐賀縣賊徒嘯集の報を聞き、速かに赴任暴焰を避けず、説諭に及び候所、却つて彼の襲撃に逢ひ困難に罹り候段苦勞に被思召、依之爲慰勞酒肴下賜候事

同二十八日官軍野營を拂つて蓮池に陣を据ゑ、境町(佐賀へ一里半)まで進撃するに、此日の戦ひ殊に烈しく、早朝久保山嶺を攻むるに、賊兵山に倚り臺場を構へ、眼下を目途に打渡つ大小銃砲雨の如く、面を仰ぐべき透もあらね

ど、官軍毫も臆する色なく、布を挿頭て楯に代へ、斃るゝ味方を乗越え踏越え、辛うじて半途に至り、號令違はず隊伍を列し、大砲隊より連發のカノンの目的圖に叶ひ、賊隊亂れ、彈丸の破裂に死傷夥多しく、殘兵何かは堪ゆべけん皆散々に逃去りたり。官兵臺場を乗取りて、猶も進んで山上の敵を打たんと登るをり、此手の隊長久留島某銃丸に當り即死するより、兵士散亂して遂に山林に火を放ち、陣營悉く灰燼となせり。此日午前四時、井田陸軍少將廣島鎮臺兵三中隊を率ゐて本營に著陣し、同十二時三ツ瀬越に出、張せり。然るに味方昨夜よりの籌策成り、疾くも此處を乗取りたり。此の時城中より降旗を振り、賊頭木原義四郎を總代とし、尋いで副島謙助亦來り、謹んで降伏を請ふが故に、諸軍に令して休戦を傳へ、其處分を衆議するに、彼の歎願の書面不都合の文意に因て、其儘差戻されたるに、休戦三日を経て二月二十八日に了る。三月二日江藤、島の巨魁を始め、其他の賊頭夜を侵して遁亡せり。且つ殘徒悉く城を開き軍門に降るを以て、就縛を遂げ、官軍直ちに入城し、賊の踪蹟所在嚴密に探索あり。されば這回の戰爭に福岡縣より出兵せし貫屬隊の死傷する、都べて三十九名あり。其姓名を左に掲ぐ。

- (戦死) 幾島徳 樋口等 前田前 和田謹吾 矢柄至 箕原岩吉 濱地雷五郎 近藤政次 宮川影一郎 占部龍吉
 (病院にて死する者) 岸本從 (手負) 原寛一 船越政次郎 大島太七郎 帆足眞穂 吉村増雄 濱井嘉三 吉村林七
 吉田勘次郎 荒井喜三郎 吉村九一郎 林鎌之助 金澤良兵衛 梅澤盛太郎 岩津安五郎 白水源十 高島習 松尾猪三郎 中倉敬太郎 田口友雄 谷口市郎 松本虎三郎 長野次郎 松尾致 坂田静太郎 高取仁平 青柳次郎
 山下虎雄 野村田苗 以上
 東京には賊徒征討仰出され、總督として東伏見宮嘉彰親王、陸軍中將兼參軍山縣有朋、海軍少將伊藤祐一、一等醫正石黒忠憲等、近衛兵二聯隊を引率し、其他隨行の面々、三月一日龍驤艦を解纜し佐賀に向ひて出發あり。此際、併せて居守聯隊へ、勅語あり。

出張 聯隊長 大隊長

佐賀縣賊徒征討に付、特に總督に假すに 朕が親軍近衛第二聯隊を以てし、朕が黎元を保護するの意極めて切なるを明かにす。汝等能く斯旨を體し、奮發從事、速かに平定の功を奏せよ。

居守 聯隊長 大隊長
 佐賀縣賊徒征討として特に總督に假すに 朕が親軍第二聯隊を以て之に趣かしむ。仍ては輦轂の下守衛一層能く心を用ひ、勉勵從事すべし。

第六回 佐賀平定官軍入城の件 併 賊徒降脱の二途を分つ

去る程に、佐賀縣全く平定に仍て、内務卿を始め總軍擧つて三月一日入城し、此旨電信を以て東京に奏し、各縣に布達して賊蹟の探索を嚴密にし、諸軍の勞を慰する折柄、岩村權令小倉より到着し、管下に布告して専ら人民を按撫せり。此時佐賀城中に賊の遺文あり曰く

當今の御政體にては、皇國内患外憂相起り迎も相治まり候場合に相成間敷、憂國憂民の至り建言建白少ながらず同志相語らひ會議に及候處、一應二應の御諭も無之、突然鎮臺兵城中に御練込相成打拂ひの御手配に付、不得止戦争に及候。城中の士決死罷在候處、今般島津從二位卿鎮撫の命を被爲蒙、早速和田、中山、鹿兒島人にして從二位公の命を帯び來る者なり。兩人昨日大久保内務卿へ談相成候に付、戦ひ相止候。右は下得止議と存じ罷在候得共朝廷の御嫌疑に觸れ奉り候次第、今更奉恐入候。此段申上候。

二月廿八日

副島謙助木原義四郎其外

外一通あり。其文に曰く
 數百年來天下忠義の士自然と嘯集、天皇の御仁徳とは申しながら又此輩の盡力にて、中興の御大業に相成、五方の人民目を拭つて信賞必罰萬機其の所を得、神世淳朴の風に復し候はんと希望罷在候處。豈崗らん恩賞必ず顛倒

し、奸臣専ら横はり、中興第二の元老島津從二位、西郷正三位、木戸從三位、板垣從四位、副島正四位、後藤正四位、其他有功の士を退け、無功無頼の奸才を擧げ、蠻夷の醜風に心醉し、開闢以來未曾有の苛政暴法重斂相行はれ外國の黠奴を親しむ父兄師友の如く、華士族及び人民を待せば讐敵の如く、四海荒蕪怨嗟の聲路に充つ。然りと雖も海内憂國の士、尊王愛國の念より、三條大臣岩倉大臣へ建白鮮ならず。兩大臣忠諫の心頗るありと雖も、才凡量、少にして人を照すの明なく、奸臣の爲めに愚弄を受け、淺薄なる權謀詐術のみを施し、天下の人心を失却し、猥りに殺伐の氣を起し、忠諫なる肥前を始め肥後よりして、元勳の薩州を伐ち、土州に及ばんとの結構、今般肥後鎮臺兵を發し、佐賀城に楯籠り、全國の士族を撃ち掛る。依之不得止全國忠勇の士は借置、無識の士民に至るまで、忠憤に堪へず、本月十六日早曉より攻め立て、昨十八日朝までに攻落し、暴兵打攘ひ申候。先づ以て江藤正四位其外と公平衆議の歸する所を以て、適宜の處置にて四民安堵の様取計ひ候に付き、此上は内國の大政を御改革被爲在、外は不逞不禮の朝鮮國を御征討被成候は勿論、支那魯西亞の外たりとも、我に臣僕とする御目途被爲在候はでは不相濟第一、度々兩大臣へ懇々忠告候通り中興の諸元老を厚く御慰諭の上御登庸、内は御仁澤を被爲施、外は御武威を被爲張、封建郡縣並び行ひ候はでは、迎も神州治り候目的決して無之候。此段諸官御報奏奉願候也。

明治七年二月

從四位 島 義 勇

評に曰く、前條遺文の如き、元來激發の暴意に出で、其旨趣の蛇足なる、頑固の賊情を知るに足れり。然れ共、島の如き、勤王の役寸功なしとせず、且つ其の舊主の忠奮に浴し、無量の皇恩を以て高位を侵し、一度廟堂に併列し、巍然國務に従事せしも、心裡舊弊を脱せず、伎倆治安の材なし、故に開明の方今、黜陟其圖に叶ひ免官束手なるより、微功を頼み大いに不平の意を生じ、事を朝鮮に起し窮士を鼓舞し禮民を煽煽し、以て其志を得んとするの不義非道、其所爲狂妄にあらざれば愚の又甚だしき者と云はん歟。此人往日秋田縣權令奉職の際、彼の地出發の旅裝舊藩諸侯下國の如く、有志者之れを傍觀し、密かに嘆息せしと云ふ。又義勇の性、朋友知己に對

話するに暴漫の僻疾ありて、常に曰く、僕が論說若し不適當にして事に相違せば、其期首級を呈せんなど誇言せり。逆せる哉這回の逆謀、悉く齟齬し、果して首級を失ふに至る、豈奇ならずや。

却つて説く、賊軍潰敗以後賊徒等悔悟伏罪門を閉じて謹慎する者凡そ二千人、其中間々脱遁する者、巨魁江藤新平、其僕船田次郎、及び且つ島義勇を始め、石井竹之助、山中一郎、中島鼎藏、香月桂五郎、朝倉彈藏、徳久幸次郎、山田平藏、中村林太郎、江口松之丞、中橋藤一、田中七四郎、荒木幸四郎、小川清武、副島謙助、重松基右衛門、横山萬里、榊山彌助、江口村吉、中島又吉、牛島朝實、松永宗助、同 權次、生田源八等（此他氏名未詳）數名なり。故に内務卿直ちに四國九州其他城鎮の間に令して、賊徒の踪蹟嚴重に探索あり。是より前、山口縣は九州接近の地なるを以て、賊徒等夙に出入し、大いに人心を煽動せしが爲めに、士民狐疑を抱き物議紛々、動もすれば沸騰の景狀あるにより、内務卿より左の布達あり。

其縣の儀は九州接近に付、萬一佐賀縣下賊徒潛伏暴動も難測候 條、心得の爲め、別紙の通り相達候事

第一條

人民の安寧を保全せしむる至仁の 觀慮を體認し、其旨を説示す可き事

第二條

佐賀縣逆徒は、官軍を差向けられ迅速征討し其根を鋤去し再萌せざらしむるの 朝旨たるを示諭し管下士民の方向を定め 聊か疑惑なからしむる事

第三條

佐賀縣逆徒管下へ逃走潛伏も難 測に付、嚴密取締、若し逆徒と見認るに於ては、猶豫なく遂捕縛、其制し難きは臨時の處分不苦候事

但巨魁前參議江藤新平踪蹟の儀一層注意を加へ見當次第捕縛すべき事

第四條

不得止時機に至るときは貫屬士民を擧げ、邏卒を編制し、臨時の處分允許する事
倍も巨魁の一個島義勇は、逸疾くも城を出て、副島謙助、重松基右衛門其餘八名の賊徒等と同行し、谿間を滑り嶮
岨を経て、稍くに乗船し、辛くして鹿兒島縣に着せしかど當縣下にも天網の洩るゝなければ、争でか寄る邊の涯に便
り藻魚の浮生を保たんと、滄々浪々として三月七日の夜陰、鹿兒島の城下に至る時、捕吏の爲めに見咎められ、忽ち
逮縛せられたり。此前日山田平藏、生田源八、牛島朝實、松永權二郎の四名、俱に捕縛に就きしかば、當縣權令大山
綱良より、佐賀の内務卿へ報知あり、因て此旨東京に電信を以て通せられしかば、則ち廟議ありて正院より賊魁管
轄の府、應へ、左の如く布達あり。

東京府

其府貫屬士族島義勇儀、賊臣に與し遁逃候所、於鹿兒島縣就捕縛候。追て吟味の上、至當の御處分可有之候得共、先づ其位記を被褫候條此旨相達候事

佐賀縣

其縣貫屬士族江藤新平儀賊徒に與し遁逃候に付、捕縛の上至當の御處分可有之候得共、先づ其位記を被褫候條此旨相達候事

明治七年三月

古語に曰く、貧しうしては知短し、馬疲れては毛長しと。此の如くんば如何、然り老いては當に益々壯んなるべく窮しては益々固かるべきを、小人の閑居するや必ず不善を作す。佐賀の士族等、素餐の天祿に飽き、大義を唱へて非理を行ふより、天網各身に迫るの際、虎口龍腮を辛く避け、各地に潛匿するが中に、巨魁江藤新平は、其從弟江口十作及び其僕船田次郎僅かに二人を從へ、夜に乗じて遁亡せしに、途中香月桂五郎、横山萬里、中島又吉、江口村吉

の數名に邂逅せしかば、此徒と共に同行し、海路鹿兒島に着せしより、一先づ此地の動靜を探偵せんと、逆旅に宿り其景況を窺ふに、當縣既に内務卿の命令を體し、賊徒の踪蹟嚴重の探索なれば、今は此地にも止り難く、第三日を経し其夜の中に、宮崎縣下戸の浦より四國を指して渡海なし、稍くにして愛媛縣下宇和島に上陸せり。然るに當地も捕吏巡回密にして、管内要衝の地は勿論、船舶出入の場所分境等、警備の出張なからざるはなし。殊に江藤は、其寫眞の影相を以て、その容貌を看競ぶるの風聞あれば、月下吾が後影も捕吏の追迫するかと危懼し、戰々慄々歩を促し、晝は深嶺叢林に太陽を覆ひ、夜は危険の山谷を徑行し、携へたる革籠行李は幽谿峻河に没投し、飢へては草根木皮を食ひ渴しては殘雪溪水を飲し、一同の困迫比する者なし。其中江藤年長にて、今春初老を越へたるにぞ、他の青年等に氣力劣り、殊に舊冬在京中は、寸歩たりとも馬車に駕し、壯健に坐し、美室に臥し、玄冬三伏の寒暑に觸れず、荒き風にも犯されざりしを、天魔惡鬼に魅せられけん斯く淺猿き落魄は、たゞ見る屈原の放たれて江潭に遊び澤畔に行吟たるも斯くやあらんと思惟せられ、顔色憔悴して形容枯稿たり、然れ共彼れは世俗の塵埃に染まず、二閻大夫の名潔ようして、皎々の白たり。此れは滄浪の濁水に混じて、四位の記を汚せる暴動の魁たり。噫我れの渠れに耻づる、此一事反對の擧あるのみ、以て後昆の炯戒とするに足るべし。

因に云ふ、江藤氏曩日司法卿在官中、新律を立て舊法を改正するの際、罪人遁逃の期に臨み、人相書を以て搜索を遂げんこと頗る迂遠に屬せば、爾後懲役所刑の場に寫室を設け、一々罪人の容貌を寫眞繪に製せしむべしとの内命を下せし事ありしとぞ。然るに今回の擧や、其身大罪を犯し脱遁するより、官その踪蹟を追ふに、江藤が遺影の寫眞を以てす。所謂汝に出て、汝に歸る。前條島が平常の誇言終に自適せると、同日の談にして、兩氏の未形に慮らず、未兆に視ざるは、智の明かならざる。性の正しからざる故歟嗚呼。

第七回 賊徒各地に於て捕縛せらる 併四國九州方向一に歸す

窮士屢々名を改むると、佐賀の逆徒脱遁の後さまんに變名せり、江藤新平は加藤太助、船田次郎は勝井十三、江口十作は安井五八、榊山彌助は平山兵助、山中一郎は山一介と、假に稱し各々四國に遁逃せるが、其中、中島鼎藏、横山萬里、山中一郎の三名は、一度鹿兒島縣下に赴き、屈身潛伏せしかども、探索最も嚴なるにぞ、此地を去りて高知縣に到らんと、夜を侵し他眼を避けて、宮崎縣下に着せしをり、新平、次郎、桂五郎、又吉、萬里の六名に出會せり（此時江口五作の名を記せず、惟ふらくは江藤に隨行せしならん）。故に互ひに無事を祝し、是れより九人同船し、同月十五日愛媛縣下宇和島に上陸し、此に於て三名宛三組に分れ、路次を異にし各々士佐に赴く程に、鼎藏、彌助、一郎は前の如くに同行し、不知案内の嶮岨を凌ぎ、朦々たる深林を経て、己れが隨意枝路をたどり、進むあれば遅るゝあり。故に先途の一郎、彌助は了に鼎藏を看失ひ、暫し株に腰うちかけ、憩ひながらに待てども來らず。偕は中島吾輩と遙かに遅れ、枝路を他方にとりしならん、止る地理を約せしからは、再會に遲速あるのみ、ざるを安閑と待ちくらすば、樵夫獵師の目に罹り、怪しまれんこと必定せり。疾々去らんと耳話つゝ、身を起して歩を促すに、此程絶へて睡に就かず、殊更宇和島より此地に來るまで、夜を日に繼ぎ剩へ一飯をも食せざれば、飢餓に迫り氣力瘳みて今は歩行自由を得ず、夜陰山林石窟に露宿し、稍くにして二十二日高知縣下幡多郡橋川村まで來りし所、當縣の捕吏斯くと看咎め、忽ちに逮捕せり。

偕も中島鼎藏は彌助、一郎を看失ひ、獨行して此日愛媛縣下松丸町にさしかゝるに、路傍に停止む一個の邏卒、疾くも之れに眼を配り、筒笠に面部を覆ひ、鳶合羽に形容を纏ひし風體、如何にも曲者と、踪跡を踏み追ひかけ來り其姓名を質問せしかば、鼎藏驚怖の思ひを抱けど、臆する氣色を面貌に顯せず、偽名を告げて去らんとするに、邏卒行途に立塞がり、不審の件々あるにより、兎も角も警視出張所まで來る可しと、強ひて拘引なさんとするに、鼎藏今は是れまでなりと、回答一言にも及ばずして、藪地に馳出すを、遁すまじとかの邏卒、疾風の如く追迫し、帯びたる一刀抜くよりはやく撃つて蒐るに、鼎藏も心得たりと抜合せ、一上一下虚々實々、一往一來奮撃突戰、斯かる所に號とは、踏傍の標示に知られたり。

却説、香月桂五郎、中島又吉、横山萬里の三個は、前に同徒と路次を異にし、高知縣に赴く途中、愛媛縣管下吉野にて、是れも邏卒に看咎められ、強ひて拘留せらるゝ處、深夜屯所の堀を踰へ日夜兼程遁走し、久禮浦に到りしに、不圖鼎藏に邂逅せしかば、此の所より同船し、浦戸を指して出帆せり、高知縣廳斯くと知りて、捕吏を八方に手分けなし、其中山本檢部等も渠が踪蹟を追遂し、三月廿三日士佐郡種崎町なる逆旅森田友七郎方に着するに、天なる哉四名の逆徒も亦茲に在り、然のみならず山本檢部も茲に來れば、四賊駭嘆天を仰ぎ、捕吏の糾問に應じて速かにその桂五郎、又吉、萬里、鼎藏なることを陳白し、且つ曰く、我輩此期に臨み、天命の歸するを覺れば、毛頭遁るゝ所存はあらねど、聊か縣廳に嘆願の旨あれば、明朝まで就縛の猶豫あらん事を冀望すと、眞實しやかに乞ひつゝも、時間を延ばし、一名其座を退きて、豫て主個友七郎に囑せし、儀ひを促す程に、幾干もなく應援の捕吏相踵いで群集し、竟に四賊を捕縛せり。

去る程に江藤主僕は、一度宇和島に着すと雖も、茲にも足を止め難く、直ちに此の所より乗船し、三月廿四日といへるに浦戸より上陸なし、東方をさして奔走し、同二十八日の黄昏、甲浦に到りしかば、今宵の宿所を定めんと、同地の番人浦正胤を欺きて、副戸長濱谷清澄の家に案内させ、其身岩倉卿密事探索の命を蒙り、竊に出張せし者と詐り、一泊を依頼するにぞ、清澄心中惟らく、是れなん前に寫眞を以て布達ありし、佐賀の巨魁江藤主僕に必定せりと微細を糺さず崇敬し、同所の逆旅に請待し、此旨斯くと出張所に注告せり。此期高知縣廳より當地に派出なし居たる細川小屬、井びに捕吏川野鉄馬、石本繁善、其他番人北川信道、岩崎義定の數名、不時に馳付け同二十九日の拂

嘯、該地の士族若干を募り置き、新平主僕を戸長の家に謙し寄せ、直ちに捕縛を遂げたりけり。新平始めは氏名を偽り、其實を吐露せざりしも、終に自ら名乗りしとぞ。此間一封の書翰を出し、竊に副戸長濱谷に託し、之れを郵便に附せんことを乞ふ。清澄陽に諾ひつゝ收めて、細川小屬に呈しければ細川之れを得て而後本廳に遞送せり、其封簡左の如し。

東京ニテ
岩倉右大臣殿
急専用
清拜

斯くて江藤主僕、甲浦より高知縣廳まで護送せらるゝの路次、之れを觀る者群をなし、或は譏り或は嘆じ、褒貶毀譽の各心に、喋々囂々口善悪なく、里聲の大耳に入らざるも、江藤は獨り竹輻の透より虚空をうち望み

時鳥聲まぢかねてつひにはた月をも怨む人ごゝろかな
斯く口吟みて過ぎたりけるとぞ。時正に四月十三日兇徒の處刑決定し、佐賀縣に於て江藤、島の兩氏を始め、其他十名死刑に處せられ、其餘輕重に仍り除族懲役等の審判ありて、九州全く鎮靜に及びしかば、征討總督伏見の宮、内務卿に先驅して龍驤艦を解纜ありて、凱旋を奏し給へば、輩下を始め全國の民心安堵の思ひをなし、續きて内務卿歸府ありしかば、衆庶喜悅の眉をひらき、御代萬歳を鼓腹に合し、各地毎戸に首唱しけるは、是れぞ皇統一系たる不易の國威と知られたり。(電信録本文了)

佐賀戦争逸事

當校長中島健吉君は、先頃、谷中將閣下の許へ參られまして、佐賀戦争中の實況及び該事變に關する要點を尋ねられましたところ、閣下の御答へに、明治七年佐賀戦争頃的情況に就ては、世人の未だ知らざる所あり。それは現今靖國神社會計保穴戸正輝の知るところにして、同人は佐賀戦争の頃、熊本にありて最も苦心せし人なれども、同人が、此役に就ての事跡は、世人の未だ知らざる所多し。余は毎に此事を遺憾とし居れば、同人に就て詳細に當時の實況を聞かれたしとのことにて、過日態々私のところへ御出でになつて、是非佐賀戦争の事を話して呉れよとの御依頼が有りましたので、本日圖らずも諸君に御話し致すことと相成りました。けれども私は斯かる場所にて御話しする事は、本日が初めてのこと故、順序を正しく述べて諸君に御満足と與へることは到底出来ませぬ。さりながら、佐賀戦争當時の實況は、成る可く洩れざるやう致す心得につき、その思召にて御聞き取りを願ひます。さて、佐賀戦争の事に就て、世人の未だ知らざる事とは如何なることかと申しますに、其時分は今日の如くに、郵便電信なども十分開けて居りませず、まして地方に於ては新聞等の發刊もなく通信報道の便が充分でない所からして、世人がその實況を知らないのも、無理でないこととあります。其時分の實況といふものは、今日考へて見ると實に想像の及ばぬところで、世の中の人の考への外でありました。抑も、熊本鎮臺の起りましたるは、其前に鎮西鎮臺といふものが、初めて小倉に置かれたのでありますが、其後之れが改められて熊本鎮臺となつたのであります。その熊本鎮臺の兵といふものは、九州諸藩及び山口縣の兵を以て第十一大隊第十二大隊の二大隊より成立つたのであります。而して別に半大隊は、鹿兒島營所に分屯して御座りました。

(谷將軍註) 第十一大隊第十二大隊共に熊本に屯在せり。余が赴任の後、二大隊を合併して、第十一大隊を編成せり。

此時大隊は佐久間左馬太と池田應助の二人なり。編制替に付、佐久間は本臺の參謀に轉じ、池田應助十一大隊長となれり。鹿兒島の營所は、貴島清營所長として、大隊長心得は田中綱常なり。貴島清は後の名にして、六年の頃は國彦と稱したりしと覺ゆ。

明治六年の六月上旬頃より、早越打撃を以て、九州地方は田植の時に遅れ、民間の人心は實に不穩の有様でありました。此時に乘じまして、福岡縣土族中不平の徒は、相圖りて不軌を企て、雨乞ひに託し人民を聚め、徵兵令の血税を口實と致し、一揆を起し、民家を破壊し、郡衙戸長役場等に暴行を加へました。その凶徒は凡そ二萬人餘も御座りました。此報知の東京に達しますや、朝廷に於きましては、豫て派遣の管なりし大阪鎮臺第十九大隊を、鎮撫として即日出兵の令を下されました。私も當時同隊に屬して、出軍いたしました。日を経て小倉に到着しました。恰も豪雨盛んに降りまして、爲めに兇徒等皆な挿苗の業に就きまするの好機會に際し、民間の暴動は知らず、鎮まりました。斯様に速かに鎮まりましたのは、雨澤の爲めのみではありません。即ち熊本鎮臺司令官谷少將の命を奉ぜし、陸軍中佐田中春風君の訓令且又説諭の宜しきによりて、其功を奏したのでありませう。

(谷將軍註) 大阪鎮臺の十九大隊を九州に派遣のことは、福岡の一揆前に決議せしことにして、其實は、熊本の兵式を公く佛式に改革するに付、大阪の兵を標準とし編制するの主旨なり。且つ二大隊を合併して一大隊と爲す故、不時の變も計られざる故、派遣されしなり。然るに折節一揆に會せし故、取敢へず出發して鎮撫を命ぜられたるなり。

我十九聯隊は熊本鎮臺の管轄に屬したるにより、直ちに熊本へ入營しました。さうすると、其の年西郷隆盛、桐野利秋、篠原國幹、邊見十郎太以下の諸將校は、是より先征韓論の議論はざるより憤りて、冠を掛け歸國して居られました。或日鹿兒島營所の兵營が焼失致しました。此の焼失を機會として、其兵を解散しましたら、其兵は歸路熊本兵營を訪ひましたので、その解散のことを、熊本兵等が聞き及ぶには、吾等も同様に招集致されたる者なれば、同様に解散あらん事をと、上官に願ひました。けれども勿論之れは許されませんでしたから、營兵等は暴行を働き、無理に歸郷しようとして、將に放火せんとするの企てを爲しましたから、隊附の士官等が、懇々説諭を加へましたが、仲々容易に治まる様子はござりませぬにつき、其大隊を四分し、各所の寺院に屯せしめ、猶ほ説諭を加ふるも、鎮定の見込みなく、却て暴行を計るの勢ひに付、やむを得ず、平穩なる十九大隊を以て、一々中隊の屯所に至らしめ、その巨魁と目指す數名を捕縛して、之れを裁判官に引渡し、其他の者に説諭しまして、漸く鎮まりました。

(谷將軍註) 余は、兵隊の暴動の時、公用にて東京にあり、佐久間少佐、白杉少佐専ら其のことに任せり。此の十九大隊は水前寺に移せしには非ざる。有罪と認むる暴徒を縛し、正義の兵一中隊を拔出し、實彈を込め、之れをして天主下即ち錦山神社の前に整列せしめ、而して後、十一大隊を一中隊づゝを、武器を持たせず率ひ來り、一々その巨魁と認むる者を呼出し、之れを縛し、合せて七十餘名に及びしと覺ゆ。是れ余が白杉佐久間より聞きし所なり、猶ほ再考を要す。

さて翌年二月に至りまして、佐賀縣に於て江藤新平、島義勇等巨魁となりて、名を征韓を藉り、大村、平戸、其他諸藩の不平士族を雷同し、暴擧を企つるの萌しがありました。縣令その危急を鎮臺に報知致しましたから、また東京より出兵の令が御座りまして、臺兵第十一大隊の中半大隊は、佐久間少佐之れを率ゐて陸路よりせられ、また東大隊は、山川少佐和田大佐之れを率ゐて海路より、いづれも佐賀に向ひ出發相成りました。

(谷將軍註) △佐賀へ兵を出したるは、二月十四日なりと覺ゆ。同日余等初め皆な入城して、縣下不慮の變に備へたり。

△此時、十一大隊長池田應助は辭職して、隊長未だ定まらず、和田勇馬大尉を以て大隊長心得たり。佐久間少佐は本臺の參謀を以て、陸地行の半大隊を率ゐたり。中村中佐は、出兵前公用ありて大阪に赴き、大阪兵と共に

戦地に赴けり。白杉少佐は、始終余と共に本臺にあり。山川少佐は、本臺の參謀にて、陸軍裁判官を主任としたりしが、佐賀のこと起るに際して、罪因を許して實功を立て罪を償はしむるの議に決したれば、山川をして之れを率ゐしめたり。

所が陸路の半大隊は、足痛を患ひ、兵士の疲勞甚だしく、加ふるに久留米、柳川、福岡三藩の士族等の順逆如何を明知致しませず、且つ又、日田(豊後)出張の我十九大隊の一小隊の到着を待ち暫く府中に對陣せられました。海路の半大隊は直ちに佐賀城に入りました。さう致しますと、其夜暴徒俄かに大兵を以て城を圍みその襲撃甚だしく御座りました。城兵は能く之れを防禦しました。なれども城中には彈藥が乏しく、兵糧は足らずその上、兵士も亦少人數でありましたから、その苦戰の程は實に思ひ遣られました。

此の暴徒蜂起の報知が、熊本に達しますや、熊本縣下の士族中に未だ王政の制度を深く辨じませぬ徒は、封建制度を慕ひ舊に復さんことを希望しまして、區々の黨派を結びまして、此機に乗じ鎮臺を攻めやうとするの形況を現はして處々に屯在しました、又之ればかりでは御座りませず、宮崎縣の士族等も、佐賀暴動と氣脈を通じ、應援の色を現はしました。加之鹿兒島の西郷桐野等以下の者數萬の兵を以て、何時雄飛するやも計りがたく、熊本は斯様の有様であるに因て鎮臺は止むを得ず、現在の臺兵二中隊半を以て籠城と決しました。然るにこの鎮臺兵は、今日の如く精練の者には之れなく加ふるに銃器の如きは先込のエンピル銃のみにして、殊に熊本の士族は、舊習を守り兩刀を帯び各々銃器彈藥を所持しましたれば、今にも數千の敵兵、脚下より起ることは、目に見ゆるやうでありました。斯様の次第で御座りましたから、縣下の人心は恟々然として、實に容易ならざる場合に立ち到りました。就きましては、臺兵中の重症患者は、皆な除隊を命ぜられました。私も、永々の重病にて、歩行も叶はざるやうの始末で御座りましたから同様に除隊の身となりて、看護人に扶けられました下宿へ下り、出立の用意に取掛りました。けれども私は維新以來御親兵に編入せられ今日迄兵役に服して居りました射ゆる、唯今この國家危急の秋に

臨みまして病氣とは申しながら此場合を見捨て、此地を去ることは、如何にも忍ばれませぬから、兩節に扶けられて、舊の隊付士官飯倉中尉の許へ参りまして、佐賀籠城苦戰の有様を承り、憤慨に堪へられませぬで、どうかして此兵を救ひ出す工夫は御座りませぬか、些少の兵なり共、外より應援致したならば城内より打つて出る力を得るだらうと思ひますから、是非一小隊なり半小隊なり援兵を出すことは出来ませぬか、左様の事が出来ませぬことなれば、私も其兵に加りました聊かたりとも是れ迄の國恩を報じやうと思ひますと申しましたら、飯倉殿の申されますには私も足下と同じ考へであるから、山田大隊長(前原一誠の弟、後ち不軌を圖り一誠と共に刑せられたり)へ數々迫ると雖も、谷城將の命に依れば、今日の形勢にては、東軍の來着するまでは、假令佐賀城の兵は賊の爲めに斃殺しにせらるゝとも、在臺の兵は一人たりとも、動かすことの出来ぬとの事に仰せられたりと答へられました。其時私は、如何にも谷城將は無慈悲不仁の御方であると思ひました。

然しながら、私は飯倉殿の御答へに甘んずることは決して出来ませぬからして、本臺の地方副官林大尉に就きまして、再度前の意見を述べましたが、矢張り御採用になりませんでした。因て私は推して、然らば私も共に籠城致しまして、今日の役に従はんことを乞ひました。所が谷城將より、林大尉を以て仰せられますには、吾輩の此職に在る以上は、此城を枕として斃れて已むのみである。汝は既に病氣免官の身なれば、速かに歸國して親戚に安堵させ緩々治療せよとの、忝けなき仰せで御座りました。けれども私は、どうしても私は、どうしても歸ることは欲しませぬから、猶ほ推して是非々々此事だけは御採用あらんとを願出でました。さう致しますと、谷城將は親しく私の病氣のために瘦衰へたる容體を御覽になりまして、仰せられますには、汝の志は誠に嘉すべきも、今日其病體を以て事に當らば、恰も百のものを一に失ふ如くなれば、吾が言を聴き國に歸り、治療を加へ健全の軀となりて、他日事あるとき國恩に報じなば、百のものを百に全うすることを得べし。然るを今日、一に失ふには實に國家の爲めに、吾輩の深く惜む所である、誠に此上もなき御懇諭を忝けなうしまして、私は前に無慈悲不仁の御方と思ひましたは、如何にも耻づかし

き次第にして、取るに足らざる私の如き者に、かくまで御愛憐を加へられまする、その仁愛の厚きには、感泣に堪へられませんが御座りました。

少しく話は變りますけれども、谷閣下の此の御懇諭に依りましたればこそ、私は明治十年の役に閣下に從ひましてその御懇諭を全うするの時機に遇ひましたけれども、之れに對ふる事は出来ませんで、纒かに熊本城の重圍中、閣下の命を奉じ、賊の圍中を潜出しまして、使命を我が東軍に通じ、再び賊線に投じ城中に復命したるに過ぎませんでした。誠に遺憾の次第で御座ります。

さて前に戻りまして、私は閣下の御言葉に從ひまして、鎮臺を出で城門まで参りますと、佐賀の形況を報知の爲めに、佐賀城を突出して來ました安田大尉に逢ひました。大尉の云はれますには、足下は今日此際に臨みて、何をし居らるゝかと尋ねられました。一體、私は伏見にて御親兵隊中に居りました時大尉とは同じ下士官にて、同僚で御座りますれば、私の性質をよく存じて居るので、此の尋ねを受けたので御座りますから、私は本臺に於て谷城將に願ひ出でたる心情を述べ、且つその御懇諭をも話しましたれば、大尉の申さるゝには、本臺の諸君達は足下が平素の性質を委しく御承知のない爲に、唯今の如き御懇諭であつたらうが、足下の氣性として、決して今日此場合を見捨てて歸ることは出来なからう。それでは如何にも足下の心情が慨然であるからして、予れより猶ほ一應足下に代つて、御話を致さうから、兎に角、足下の意見を書面に認め差出さば、その情願を達するやうにしてあげやうと、云はれましたにつき、其通り書面に出しました。

その書面の大略を申しますれば、私も維新以來國家に奉仕し、未だ聊かも國恩を報することなく、然るに今日危急存亡の秋に際し、病氣免官とは申し乍ら、此儘去るに忍びず、羸弱の軀たりとも、國家を害する輩と差違へ、一死を以て一害を除き、以て聊か國恩萬分の一を報へ奉らんと意を以て、申上げました。さう致しまして、暫時控へて居りますと、等外附屬參謀書記を申付けられ、又第十一大隊空營看護の兵指揮官を仰付けられました。抑も此兵といふ

ものは前に鹿兒島の解兵を聞くや暴動を謀りし巨魁たる、罪囚でありますけれども、寛仁なるところの谷城將の憐憫によりまして此役に從はしめ、其功を以て其罪を購はしめんとする思召にて、獄より出して兵器を與へ、裁判官數名を附けまして防禦線外の兵營を衛らしめ、且つ熊本土族等の動靜を探るの任に當らしめたる者であります。

(谷將軍註)前に暴動せし兵は、前にも述べし如く、大槓山川少佐引率して、佐賀に赴けり。戸の預りしは、常事犯の者多數なるべしと思はる。常事犯のものも、籠城に際し訓令を與へて獄を出せり。此條再考ありたし。暴動せし兵は七十餘名聯隊週番所の建築未だ全からざるものゝ中に入れ、外輪へ竹柵を結び獄屋とせり。是れ監獄は常事犯を見て充滿せる所以なり。

私は此の辭令書を拜受致しまするや、閣下の仰せられますには、汝今の病體にては、寢臺に在つて彼等勤務の指揮を致すべし。殊に彼等に説諭を加へ改心致さしめて、今日の勤務を全うせしめよとの命令につきまして、私は直隷その兵營に参り附添ひの裁判官に辭令書を示し、又その兵等に申しますには、私は維新國家に奉仕するも、未だ聊かも報することなく不幸にして病氣に罹り、免官の軀となりて、將に歸國せんとするに際し、此の軍が起りましたにつき病氣ながら推して願ひ出でたところが、この通りの仰せを頂戴いたしました。就きましては各々方には、前に一時の勢ひに乗じて軍律の罪人となられしも、幸ひに寛仁なる城將の憐憫により、獄より出されて、殊に此の貴重なる防禦線外の職務の用に當てられましたは、名々方に於ては此上もなき幸福でありませう。就ては私も免官の軀であつて、今日の如き國家の大事事に當りますは、一生の幸ひ且つ男子の面目とも存じます。實は今日は、私初あ各々方の芳名を後世に残して死するの時であらうと思ひます。因て諸君も、不肖なる私と、どうぞ死を俱にして貰はなければなりませんと云ひますと、何れも私云ふ言を聞き、熱々私の病體を打眺め、涕を流して申しますには、貴君は既に病氣の爲め免官となり、今日よりして最早用のなき身分でありながら、斯くまで進んで此の大事事に軀を投じられまするは、實に感服に堪へませぬ。私共は國家の大罪を犯し、軍律に觸れまして、既に刑場の鬼となつて

汚名を千載に残さなければならぬのを、今日貴君と共にするを得まするは、私共の一生の僥倖と思ひますから、誓つて貴君の命に背きませぬと申しました。

私はそこで此の人々に生きて還るの心を起させてはならぬと思ひましたから、若し諸君にして、故郷の家の在るの親や子や妻や家族に、遺言又は紀念の物品を送りたきものあらば出だされよ、明日商人に托して送り遣はすべしと申しましたれば、人々は皆な涙を流して嬉しがり、遺言を草する人もあり、或は頭髪を切りて紀念の品として差出した人もありますが、實に家族を思ふ訣別の情、切なりしには、如何なる猛き丈夫も斯くやあるかと、覺えず私も涙を漏しました。先に官より歸郷旅費として、給與相成りました數十圓の金が御座りましたから、之れを投じて酒肴を命じて、一同を勞ひまして、その勤務に就かしめました。

左様いたしましたすと、二月二十日頃より、縣下に暴動の萌しが益々盛んになりまして、二十二日に至り、熊本白川上流八幡河原へ、神風黨の數百武裝し、兵器を携へ集るとの報知が御座りましたから、猶ほ厳しく探偵しますと、その報知よりも甚だしくて追々に人數が増加するやうで御座りました。その巨魁の重立ちたる者、即ち大野鐵兵衛、高津軍記、加屋衛太、上野賢吾、緒方小太郎、木庭某等之れを率ゐまして、此夜城中へ襲撃するの準備も、整ひて居ることを探知しましたから、私も城中に參りまして、其通り言上致しましたれば、城中に於ても、既に委しく御承知にて、今夜城中へ攻撃すれば、下馬橋か或は竹の丸(下馬橋は大手なり、竹の丸より、直ちに本丸に通ずる所にして、昔小西行長の遺臣城戸作兵衛等少人數を以て、加藤清正を襲ひし所たり)の兩所よりするであらう。果してさうであるなれば、汝の屯する所は此の間に狹まりて、専らその衝區に當り居れば、本城に先立ち其の襲撃を受くるも測り難し。若しさういふ事があれば、庭上の築山に薪材を備へ置き之れに火を放ちて城中に報知せよ、それより城へ引上げ來れと申されました。

然し私の考へますには、火を揚げますのは、實際に於て甚だ宜しくなからうと思ひました。何となれば、我が味方の陣中にて大なる火を焚きますれば、私共の舉動が賊によく分りまして、彼の爲めに益はあれども、私共には大なる害があらうと考へますに因て、火を焚くは止めに致して、他の物を以て合圍を致しませう。幸ひ私の兵のうち喇叭卒が御座りますから、喇叭の符を合圍に吹かせませうから成るべく近くの防禦線に、城中の喇叭卒を置かれて、此の合圍を受繼ぐやう致したう御座ります。また本城へ引上げの儀は其時機に任せます。何故かと申しますれば、彼は大勢で我は僅かの兵で御座りますから若し急に攻められますれば、城へ入る所を尾撃されまして、爲めに賊を城中へ引くやうな事でもありません。我々共の助からんが爲めに此城の破れを招きましては、國家に對して一生の申譯が御座りませぬからたゞ其の時機に任せますから、是れだけは申し上げ置きますと述べまして、兵營へ歸りました。

そこで各兵を集めまして、左の如き事を告げました。今夜は必ず神風黨より事を起すであらう。若し神風黨の起るあらば各黨派皆な之れに應じて、我が營を攻めるだらうと思はれる。何となれば、譬へば各黨派は恰かも石油の如きものにして神風黨はマッチの様なものといふべく、此のマッチより火を發すれば、四面一時に猛火となるであらうと思はれる。若し、さういふ場合になつたなれば此時こそ諸君は前罪を購ひ、芳名を萬世に残して死する時である。我輩も是迄の國恩を報するの一端である。然しながら、假令神風黨勢ひを逞しうするとも、何ぞ敢て恐るゝに足らん。何となれば探偵の報するには、從等は主に火器を所持せず、たゞ刀劍のみだといふ事である。果してさうであるなれば我等四十名の銃器にして、一名毎に彈藥四十餘發を所持せば、之れをして虚發することなからしむる時は、千六百人の敵を斃すに足るものにして、彼等一黨派の數は五百に過ぎず、然れば決して恐るゝ所ではあるまい。特に各々方よ我等の茲に於て第一に決心せねばならぬ事があります。その決心とは他の事ではありませぬ。即ち私は是迄の國恩を報するの時諸君は前非を購ひ芳名を後世に残す時でありますから、我等一人たりとも氣息の呼吸する間に、賊をして決して城へは入らしめぬと覺悟しなければなりません。

就きましては又その賊に當るの備ひをしなければなりませぬ。さて賊に銃器のないものとするれば、我が少人数を以て庭中の築山の圓陣を作り、竹の丸、下馬橋口の城門に攻入り、賊を側面より横撃せば、恐らくは彼等の目的を誤らしむるに足るであらう。けれども萬一彼等の中に銃器を携へし者あれば、幸ひ庭中の水道水涸れ、適當の散兵隊に當てらるゝを以て之れに潛みて賊を斃すべし。斯くの如く、略々拙いながらも先づ我が軍略を改め、洒肴を出し兵を勞ひたゞ、今宵は縦横快戦、花を咲かして斃るゝの時機至れりと、各々振つて賊の來るを待ちましたけれど賊は遂に、夜明けになりましたも何の音沙汰も御座りませんでした。一同誠に残念の様に見えました。

翌日本臺へ参りまして、前夜の景況を上申し、賊の襲撃のない所以を伺ひましたれば、賊の發せざりしは、谷城將が神風黨の巨魁たる住ノ江某(住ノ江は性温順篤厚にして學識を備ひ、頗る勤王の志厚く、常に其黨の心服景仰する所たり)を召されて懇々と時勢を説諭し、朝旨の在る所を知らしめ、天下大勢の要事を以て諭されました故に、住ノ江は城將の國家に忠勤なると、その懇諭とに感激しまして答へますには、私が眼光の減せざる間は、誓つて國家を害するが如き暴發等は致させませぬから御安心下されたしと申されまして、そこで住ノ江は、大野、加屋、上野等を懇々説諭して云ふやうには、我れ既に國家の大忠臣と信じたる谷少將に誓ひたる以上は汝等我が言に従ふ能はずんば先づ我首を刎ねて而る後に發せよ、とのことなりしに依りて、各々相顧みて住ノ江の言葉に従ひ、遂に暴發の舉を止めたるを以て國家の大事に至りませんで御座りました。若し此時、谷城將が至誠至忠を以て、住ノ江氏を説諭感動せしむる事が無かつたらば我々勿論、熊本城は微塵となり、天下また麻の如く亂れ、之れに乗じ羈業を企つるの老猾子ありて事を擧ぐるあらば、維新の大業は忽ち廢滅に歸せしやも量られなかつたらうと考へられます。實に此の谷城將の住ノ江をお諭しになつた爲めに、暴動が鎮まつたと、私は斷言致します。

(谷將軍註) 十一大隊は盡く佐賀へ出張し、殘る處は只だ十九大隊の五小隊なり。故に防禦の方法は、専ら本城のみに設け、大砲を本城の周圍に配列し、虛勢を示したれば、士族輩來り余に論じて曰く、敵は佐賀にあり、然る

を城上より市街へ向け大砲を備ふるは、市民を敵とするが如し、甚だ謂はれなしとて、詰責するもの多し。余は彼等に對し深く論辯せず、本城は余が命を受けて守る處なれば、其方法は余が意の儘なりと答ふる而已なり、宋戸氏の傳ふる處によれば、余が住江甚兵衛氏に直接に談話せし如くあれども、是は誤りなり。余は住江氏には舊交ありしも、此時は面會せず。然れども、來りて余に論ずる者ある時は、至誠國に報ずるの意を述べ、勤王論者の心を動かさんことを務めたり。是れ等の説住江氏に傳はり、住江下の暴徒を鎮撫するの材料と成りしにや。住江の動かざる爲め、暴徒も發し得ざりしは事實なるが如きも、余が説諭云々は溢美にして事實に非ず。蓋し當時の風説なるべし。

此時來りて余に論談せしもの多々ありし中に、今に存在し能く余が記憶する人は、老需岡松麿谷氏其一人なり。當時兵不足なるより、津田三三郎氏東京へ送る目的にて召募せる巡查を暫く止め、本城外の腰郭を守らしめたり。津田氏は、此際頗る縣下のことに盡力せられたり。此時、佐賀に内應の約ありと認めて、余等が最も注意し居りたる人物は、上田、鎌田、池部杯云ふものどもなりし。

斯様に私の斷言致しますには、決して證據のない事は申しませぬ。私も此事件の平定後、續いて十年征南の役終つて十一年まで、熊本に在動しました。佐賀の役後谷閣下は臺灣征討の命を奉じまして、既に西郷(從道)中將と俱に出陣せられました。それから、谷閣下の代りに、野津(鎮雄)少將が参られました。然るに住ノ江は依然として、その部下を統御致して、何事も御座りませんでした。其後種田少將が熊本司令官を拜命されて、熊本に参られました。それから、明治九年の十月初め、眞に國家の爲めに不幸なりしは、住ノ江の病死でありました。さうすると、前の神風黨の大野、加屋、上野を始め其他の巨魁等は、黨友相謀り前日の如き暴動を擧げんことを期して居りました。即ち住ノ江が忌辰を待つて發せんとするの計畫でありましたが、その黨友中の一人にて熊本縣警部村上新九郎の弟某、其兄の警部に、その企てに組せんとするを看破せられ、直ちに兄の爲めに縛せられました。

此事のその黨派に聞へまするや、其夜直ちに鎮臺砲兵及び十三聯隊第一大隊第二大隊の兵營を襲撃し、又その別手の者等は、一は安岡熊本縣權令の宅を襲ひ、而して安岡權令を始めとし小藤參事、村上警部を殺害し、火を放ちました。此日、種田少將は、その一手の木庭、高津、緒方其他四五名の爲めに殺害せられました。又高島陸軍中佐の宅を襲ひ、之れをも殺害し、又一手は與倉聯隊長を襲ひ、害を加へて傷を負はせ、聯隊旗を奪ひ、火を放ちて去りました。

(谷將軍註) 十三聯隊の隊旗は、一時賊手に落ちしも、營中鬪争の際、宮部芳作と稱する兵卒之れを取返し、與倉に渡したれば、今に依然たり。宮部は殊功あるものなる處、賞の未だ行はれざるに先んじて罪を犯し、賞與せらるべき資格を失した。自業自得とは申しながら、此の殊功にして賞なきは遺憾なれば、特別の申立を爲したりしことあり。結局如何なりしは聞き得ず。功あるもの動ともすれば功に誇り、罪を犯すこと、古より其例多く、憤しむべきことなり。

又熊本縣士族太田黒亥和多等を襲撃しましたけれども、遂に害を加ふる能はずして、その居宅を焼いて去りました。此の暴動の爲めに、鎮臺將校以下兵卒迄にて、即死百十有餘人、負傷者大凡百餘人程も御座りましたらう。既に斯くの如き有様であつたのが、明治七年に發しなかつたと云ふものは、全く是れは谷閣下の功勞で御座りませうと、私は考へます。古人も、至誠は神の如しと言はれましたが、實に谷閣下の住ノ江某をして感動せしめましたのは、如何に王朝 皇威の然らしむる事とは申しながら、谷閣下の至誠天地を動かすが如きものありませんければ、七年の騷擾の時、その危きこと累卵の如しとも云ふべき場合に當りまして、住ノ江某をして感激せしむることは出来ませうと思ひます。

(谷將軍註) 住江の死は實に神風黨暴擧を促すの一原素たるべし、七年に發せずして、九年に發せしは、實に種田の不幸にして、餘の僥倖なり、決して余が功に非ざるなり。

佐賀戰爭の實況と申すものは、私の知り居る事は、只今お話致しました丈で御座りますが、實にその當時苦戰の

次第といふものは、とても言語に盡すことは出来ませぬ。此度中島君の御依頼につきまして、私の記憶致して居りました眞の事實だけ、斯様に申し上げますが、尙ほ詳しきことは、他に就て御承知あらんことを希望致します。

旅 み や げ (江藤新平就縛始末)

江藤新平彼れ何人ぞや、余は今敢て茲に江藤氏の爲人を論斷せんと欲する者に非ず。假令彼れは多くの點に於て、西郷大久保木戸等に一籌を輸する所ありたりとするも、彼れが明治の政治家として、非常なる創造力と一種當るべからざるの才幹を有し、以て明治新政府の上に一頭地を出したるは、争ふべからざるの事實なり。假令彼れは明治の商鞅として、自ら作爲せる法律に其身を網羅せられたるにも拘らず、彼が明治新政府創設の時に際し、敢て獨特の伎倆を振ふて法律を制定し、以て社會の紀綱を整理したる功は、到底没すべくもあらず。余(視南)は實に此の英雄の功績を慕ふものあるが故に、甲浦港に到る(明治廿六年五月二日、西山代議士と共に)と同時に、その蕭條たる末路の光景を詳かに聞かん事を務めたりき。幸ひに當時に在つて親しく其局に當り其事に與りたる人々に面して詳かにその談話を聞くを得たりければ、余は茲に之れを旅みやげとなし、以て大方の讀者に呈せんと欲するなり。嗚呼香の山藝の水、固より記すべきの秀麗なきにあらず、然れども讀者の余に求めんと欲する所は、彼れに在らずして寧ろ此れにあらんと信ず。

明治七年三月、江藤新平氏の佐賀に敗れて土佐に入りし報あるや、幾多の捕吏は筑紫路より着々その迹を追跡して土佐に向ひ、且つ軍艦某號は佐賀より海路江藤氏を追うて須崎(土佐國高岡郡の一小港也)に來り、暫く碇繋して緩急の變に備ふ。是より先き江藤氏は難を脱して薩摩に入り、身を西郷に投じたるも、政府の搜索嚴なるが爲め片時も鹿兒島に安んずる能はず、海路伊豫に渡り、夫より轉じて土佐に入らんとして、宇和島の山中に於て既に捕

吏の重圍に陥りしが、決死奮闘僅に活路を開き、同行者を三組に分ち、江藤氏は自ら江口十作、僕船田次郎兩人を隨へ、微行して高知に來り密かに林有造氏と片岡健吉氏の宅に相會す、此時に當つて、追躡の吏は直ちに愛媛より高知に集り益々搜索を嚴にし、且つ江藤氏の同行者なりし山中一郎氏の一組の如きは、既に幡多郡佐賀驛に於て空しく縛に就き、香月桂五郎氏の一行は、同月廿四日を以て同じく高知に縛せられたるを以て、縣官は早くも江藤氏の主従三名は現に潛行して縣下に在るを偵知し、通常旅人と雖も容易に通行を許さず物色愈々急なりければ、江藤氏が高知に來りし時の如きは、その危急實に間髪を容れざりし故に、立志社の諸氏が百方焦心苦慮するも復た之れを庇ふの餘地なきを如何せん。而して其の江藤氏が片岡氏の宅に林氏と相見し談話に就ては、林氏の舊談に詳かなれば茲に贅せず、當時林氏は、江藤氏と訣別せし時片岡氏と相見て斷然大息、嗚呼遂に救ふ能はざりし乎と聲涙共に咽べりといふ。

斯くて江藤氏は片岡氏の宅を出で去りたる後、路を執れに取つて落ち行きたるかは、闇中の出來事として今尙ほ之れを知る能はず、唯だ稻荷新地を東に向つて通行せりとの簡單なる報告をば、空しく偵吏の耳に留めて、何處ともなく其の踪跡を晦ましたり。

再び説く江藤氏が稻荷新地を東方に向ひて通行せりとの報一たび偵吏の耳に達するや、高知に集りし捕吏は、直ちに道を分つて之れを追躡す。抑も甲浦港は藝郡の東端にして、阿波との國境なるを以て、當時警戒最も嚴む。時に濱谷清澄甲浦、野根二區の戸長たり、浦正胤等同區の番人たり。而して正胤等江藤氏東走の警報に接するや、同區の白濱川内の村境なる岐路を扼し、少しく風體の怪しむべき者あらば、通常の旅人と雖も容易に通過せしめざるに至る。然れども江藤氏は未だ來らず、警戒漸く懈れり。

一日、東京派遣の捕吏あり、急歩高知より來る。大刀を腰に横たへ、意氣頗る昂る、突然正胤等に謂つて曰く、江

藤東走の踪跡既に明白なり、公等或は竊に脱せしめたる莫からんやと。正胤刀を按じ怒つて曰く、咄。捕吏曰く、然らば彼れ他路を取りて必ず阿波に向ひしならん、僕是れより直ちに追躡せんと、衣を拂つて起つ、爰に於て正胤等戸長濱谷清澄の宅に會し、相談して曰く、連日領を引くも江藤遂に來らず、今捕吏の言も今此の如し、必ずや海路既に落ち延びしものならん。請ふ是れより警戒を緩らせんと、正胤等乃ち各々其家に歸る。正胤既に家に歸つて後、心算に以て爲く、我れ公職あり、事未だ以て輕忽に附すべからずと、また家を出で、甲浦坂の山麓に到る。忽ち同坂の中腹なる新道の方に當つて、笠影兩三林樹の間に隱見して來るを認む。正胤頓に心動けり。

待つ間程なく、主徒と覺しき三人の旅客は、甲浦坂を東へ下りて、正胤の前に近づきければ、正胤怒ら之れを見るに中に主人と覺しき男は、年齢四十許りにして眉深に竹笠を戴き蓑合羽を纏ひ、久しく旅行に寔れたる模様なるも、眼光異彩を放ちて何所やら氣高く見ゆ。之れに従ふ二人の者は、一は年齢三十五六にして骨格飽まで逞しく、長やかなる一刀落し差し、一人は二十年許りの武骨なる壯夫なるが、兩人共また竹笠を着せる様通常の旅人とは思はれず。正胤その到るを待ち受けて、先づ主人と覺しき者に一禮し問ふて曰く、客は孰れより孰れに向ふ者ぞ。客對へて曰く、高知より浪花に向ふ者也。正胤早くも其語の九州訛りなるを察し、猶ほ問ふて曰く、客は孰れの産ぞ。客答へて曰く浪花の者なり。曰く何の爲めに高知に赴ける。曰く商用を以て來高す、爾云はるゝ足下は何爲る者ぞ。正胤曰く當區の番人なり、此の頃草賊の徘徊繁きを以て、特に官命に依り此地に出張し、以て旅人を檢する者なり、敢て問ふ、客、證とすべき往來券を持する乎と。客曰く、浪花を辭して高知に到りしは、久しき前の事なれば、個様の用意をなさず、足下請ふ疑はず此處を通過せしめよ。正胤曰く、そは誠に氣の毒なり、然れども我れ官命あり、恣に旅人を通過せしむべからず、客請ふ足を此地に留め暫く縣廳の命を待て。客曰く諾。正胤乃ち尙ほ進んで他の兩客を推問する間に、彼の主人と覺しき旅客は、既に半町許りも東の方に行き越しければ、正胤倉皇兩人を伴

ひて之れに追ひ付き、一先づ三人をば、甲浦なる村役場に伴ひ行けり。

是れより先き、江藤氏は江口、船田の兩人を従へて、高知を脱し、潜行して安藝郡に到り、此所より海路阿波に赴かんとして、風浪の爲めに支へられて果さず、同郡下山村大山の東麓に在る旅店に就きて夕餐を喫し、店主小原庄藏を備ひて教導となし、以て奈半利村に達し、それより主従三人は辛うじて奈半利川を溯り、直ちに山路阿波に向はんとせしが、折柄一天掻き曇りて大雨篠をつき來りしを以て、とある谿間の人家に就きて、漸く竹笠を索めて、此時之れが代價として一圓の紙幣を與へ去れりと云ふ。主従同じく之れを着し、たゞ懷中時計に附する所の磁計器に依り、方を東に取りて益々路を急ぎけるに、人里遠き不知案内の境なるに加へて、雨は愈々小歇みなく、夜もまた漸く更け行きければ、三人均しく路踏み迷ひて深谷の中に陥り、前には不測の深谿あり、後には千仞の絶壁ありて進道全く谷り、今は一步も進み得ず、雨は一層降りしきりければ、主従三人はせん術なく僅かに彼の竹笠に頭部を掩はれたる儘にて、雨中一夜其所に立ち明かしたりと云へり。江藤氏が此時の苦惱は如何ばかりしか、實に憐れと云ふも餘りあり。氏は就縛の後、自ら傍らに附添ひ居りし番人浦正胤等に語りて、母腹を出でし以來、此の如き苦痛に遭はざりしと云ひしとぞ。

然れども、江藤氏は此の如き苦境に在るも、氏が國家經濟的の眼光は少しも衰へざるなり。氏は兩人の従者と共に夜の明くるを待ち兼ねて、早くも其場を立去らんとせしが、フト谿に傍へる林間に、貴重なる一大鑛狀の横はるあるべく、其の露頭の良好なるものあるを認めければ、覺えず我を忘れて大呼して曰く金穴を發見せりと。

今當時の番人なりし浦正胤氏の親しく余に語るに據れば、江藤氏は甲浦に拘置せられたる際詳かに其の、實況を語り出で、且つ曰く斯かる良鑛を其儘に抛棄しあるは甚だ残念なる次第なれば、何分探掘の擧に及びたきものとして、頗る之れに垂涎せりと。其後甲浦の或る人々は、江藤氏の此言に據り、非常に手を盡して其所を搜索した

るも何分江藤氏が踏み逃ひしことの餘り奥深かりし爲にや今に其所を發見し得ざるは、蓋し山靈の之れを秘するにや。

斯くて翌朝は空晴れ渡りたれば主従三人は漸く蘇生の心地して、路を踏み分け何所ともなく進み行きしに、忽ち人家稠密なる海邊に出で來りしが、是れぞ阿倉より知らずく野根村に迷ひ出でたるにて、氏に取つては實に不幸にて歩一步その最後の運命に近づきしなり、噫。

却つて説く、浦正胤は村役場まで伴ひ行きし主従三人の旅客は、未だ其の果して何人なるやを知るべからざりしと雖も、甲浦人民は早くも既に江藤氏を捕縛せしもの、如くに云ひ觸らし、人心何となく恟々たりしかば、戸長濱谷清澄等は、命を同地の豪家三井權七方を傳へて萬一を警戒せしめ、且つ主従三人の旅客をば、兎に角鄭重に取扱ふべきこととなし、特に同地の豪家三井權七方を借り受けて之れが宿所と定め、三人の旅客をば、茲に伴ひ行きしが、二十年許りの壯夫は果して其の下僕なりしと見え、進んで椽側に腰打ち掛けたる主人と覺しき客の行装を解き、且つ盥水にて其足を洗はせてから手巾にて之れを拭ひ進めたりしかば、主人と覺しき客は先づ一禮して座に就き、他の兩人も引續きてその傍に坐したりしが、此時主人と覺しき客は、威容儼然として正胤に向ひて謂らく、先刻商用を以て來高せしと云ひしは一時の虚言なり。僕實は山本清と申して岩倉右大臣の御内の者にして、同公が赤坂喰違門外の凶變あられし以來、内務省の探索係として密かに佐賀鹿兒島高知の三縣へ出張を命ぜられ、先づ佐賀に向ひたるに折患しく江藤の暴動に出遭ひたれば、探索の要領を得る能はず、それが爲め空しく高知に來れり。東京發途の際、事勿卒に出でたれば、内務省の命令書を俟つに違あらずして出張せり。され共其事は後日に判然すべければ、此處に留足して靜かに縣廳の命を待たんと。正胤等益々禮を厚うして之れを待つ。

談じ了つて山本は茶菓を需め、稍や雑談に移りて、昨夜路を踏み迷ひし事より、良鑛存在の事などを事落ちもなく

打ち語りしが、兎角して其日も既に暮れんとするに至りければ、山本は更に酒肴を誂ひ酒間正胤等と打ちつくるぎて學校のことなどを尋ねしが、此時山本は三四杯を飲み干せしも、他の兩客は僅かに一二杯を傾けしのみなりしと云へり。それより山本は、自ら帶ぶるところの革囊より憲法編(江藤氏の司法卿たりし時に編輯せしもの)を出して之れを正胤に示し、且つ曰く、足下一讀せよ之れを研究せば大いに利益を得んと。又地圖(小さき折本なりし)を出して出して、前後の路程などを尋ねたりしが、間もなく主従三人は同じく寢に就きたりしを以て、正胤等は乃ち隣室に退いて獨り憲法編を繕きて、其夜を明かしたりと云ふ。翌朝山本は朝餐も終り果てたる後正胤に向つて、書翰を認むべければ之れを郵出し呉れよとて、直ちに筆を呼んで自ら之れを認めて正胤に托しければ、正胤之れを受取り、見るに、その上封には

東京ニ而

岩倉殿

清拜

正胤は倉卒之れを受取りて、直ちに戸長濱谷清澄の許に到りけるに、恰も小屬細川是非之助の高知より江藤氏を追躡し來れるに會す。

余をして是れより少しく筆を小屬細川是非之助(現任安藝郡長)註、現在といふは硯南氏の此篇を作れる當時の事なり)の上及びぼさしめよ。初め江藤氏東走の報あるや、是非之助は權令岩崎長武の命を受け、馬を驅つて長谷崎に至り、大山の東麓に至つて馬を下り少休し、以て江藤氏の踪跡を探る。旅店の主人(前日江藤氏を奈半利まで導きし者)之れを迎へて曰く、昨夕主従三人の旅客あり、晚餐を喫し高知路を尋ね、西に向つて去れりと。是非之助敢て詰せず、更に馬を驅つて東奈半利に到り、命を各區の番人等に傳へ、一に海岸通り淀ヶ磯を経、一は北川郷より阿倉を経て、共に甲浦に會せしめ、自ら路を野根山に取りて急行甲浦に達せしは、實に三月二十七日の早朝なり

りしが此時恰も番人浦正胤が、山本清の書翰を携へ來れるに會せしなり。是非之助兎角の考慮に違あらず、咄嗟して曰く披くべしと。衆相集つて其書翰を披き見るに、其文に曰く

謹而白私儀自ら作せる罪の次第及び一片の寸心、一應殿下方或は諸參議衆の内へ拜謁申陳度存候。先月二十三日夜決意、豊筑路塞り候に付薩州に參り、西郷へ其旨申置、夫れより土州へ參り路を紀尾に取り東上の心得に候處、土州に而取締嚴重、東上難出來、空敷相止り申候。仰願は東上の路行出來候様の御沙汰被下候は難有奉存候。夫迄は土州に相止り、其旨奉待候。勿論前斷の次第及寸心を申候て謹而刑に就の心得に御座候。此段申上度如此に御座候。頓首再拜

第三月二十七日

江藤新平

三條太政大臣殿
岩倉右大臣殿
木戸參議殿
大久保參議殿
大隈參議殿

因みに記す此書翰は當時一二區(甲浦及野根)の用係なりし川村貞文氏(今の野根村長)註、硯南氏の此篇を作る頃をいふ)及び當時の番人浦正胤氏(今安藝村に住す)註、『今』は前註に同じ)等の寫し取り在りし所にして甲浦人民には尙ほ此他にも多く、寫し取りし者ありと。余は歸高の際、現任(註、前註に同じく解すべし)安藝郡長細川是非之助氏に面して、當時の状況を叩き、且つ此の書翰文を示しけるに、氏も當時之を寫し取りしものありしが今遺失せしも、確かに此文に相違なしと語れり。

又是れより先き各路より江藤氏を追躡せし捕吏等は、是非之助の着甲に先立ちて、既に盡く此所に落ち合ひ居りしかば、此書翰を披見せしより猶豫なく直ちに踏込みて、江藤氏主従を縛せんとひしめくを、是非之助叱して曰く止まれと、以て之れを制す。

嗚呼記憶せよ、明治七年三月二十七日は是れ實に明治政府の一元勳、鎮西の俊傑が終天の憾みを吞んで、從容縛に就きし當日なるを。此日早朝、山本清と名乗れる江藤氏は、既に書翰を認めて之れを番人浦正胤に托して郵出せしめ、その歸來を待受けて、既に投郵せしや否やを尋ね、少しく書き洩せし事あり、残念なりしと嘆きぬ。固より神ならぬ身の、該書の中途に於て全く披見せられしを知る由なきこそ是非なけれ。

少焉にして、戸長濱谷清澄の許より、珍客あり圍碁中なれば、狂駕ありたき旨、山本宛にて申し來りしかば、江藤氏は之れを諾して、日頃携へ慣れたる一尺八寸許りなる銀作りの小刀を帶して、直ちに之れに赴けり。江口、船田の兩人も心許なくや思ひけむ、隨從せんとしたるも、江藤氏は制して之れを留めしに、僕船田は尙ほ竊に尾行したり。

茲にまた、江藤氏を追躡し來りし細川是非之助及び各路より落ち合ひし捕手の面々は、彼書翰に據りて山本清の江藤新平氏なるを確知せしより、直ちに踏込みて之れを縛せんとしたるも、是非之助は其の事態の或は穩ならぬを思考し、獨り江藤氏を戸長濱谷の宅に招き寄せ、是非之助が『江藤』と呼ぶの合圖を待つて之れを捕ふる事に定めたりしを以て、是非之助は、山本が入り來るを待受けて、濱谷清澄と共に其の前に進み出で、四方山の雑談をなし居たり。是非之助も職掌とは云ひ乍ら、流石に手を下し兼ねてや、幾度か江藤と呼ばんとして呼び得ず猶豫せしも斯くては果てじと二聲高く『江藤』と呼ぶ。言未だ訖らざるに、是非之助の命を受けて北川郷より阿倉通を江藤氏を追跡し來りし同郷の番人北川武平次なる者、多くの捕手の中より進み出で、江藤氏を捕縛せんとしたりしが

此時江藤氏は、取て騒げる模様もなく、從容として縛に就きたり。これと同時に、僕船田は別室に於て、江口は三井權七方に於て、各々他の捕吏の手に縛せられたり。江口は白哲にして軀幹長大、脊力あり常に大刀を帶ぶ。捕吏最も之れを恐れ、竊にその剛に行けるを窺うて刀を奪ひ、その出づるを待つて遂に之れを縛したりと云ふ。

『時鳥聲待ちかねて遂にはた月をも恨む人心かな』とは、是れ實に江藤氏が、檻車甲浦を發するの途上に於て、端なく口吟みし懺歌に非ずや。嗚呼、昔は參議兼司法卿なり、今や天涯楚囚の身となる、想ふに江藤氏が滿腔の熱血は沸々として此時聲ありしならん。

然れども面目憎むべき捕吏の眼孔にも、神聖なる涙は尙ほ停蓄しあるなり。彼の小屬細川是非之助は、先づ江藤氏主従を縛せし後、特にその繩を解き禮を以て之れを待つ。此時江藤氏は、是非之助に向つて頻りに島本仲道氏の歸縣の有無を尋ねしを以て、是非之助は未だその歸縣し居らざる旨を答へしが、江藤氏は尙ほ島本此の事に就て、他に一二の尋ぬる所ありしと云ふ。

今細川氏の談話に據るに、江藤氏は談話中斷間なく煙草を喫し、且つ煙管を以て、火鉢を碎くる許りに打ちつゞけたりと。蓋しその火の如きの意氣、覺えず激發して然りし者の如し。

又此時江藤氏は、何物を携帶せしやに就きて、余は當時親しく其事に與りて、之れを検したる人々の實話を聞けり曰く江藤氏の携帶品は、彼の銀作りの小刀と憲法編及び地圖の外、革囊の中二千五百餘圓の雜貨と、六連發銃とを貯へたりと。而して、銀作りの小刀は、刀身に梅の古木を彫り、且つ忠の一字を刻せしが、頗る逸品なりしと云へり。

斯くて江藤氏は、是非之助に向つて頻りに大阪へ向け直ちに檻送せんことを求めぬ。然れども是非之助は、縣命に背くべからざるを以て之れを謝絶せしが、江藤氏は更に、海路高知に送らんことを求めたりしも、是非之助は尙ほ

その法規に觸るゝを以て、是非なく之れを謝絶し、特に江藤氏主従の爲めに新たに輻輳を製し、これにて高知に向
け出發す。是れ是非之助が、江藤氏に對する一片の厚意なるべし。
因に記す、過般東京の或新聞に、江藤氏が初め高知に至れる際、板垣氏は東京より既に歸高し來れ、趣に記載せ
るが是は全く誤聞の記事にして、當時板垣氏は未だ歸高せられず、即ち江藤氏が就縛の翌月、始めて島本仲道氏
等と前後して歸縣せられたる次第なり。

○
余は此の旅みやげを完了するに當つて、猶ほ一二の記さざるを得ざるものあり。即ち江藤氏檻送に就て、縣官と海
軍士官との間に於ける衝突是れなり。江藤氏の既に縛に就き、將に高知に檻送せられんとするや、後れて追躡し來
りし海軍士官及び兵卒等は、直ちに細川是非之助の手より、江藤氏をば受取り去らんと迫ること急なりしも、是非
之助は深く憂慮する所ありて、江藤氏主従をば直ちに彼等軍人の手に附するに忍びず、斷然その求めに應ぜざりし
かば、海軍士官等は是非とも之れを受取らんとし、遂に其間に於て小悶着を惹起したりけり。然れども或る官吏の
仲裁によりて、江藤氏主従の檻送をば、縣官及び海軍士官に於て、隔日に之れを受持つこととなし、且投宿の場所
並びに待遇上に關する事件は、總て是非之助の意に一任することと定め、以て此の衝突も事なく治まりしとぞ。
斯くて、甲浦より高知に至るには、普通三日間に過ぎざるも、是非之助は之れを待つこと大賓の如く、高知に達す
る迄に六日を費し、且つ途上にては、到る處深く意を用ひて優遇せしかば、江藤氏は高知に達する前夜、岸本村島
中氏に投宿せし時の如きは、非常に其の衷情に感ずる所あるの體なりしと。又氏は是非之助及び其他の人々の請ひ
に應じて、揮毫する所多かりしといふ。

江藤氏護送中は、常に手鏡を施しあり。食事に當る毎に、いとも明快に、御看守方手鏡を御解き下され、と云ふ
が例なりしと。揮毫中、今に存するものは

人心維危、道心維微、政聖人戒之、執誠其中、余每思此語、未嘗不感歎敬稱、依移得道維微、賦和歌、以自
警、歌曰

ほととぎす聲待かねて終にはた月をも恨む人心かな

おのがその黄金の色に迷ひしと人にな告げそ山吹の花

翌朝、縣廳よりは江藤檻送の餘りに遅延せるを以て、人を馳せて督責するに至りしかば、是非之助等は江藤氏を擁
して、急ぎ高知に着し、一應岩崎長武の取調べありたる末、久しく此處に待受け居たる海軍士官等は、直ちに之れ
を受取り、即時に軍艦に搭じて佐賀に向へり。

憶起す、余が七八歳の頃、江藤氏主従は檻送せられて、安藝村(余が郷里)を通過せしが、余が當時頭是なき童なり
しと雖も、今尚ほ明かに、多くの人々が三個の輻輳を擁して、邸前を通過せしを記憶せり。而して當時余が母は語
りて、彼れはエラキ人なりと云ひし一語の、余の耳底するなり。嗚呼是れ優に立憲政體の宰相たる才識を有したる
一俊傑、而かも維新の元勳を以て空しく斷頭場裏に鮮血濺ぐのみならず、其首を軍門に梟せらるゝを見る。何ぞそ
の末路の悲惨なるや。然りと雖も成敗は時運に屬せり、江藤氏が十年の亂に先だちて其命を致せしもの亦、その一
種精悍の氣象の凜乎として秋霜よりも烈しかりしを想見するに足るものあり。想ふに氏は今方に西郷、大久保、木
戸諸人と地下に相見て、過去の幻夢を拍手大笑せん。書して茲に至り余も亦涕を破りて慨然其筆を擱せん哉。

尙、鍋島、横山、兩氏の懷舊談を、掲載する。これは前年、此事件のために、世を早くした人々を、祭る會が、佐
賀に開かれた時、憂黨の鍋島と、征韓黨の横山が、僅かに生残つた者として、往時の懷舊談をした。茲に掲げるも
のは、即ち、其時の筆記である。

鍋島克一氏懷舊談 (憂國黨)

憂國黨の一人であつた、私は、當時、鹿兒島に行つて、其歸途、長崎に立寄り、同志の一人から、江藤と西郷との
兩人が、歸郷したと云ふことを聞いたのです。江藤は、或る事情の爲め、暫時して、佐賀を去つて、深堀に行つたが
御承知の如く、私共は、所謂、憂國黨の志士であつたので、征韓黨とは、少しく主義を異にして居たので、専ら
筆の先と、舌の先で、政府を攻撃する考へであつた。所が、征韓黨の連中が、竊かに川上の實相院に集つて、兵器
を集めて、深堀からは、江藤が、出掛けて来て居ることを聞込んだので、我黨も、彼等にも勢力を得られて、黙
する能はず、と云ふ譯から、實は、荒療治は好ましくはなかつたけれど、征韓黨の向ふを張つて、申譯的に兵器を
聚集して居たやうな譯で、其内に、島義勇が、歸つて來ました。

是れが、火蓋を切るの緒口となつたので、島が、歸る前までは、我黨は、戰爭する考へでは、毛頭無かつたが、島
が、歸國の途中、岩村高俊と同船して、佐賀が騒々しいから、熊本鎮臺を、引連れて乗込む、と云ふ話を聞いたので
す。で、歸國して、其事を話して、畜生ッ岩村が生意氣なことをする、と憤つたものだから、益々、事件が八釜し
く、なつて來きた。

征韓黨は、江藤を旗頭として、川上に、本營を構える。私は、實兄の宅なる、精明に立籠つて、準備する。所が、
武雄に居た、實兄が遣て來て、さう騒ぎ出さずに、出来るなら穩にしてはどうか、と、忠告に來たので、我黨も、
一先づ騒ぎ出さずに、靜穩の態度を取ることに、話合が付き掛けた、折も折、既に、岩村が、指揮の下に、諸富か
ら、鎮臺兵が入込んで來た、この報に接したので、島の弟、副島謙助が、既に機先を制せられた、以上は仕方な
い、大に遣つける、と云ふ騒ぎで、對戰の準備中、難なく三百餘名の鎮臺兵は、佐賀城に入つて仕舞た。之を見
た。憂國征韓の兩黨は、怒るまいことか、直に城を圍んで攻立て、夜明け頃は、殊に劇しく戰ふた。斯くして、戰

争の緒口を切つたのが、明治七年二月十五日のことでした。

元來、憂國黨と、征韓黨とは、多少、主旨を、異にして居たので、どうも、意見が一致しない。隨つて、戰爭に不統
一を來して、兩黨が、打合せなどする事は、少しもしなかつた。夫れで、當時の戰に、頗る不和な點があつたので
す。人數から云へば、憂國黨の方が多く、先づ其重なる顔振れば、島義勇を首領として、其同胞なる副島謙助、重
松基右衛門始め村山長榮、福地常彰、中川義純等が幹部で、又た征韓黨の方では、江藤を首領として、山中一郎、
香月經五郎、中島鼎造、朝倉尙武、山田平藏、生田源八、榊山叙臣、村地正治等が、幹部であつた。前述の如く、
征韓黨は、川上に、本營を構え、後、佐賀に下りて、神崎方面に、本營を移した。憂國黨は、市内に、本營を設け
たが、無論、征韓黨は、薩州の西郷と、同意見であるし、憂國黨は、島津從二位公と、志を同ふして居たので、落
城後も、夫れも、同志を頼んで、薩州に落ちたのである。現今、右兩黨で、生存して居るのは、横山萬里、石井周
藏(征韓黨)、中島唯一、富吉政造、大野頼能、江口勢平(憂國黨)の數名である。而し、私と横山の外は、餘り兩黨
の、内部の事情は知るまい、と思ひます。私は、其後、十軒端に移り、同所に立籠たが、いざ開戦となるや、地方
の有志が、彼方此方から馳付けて、私の部下だけでも、千人以上も、集りました。而し、何分、兵器の不足を訴へ
て、半分以上は、刀一本、打込んだ儘で、あつたに拘はらず、十六、十七日の兩日間、劇しく城攻を遣つた。今の
成美女學校より、監獄の附近に犄々と通り、鯨門(現今彈丸の跡あるもの)を開いて、突進して來る、鎮臺兵と、戰
を交へたが、何分、鎮臺兵は、不用意に入城したるものであるから、糧食と彈藥が缺乏したものと見えて、十八日
の午前七時半頃となりて、城の後門を開いて、重圍を破り、諸富方面に、血路を求め、ホウ／＼の體で、逃げ出し
た。我黨の士が、之を追撃して、江上で一戰を試み、諸富に、追詰めて、筑後河を、渡らんとする所を、悉く擊殺
した。

此時、石井佐六は、鎮臺兵の士官軍曹等、十人許りを捕虜として、牢に打込んだが、又、諸富方面に、走り得な

つた、一隊は、蓮池より、六田に出で、久留米に逃げたので、私は、之を追撃して、西島に一泊し、夫れより引上げたが、是れで、佐賀城を、漸く鎮臺兵より、奪返したので、
 其後、野津少將の率ゆる、千三百餘の鎮臺兵が、田代附近から、再び襲來したので、今の三養基、神崎方面で數日間、開戦しました。此時、征韓黨は、本營を、神崎に移して居たが、私は、二十二日、託田で一泊して、翌日は、六田にて、夜に入るまで、終日戦ひ、翌日になつて、神崎の本營に、行て見れば、誰も居ない。と云ふのは、此方面は、鎮臺兵に、機先を制せられたので、江藤の幹部は、既に敗走して居たのです。で私も、夜に入て、残り少なくなつたから、一先づ、城内に引上げた。
 此時、城内に残つて居た、憂國黨は、約二千名で、之を二隊に分ち、一隊は、私、一隊は、馬渡雅一が率ひて、再び半町に出掛けて、最後の血戦を試みたのです。所が、残念なるかな、鎮臺兵が、蓮池に先廻りしたので、背を破られ、堀を渡りて、ヤツとの事に高尾を指して、退却した所へ、島津久光公の令旨が下つて、大勢、既に定つた、今日、大概にして休戦しては如何か、との忠告があつたので、夫れに従つて、我隊の木原が、大久保公に、休戦を申込んだ。偕て、一先づ休戦はしたものの、何時迄も、此處に居ては、身の爲めに宜くない。で、鹿兒島に行くが宜からう、そのことで、自分のみは、踏止り辯練する、と云つて聞なかつた、島義勇を説付けて、諸共に、住の江から船を出して、薩摩に落延た。

落人の一行は、憂國黨の首領たる、島義勇を始めとして、馬渡雅一、平田豊藏、石隈吉甫、中島彦助、成松陳平、副島謙助、及び我等で、鹿兒島の島津從二位公の許に、落着く考へであつたが、其意を得ずして、船が、まだ米津に、着かぬ中に、はや、薩摩の官吏に、捕えられて仕舞つた。一同、今更どうする事もならず、仕方なく上陸すると、巡査が、中々、親切に警固して、監倉に導いた。此時は、既に江藤の一行は、當地を去つて、土佐に、逃れて居たので、監倉に入れられた後は、中々、鄭重な待遇、罪人の取扱はしない。氣の毒だが官命黙し難ければ拘禁すると云つて、食物などは、五ツ組の購立で、玉子のフワ／＼煮などの御馳走、袴着ての給仕、縣知事は、最初、取上げて居た、紙入より五圓づつを、各自に渡して、買物を、自由に許した。翌日からは、毎日、御用聞きが来て、料理の注文を受くる。やれ刺身だ、鶏だと、随分と贅を盡したものです。或る時などは、内々で、酒の二三升も、竹筒に入れて、持つて來させた事もあつた。
 宛で、御客分の取扱ひでした。同地から、佐賀に護送せられて、監倉に入りましたが、是は又、中々酷い。食物などは、凍た握飯、夜具もなければ、蒲團もない。島や江藤などは、所刑せられないものと、考へて居たらしいのです。所が、何れも罪を計へて處刑せられた。私は、實は、前夜十二時迄は、幹部と同じく、斬罪に處せらるべき所急に話が變つて、十年の懲役、入獄百數十日目に、二十八圓餘の保釋金を納めて、ヤツと出獄しました。で、私が一番早く出たので、外の連中の、保釋を取計らつて遣りましたよ。憂國黨の同輩で、生残て居るのは、今日では、私一人となりました。獄中で、兩黨の幹部の銘々が、明日は、愈々斬罪から、どうだ辭世を作らぬか、と話し合つてるのが、微に聞へて居りましたが、其詩は、左の數首です。

五十四年終一生、無仁無義愧無名、國難就死固臣職、魂魄猶留護皇城。
 却爲逆賊上刑場、海内誰憐志士腸、莫道從容沈默々、七生殘魂付勤王。
 苦學多年業未成、一朝謀敗死素輕、二十五年如一夢、誰使後人繼我誠。
 死爲雷霆不可得、何況七生出入間、若令後人知我意、大義不動有如山。

中 川 義 純
 村 山 長 榮
 山 中 一 郎
 副 島 謙 助

横山萬里氏懷舊談 (征韓黨)

懷舊卅六年前、其當時の事を考ふれば夢のやうです。今こそ、半白の雪を、頭に戴いて居れど、當時は、二十五六の血氣盛りの青年、私は、征韓黨の一人でした。現今でも、其事件に、關係した人は、未だ生存して居れど、戦争に参加して、江藤先生の最後まで、附随した者は、餘り居ないやうです。鍋島克一などは、残つて居ます。生田源八も、二三年來、病氣に打伏して居ましたが、二三ヶ月前、とうとう死したので、其外には、大野頼能、富吉改造などでせう。私は、鹿兒島より、日向に出で、飢肥より、伊豫の宇和島に渡つて、江藤先生等と、同時に、高知縣に入り、同所で捕縛されて、七年の間、投獄されたのです。

當時、私は、不平黨の隊長と、なつて居ました。と云ふのは、兎に角、隣縣遊説に出掛けて、各地に散在する、佐賀人の間を、説き廻つて歸縣しますと、大勢、既に定まりて、何れも隊を組んで、武備を整へ、弘道館に、立籠つて居ました。其時、丁度、田舎の有志等四五十人が、後れ馳せに、遣つて來ましたけれど、學校の門を鎖して入れぬので、一同が、大に不平を唱へて居ました。所へ山田平三が、君一つ、此連中を、世話して呉れぬか、と云ふので、早速、私は、不平黨の隊長となり、暫く駄賃小路の、新覺寺に立籠り、斥候や偵察の任務を盡して居ましたが、此連中には、中立の前山一派に、殺されたものもありました。

第三軍に、出陣して居た、私は、夜遅く引上げて、陣營に、歸つて見ると、誰も居ない。江藤先生等の幹部は、川上の實相院に引上げた、と云ふことだから、既に疲れ切つて、眠り倒れて居る、部下を起して、夜明けに、川上に着した。所が、此地にも、江藤先生の一同は居ない。大將が居ないので、皆途方に暮れて居る内、横山叙臣の弟が尋ねて來て、善後策を相談する。横山は、涙を揮つて、死生を共にし乍ら、吾々を残して、退去するとは酷い、と吹く。すると、其場に居た、石井竹之助が、兎に角、遊學中、知己も多かつた事だから、鹿兒島に落延びやう、と

云ふ。横山も、先輩の云ふことなれば、大に意を強ふして、同地に赴くことに決したのです。

其時、江藤先生の、妻の弟なる、江口浦吉も、深堀から、來合せた。一同は、西川副から、漁船を雇ふて出帆し難なく鹿兒島の、米ノ浦に着した。横山は、石井と一足先に、着して居る。又、江藤先生も、既に當地に、來て居らるので、其宿を訪ふたが、丁度、其時は、先生が、中島鼎造を連れて、宇奈木温泉に、西郷隆盛を、訪はれて居た時で、江藤、西郷兩氏の談合、どんなことであつたか知らぬが、兎に角、先生が歸つて來て、直に高知に行くことに決せられたので、私と、香月經五郎は先發して、日向の飢肥に行き、同地に居る、香月の學友、小倉處平に謀つて、舟行の準備をして居る中に、其夜、江藤先生の一行は、着せられたのでした。

飢肥で小倉處平に相談して、丁度、鯉船が、伊豫の宇和島に、渡るのがあると云ふので、香月が、辯口に任せて、説き伏せ、長崎縣人で、商賣の爲め、四國に行くのだと、偽つて乗込んだ。無論、落行く先きは、士佐の高知で、林有造、片岡健吉を、頼る心算であつたが、偕て、上陸後、一同ゾロゾロ歩いては怪しまれるから、道中は三人づつ、三方に分れくと、なりて行くが、安全ならんと云ふことになつた。

即ち、江藤先生と江口浦吉と、隨從の舟田次郎が一組となり、山中一郎、横山叙臣、中島鼎造が又一組となり、香月經五郎と、中島又吉と、私とが、又一組となることに、相談整ふて、航海中は何事もなく、宇和島に着船した。宇和島に、鯉船を乗り捨て、思ひくの姿に偽し、三人づつ、三方に分れて、飽く迄、長崎縣人と稱して、高知に入込むこととしたので、囚はれて高知の監窓に、打込まれるまでの間は、首領たる江藤先生は、勿論、其他の一行の消息も、暫く杳として知ることを得なかつたが、不圖した、機會で、高知界の山中で、中島鼎造にヒヨツクリ出會した。

其處で、互ひに、其無事を祝し合ひ、且、各々の消息を、知ることが出來た。最初、私等の一行は、一先づ、宇和島の、宿屋に投じて、疲れを休め、其夜、附近の料理屋に行つた所、女中が、只今、三人連の、御客様が、一寸來

て、酒肴を命じた儘出られたが、若しや其お連様ではないか、と云ふので、能く／＼人相を聞かすと、全く中山の一行に相違がない。妙なことをするものだな、と怪しみながら、宿に歸つたが、其夜も、翌日も大雨で、出立する事が出来ぬ。ヤツとのこと、翌々日となつて出發して、伊豫の吉野宿とか云ふ所に差掛ると、メリヤスの股引に脇差一本打込んだ、若者が、追掛け來りて、後からモシ／＼と、呼び止め、各々は、何處の御方か、と取調べた。其處で、長崎縣の者だ、商賣の爲め、四國に渡つた旨答へると、でもあらうが、目下、佐賀の暴動で、何分、落人の詮議が手巖しいから氣の毒だが、松山の縣廳に掛合つて、何とか證明が出来るまでは、當分、待たせと云つて來合せた三人の捕吏と共に、其驛の酒屋やらの、大きな屋敷に、連れ込れたが、我々の、四國に這入つたのが、此時、既に知れ渡つたと見えるのです。

其家は、随分大きな屋敷であつた。次の間に、捕吏の頭が居て、別室に、捕吏が數名、夜番をして居る。所が、其夜更けて、捕吏頭なる、五島正之と云ふのが、我々の所に、話に遣つて來た。其時は、私も、島も、寢て居たが香月が、起て應接した。

五島が云ふには、君方は、長崎縣人と云ふが、實は、佐賀縣人ではないか。自分は、武田耕齋の配下のもので、嘗て浪人して、三條公の玄關番をして居る時分、佐賀縣人香月經五郎と稱へて、出入して居たのが、貴公だ、と見るがどうだ、と切込だったので、香月も、ギョツとして、返答に困じたが、イヤさうでない、と云ふ。ナニ隠さずに、眞實の事を、打明けて呉れ、決して悪くは取計らぬから、と、頻りに言ふので、香月が、私共と協議して、どうせ斯うなれば、仕方がない。悪うはせぬと云ふから、大膽に、打明けて見やうじやないか、と、五島に向ひ、實は是れ／＼と話した。

五島は、大變に喜んで、能く言つて呉れた。君方と知れば、仕様がある。實は當地に郷士の伊藤某と云ふがある。本宅は、數里奥の山間であるが、當地で、商業を營んで居る。至つて任俠な老人だから、君方の事を托すれば、決して悪くせぬ。暫く待たれよ、と言ひ捨て、立去つたが、暫くして立歸り、好都合だから、是れ／＼の手段を取れ、と親切に教へて、自分は、次の間に、コロリと、寢て仕舞つた。

で、其後から、三人は、忍びやかに庭に下り、樅木を攀て、土塀に上り、忍び返しを越へて、向ふを見ると、梯子がある、其下に、老人が、無言の儘、手招きする。ヤツと、外に下ると、老人は、銘々に、草鞋を與へて、梯子を運び去り、脇差一本、打込んで來て、自ら先に立ちて案内した。

夜は、寂々と更けて、黒白も分かぬ、如法暗夜の山道を、急ぎに急いで、城廓の如き、山間の本邸に達したが、家人に覺られぬやう、離れ座敷に忍ばせて、三日の間、老人と息子が、代る／＼喰物を、運んで呉れた。我等が、逃げ出した後で、捕吏頭の五島は、それ通すなど、態と、反對の方向に、追手を走らせた、さうである。

何處から逃げ出したか知れぬので、多分、長崎に居る、切支丹バレンの魔法使ひだらう、と言ひ振らして、其儘追及せぬ、とのことを、息子が、偵察して來たので、三日目に、老人に、厚く好意を謝して、其家を辭したが、其時惠まれた笠の上には、涙の雨が、二月の末の霽交りの小雨が、バラ／＼と降りかゝつた。

伊藤の下男が、親切に案内して呉れた、山間の樵道に、足を運んで、土佐界迄、たどり着き、爰で、下男を返して尙ほも進んで行くと、遙か向ふから、上に意をはをつた、若者が、テク／＼遣て來る。能く／＼見れば、是れは又案外千萬にも、中島鼎造である。双方、不意に邂逅し、アツと、云つた許りで、暫時は言葉はなくて、無言の中に互ひに其無事を、祝し合ひ、兎も角もと、傍の茶店に立寄つて、茶を啜り、菓子を摘みて、一息吐いたが、中島は、餘程難儀を、したものと見えて、非常に疲れて居るから、暫時休ませ、徐々出掛けながら、道々聞き得たる、鼎造等一行の奇禍は、斯うである。

山中一郎、櫛山叙臣及中島鼎造の三人が、宇和島に上陸して、宿に着いた。所が、既に佐賀の落人が上陸した、との風聞立た、と見えて、何だか、少し物騒である。で、宿には挨拶なしに、料理屋に行つて、一杯呑んだ。此處も

矢張り物騒だから、又もや、グイと飛出した。(其跡に行つたのが、私等の三人である)其足で、高知を指して、落ち行く、準備を整へ、餅や菓子など、澤山に買込み、鼎造が、提灯を懸て、十間ばかり、先に行く中、暫く歩いたと思ふと、行手に、捕吏が居て、鼎造を誰何した。

其處で、例の通り、長崎縣人某々と答へたが、一向に聞入れぬ。鼎造は、事面倒と思ひ、イキなり、腰の一刀、抜放て、渡り合ひ、一太刀浴せ掛て、川中に飛込み、對岸の山中に隠れて、ヤツと虎口を逃れ、暗中、無茶苦茶に、山に分け登て、翌日、山頂に達し、血刀投捨て、濡れ衣裳を乾かし、三日三夜、不案内の山中に彷徨ふて、手も足も傷たらけ、脚などは、棒の様に腫れ、用意の餅を嚙りながら、露命を繋いで、ヤツと、此地まで、下りては来たもの、東やら西やら、藤張、方角が分らず、再び伊豫地の危地に、返らんとする所であつた、このことである。其處で、中島鼎造及び香月經五郎、中島又吉と、我等一行の四人は、落人の身の、宿るべき家はありとも、うつかり叩くべくもあらざれば、降る雨を、恵れた傘に避けて、各々頭を突込み、山中に、一睡する間もなく、其夜は明けて、翌日は、幸に近傍にあつた、小舎に入て、藁火を焚く。鼎造が、兵糧として居た、喰残しの餅、二個を焙つて、腹を拵える、仕末で、ヤツと、十時と、覺ゆる頃、海邊の、茶店に立寄りて、食事を済まし、爰から舟を雇て高知に渡つた。

同地の片岡健吉は、香月の知人であるが故に、江藤先生一行及び櫛山、山中等の、消息を知らんが爲め、先づ香月が訪問した。それで、私共は、酒を呑みながら、待て居ると、暫らくして、憤然として、歸て来た。能く／＼聞いて見ると、香月が、片岡を訪れて、共に林有造の所に行たが、林は、日頃の廣言にも似ず、至て冷淡に、君等も、遂に失敗したからには、何んとも仕方がない、自殺するより外はあるまい、と、空嘯くので、何にも君に、自殺を勧誘して貰ふ爲めに、來はしない。では、御世話になり申さぬと、立返たこのことである。暫くすると、宿に、巡査が來て、至つて町噺に案内して、一同を監倉に、連れ込だ。それから四五日して、山中と

櫛山が、遺て來て、ヤア御早う、と云ふ有様、後、一週間ばかりして、江藤先生が、阿波の國境で、捕縛されて來られたのです。

翌日、一同の者が、呼び出されて、一通り訊問を受けたが、中島鼎造は、例の捕吏と、斬合た一件に就て、厳しく調べられた。翌日は、再び監倉へ、歸らぬやうに準備して、出頭せよ、とのことなので、サア愈々、今度は死刑になるぞと、覺悟して居ると、隣室に居た、丸山作樂の事件に關して、修身懲役に處せられて居る男が、ナニ心配するには及ばぬ。自分等も、死刑を、覺悟して居たのに、終身懲役と、なつた位みだ、と慰めて呉れた。

所が、丁度、其頃、巡査の制服が改正されて、上衣の黒筒袖に、黄色の線があつて、手に、長棒を携へて居るのを改正されたとは知らずに、従前の通り、白線の廻た、黒筒袖に、短棒の獄内官吏が、私等を、其者に引渡したので愈々以て、今日は死刑になる、と思ひ込み乍ら、獄門を出づると、人力車が並べてある。江藤先生始め、九人の者を分乘させて、カラ／＼引出す。佐賀暴動の巨魁が彼だ、と云ふので、町々は見物人の黒山、暫く行くと、磯邊の松土手、ハテ不思議な、と思ふと、海に船が淀泊して居る。海岸より一人づゝ、九隻の小舟に分乘して、一隻に二人の巡査が、警固して漕ぎ出した。

私の舟には、鹿兒島人と、會津人の巡査が居て、非常に同情を、表して呉れた。一同が汽船に乗組むと、解纜して佐賀に護送せられ、諸富の石塚から上陸して、監獄に送られたのです。所が江藤先生は、此失敗に、決して屈せず飽迄、再擧を企て、主旨を貫く考へであつたものか、護送の船中で語らるには、佐賀に行けば、臨時裁判に、附せらるに相違ない。其際、訊問が始まつたら、成るだけ處分を遅延させ、斯くして、前途に望を有して居る中には、天下の輿論が、どう變ずるか知れぬ。夫には、訊問の時に、愚言を吐いて、口供書に、押印をせぬが宜い、とのことであつた。

で佐賀監獄に居た時に、同監の島義勇と、江藤先生との引合の日、島が歸つて來て、どうも、江藤は痴言で、不得

要領で可ぬ。其爲め、今日も、未だ取説べが終らぬ、と語つたのを聞て、成程、部下の者共は、直ぐに白状して仕舞ふたに先生許りが、船中の言を、實行して居るな、と思ひ起しました。數日を経て、又島が、歸監して來て、愈々俺共の首を取る。左もなくば承知せぬ、と見へると語つたが、其日、江藤先生の罪跡舉り、刑既に定つて、居るに拘はらず、相變らず刑に服せずして、口供に拇印を、されないの、役人共が、先生を捕へて、無理やりに拇印せしめて、其夜明けに、島や、其の他の者と共に、斬罪に處して仕舞たさうです。

私共と、同輩の者は、多く三年、五年の輕き處刑であつたのに、私のみは七年、何故であるか、と考へて居ると、最初、鎮臺兵が、入込んで來た夜、副島謙助に向つて、村山勇造が、鎮臺兵が、入込んで來つゝあるから、今の中に、此方から逆襲して、江上附近で、迎撃しては如何だと、相談するのを、側で聞て居た、私は、ナニ憂國黨の連中が迎撃するとか、征韓黨の我輩、彼等に、殊功を奪はれてなるものか、と、大に憤慨して、兩人に向ひ、今のお話の迎撃の事は、征韓黨に、一應御協議あつての事であるか、と問ふと、然らずと云ふので、では、拙者が引受けて、出掛けやう、とすると、先づ、迎撃だけは、見合するが宜からう、と、遂に中止された。其爲に、鎮臺兵は頗る利益を博したに關はらず、血氣に逸る、功名心の爲に吐いた、此一言が、裁判の時、兩人、何れかの口より、法官の耳に入つた。と見へ、其口供に記録してあつたので、此件に就て、其時の決意は、誰れの意見か、と訊問された故、有の儘、自己の考へで、と答へた故に、法官では、私を、幹部の者と見做し、七年の懲役に處せられた、と思はるゝのです。

當時の真相を知る者は、前に述べた、僅々數名の者と、なつて仕舞つたのです。何分、今回の朝鮮併合は、征韓黨の主張した所ですから、定めて江藤先生始め一同は、奉告祭に依つて、地下に其靈を慰めらるゝこととせう。

捕縛と處刑

江藤が脱出して、次に、島が脱出した。その前に、内閣顧問の、島津久光は、鎮撫の役として、西下の途にいた。官軍の指揮官は、陸軍少將、野津道貫で、三月一日、佐賀城に入った。大久保内務卿は、少將、山田顯義の兵と共に、入城した。大久保は、令を發して、人心の鎮撫に努め、平民にして、佐賀軍に入りしものはすべて、その罪を赦した。

島は、副島義高、村山長榮、馬渡雅一、高柳應優、中島彦助、平田豊藏、成松珍平、石隈吉甫等と共に、鹿兒島へ向つた、その前に、中川義純、重松基吉、柴田洪平が、鹿兒島へ着くと、久光に謁見して、學兵の事情を、具に陳述した。三人の嘆願は、閣下に伏して、其罪を謝したく思ふから、助力を與へてくれ、と、いふのであつた。久光は、その請を容れて、大久保へ照會した。大久保は之を峻拒した。重立たるものは、それ、縛についたが、その内分は、左の通りである。

三月五日、肥前千屋の木村山中に於て捕縛

三月七日、鹿兒島に於て捕縛

村山長策

河野が「賊魁江藤新平」と呼んだ時、江藤は「貴様、何をいふか」といつて、一喝を加へた。河野の態度と、言語は、それから丁寧になつた。

裁判は、形式にすぎず、刑の量定は、既に決して居た。只、一度の訊問で、十三日には、死刑の宣告を、爲て居る。死刑は、即日、執行してしまつた。

大久保の日記には、

「四月九日。宮に隨從、裁判所へ至り、江藤、其外の詰問を聞く。江藤、陳述曖昧、實に笑止千萬、人物、推而知られたり。

四月十三日、今朝五時出張、裁判所へ出席、今朝江藤以下十二人、斷刑に付、罰文申聞を聞く、江藤の醜體笑止なり」

と、書いてある。

たとへ、兵は擧げて、昨日迄、關係の一人でありし、江藤に對して、大久保が、之れほどに、冷酷であつたとは、誰も知らなかつた。

憂國、征韓、兩黨の人々へ對する、宣告と、擬律は、左の通りであるが、其頃の裁判は、すべて公開されず、上告、控訴の道も無く、一審限りで、處刑は、決定するのであつた。

擬律

該犯、竊に禍心を包藏し、名を征韓に假託して黨與を募り、火器を集め、敢て官兵に抗敵し、逆意を逞ふする首たるもの、其罪の極まる、復た加ふべきなし

除族の上臈首

江藤新平

同上の從たる者

除族の上斬罪

同 同 同 同 同 同

守主經昌に謀り、小城の兵を募り、逆徒に應ずるもの、從の情輕きに擬し、經昌に比すれば、情仍ほ輕きに由り、一等を酌減し

除族の上懲役七年

逆徒に與みし、二小隊の心遣となり、總括西義質の指令を受け、小隊司令に謀り、隊兵を進退し、官軍に抗敵する者、從の情輕きに擬し、二等を酌減し

除族の上懲役七年

本擬、憂國黨副大隊の衡による。

同上 小城 隊長に軍務を謀り、官軍に抗敵する者、以下同上

除族の上懲役五年

同上、小隊を指揮し、官軍に抗敵する者、從の情尤も輕きに擬し

除族の上懲役三年

同

相浦肇

野田恒忠

花房重治

勝屋親康

山中一郎

朝倉藏

西義藏

香山平藏

香月經五

山田平藏

德本寛斐

除族の上懲役二年
以下之を略す

該犯、竊に禍心を包蔵し、名を憂國に假託して、黨與を募り、火器を集め、敢て官兵に抗敵し、逆意を逞うする首
たる者、其罪の極まる、復加ふべきなし。
除族の上梟首

申渡

其方儀、不憚朝憲、名を政韓に託し、黨與を募り、兵器を集め、官軍に抗敵し、逆意を逞うする科に依り、○
申付候。(以下略す)

擬律

巨魁島義勇を佐け、自ら會軸と稱し、全局の職務を謀議總提する、同上の從たるもの。

除族の上斬罪

同同同同

申渡

滿岡勇之助

島勇義

征韓本會

謀主

副島義長 常長 義基 高榮 彰 吉 純
島山 地松 川
義長 常長 義基 高榮 彰 吉 純
中重 福村 副島 義長 常長 義基 高榮 彰 吉 純

其方儀、不憚朝憲、江藤新平の逆意を佐け、官兵に抗敵する科により○○申付る。(以下略す)

逆徒に與し、大隊長となり、隊下指揮し、官兵に抗敵するもの、從の輕きものに擬す

除族の上懲役十年

同同同

但、井上長敬は、親しく戰爭に及ばずと雖、己に逆徒に與みする以上、亦抗敵するものとす。
同上、大隊の軍監となり、軍議に參與し、大隊長と謀り、隊兵を監し、官兵に抗敵するもの。其位大隊長に亞ぐ
を以て、一等を酌減し

除族の上懲役七年

同同同同

但、川瀬又七郎は、親しく戰爭、餘は前同文。
同上、大隊副長となり、軍議に參與し、大隊長並軍監に謀り、隊下を指揮して、官軍に抗敵する者、其位軍監に

北島彦四郎 荒木又助 高柳應優 諸岡利治 川瀬又七郎

鍋島克一 馬渡雅一 川浪久藏 井上長敬

征韓本會 擬律

但、蒲原秀矩以下、餘は前同文。

島義勇の命を受け、武雄に使い、鍋島茂昌等に迫り、憂國社に會せんことを促す。茂昌應ぜずと雖ども、同所の士卒、其恐喝脅誘に畏懼して遂に一時出兵するに至る。此に由て之れを觀れば、一己の所意を以て其賊焰を助くる、大に力ある者と云ふべし。依りて従の情輕き者に擬し

除族の上懲役十年

逆徒の召募に應じ、衆を集め隊伍を編し、自ら隊司令と稱し、小隊を總督し、隊下を指揮して、官軍に抗敵する者大隊長を以て論じ

同懲役十年

同上、隊副司令となり、隊司令に謀り、隊下を指揮し官軍に抗敵する者、位、隊司令に亞ぐを以て、一等を減じ

同懲役七年

同上、總隊中の心遣となり、正副の隊司令に謀り、隊下を指揮し、官軍に抗敵する者、位、隊副司令に亞ぐを以て、又一等を減減し

同懲役七年

逆徒に與し、自ら兵を募り、一小隊を率ゐ、一方を守る者、小隊司令を以て論じ

同懲役三年

速徒の召集に應じ、田尻種博と謀り、隊伍を編し、總隊の副心遣、或は隊監となり、正副隊司令等に謀議し、隊下を指揮監督して、官軍に抗敵する者、位、小隊司令の上にて、罪又これが右に出る者有りと雖、上に心遣と

同懲役三年

石井忠敏
田尻種博
德島篤胤
柴田洪平
生田源八
野副義村

昭和六年九月二十日印刷
昭和六年九月二十五日發行

伊藤痴遊全集 續 第七卷



(品賣非)

著者 伊藤仁太郎
發行者 下中彌三郎
印刷者 關口一男

發行所

東京市麹町區下六番町一〇
振替東京二九六三九番 株式會社

平

凡

社

電話九段 三三一
六四六
四七六
七五四
番番番

本製閣泉文田村


行印社會式株刷印同共

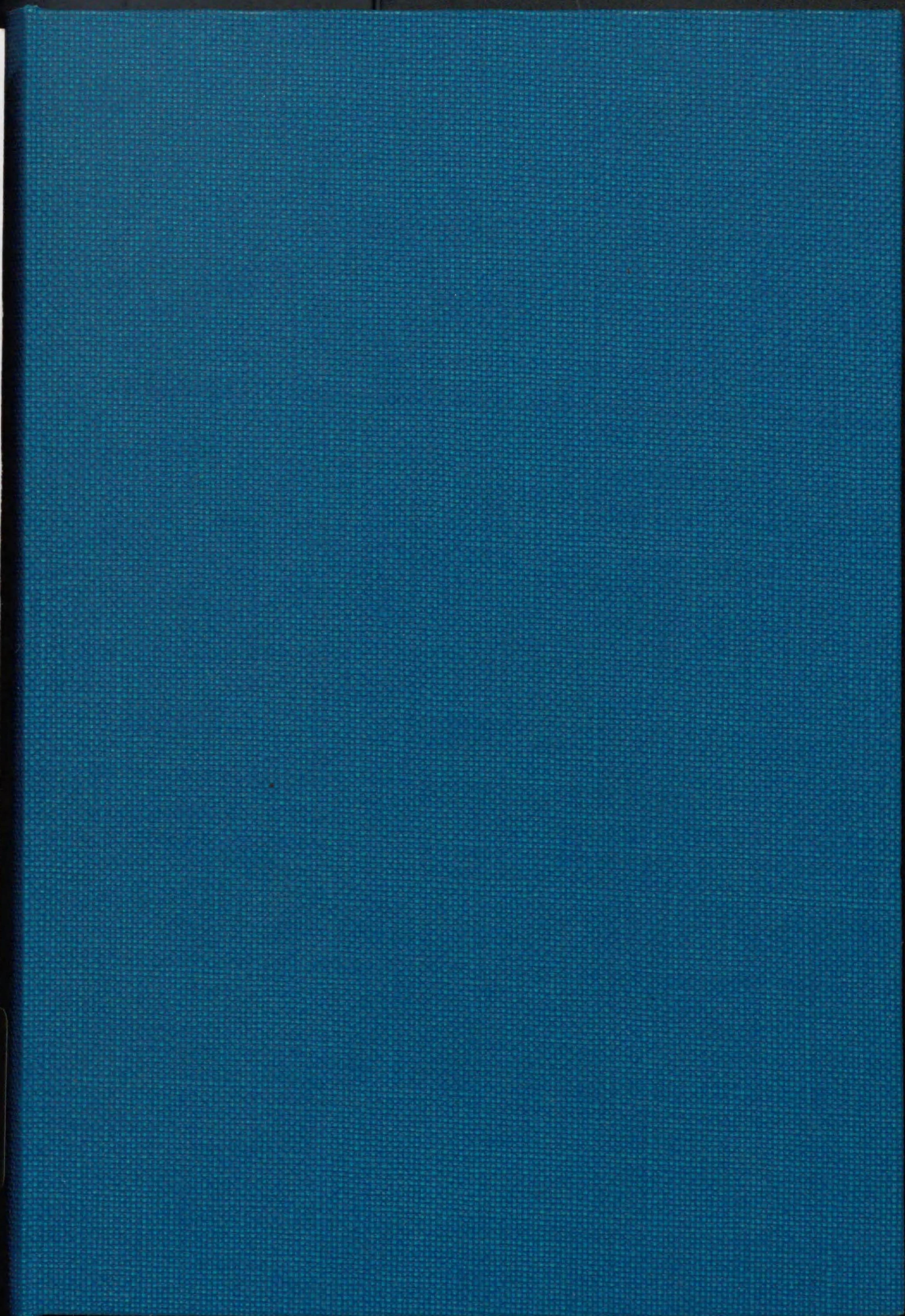
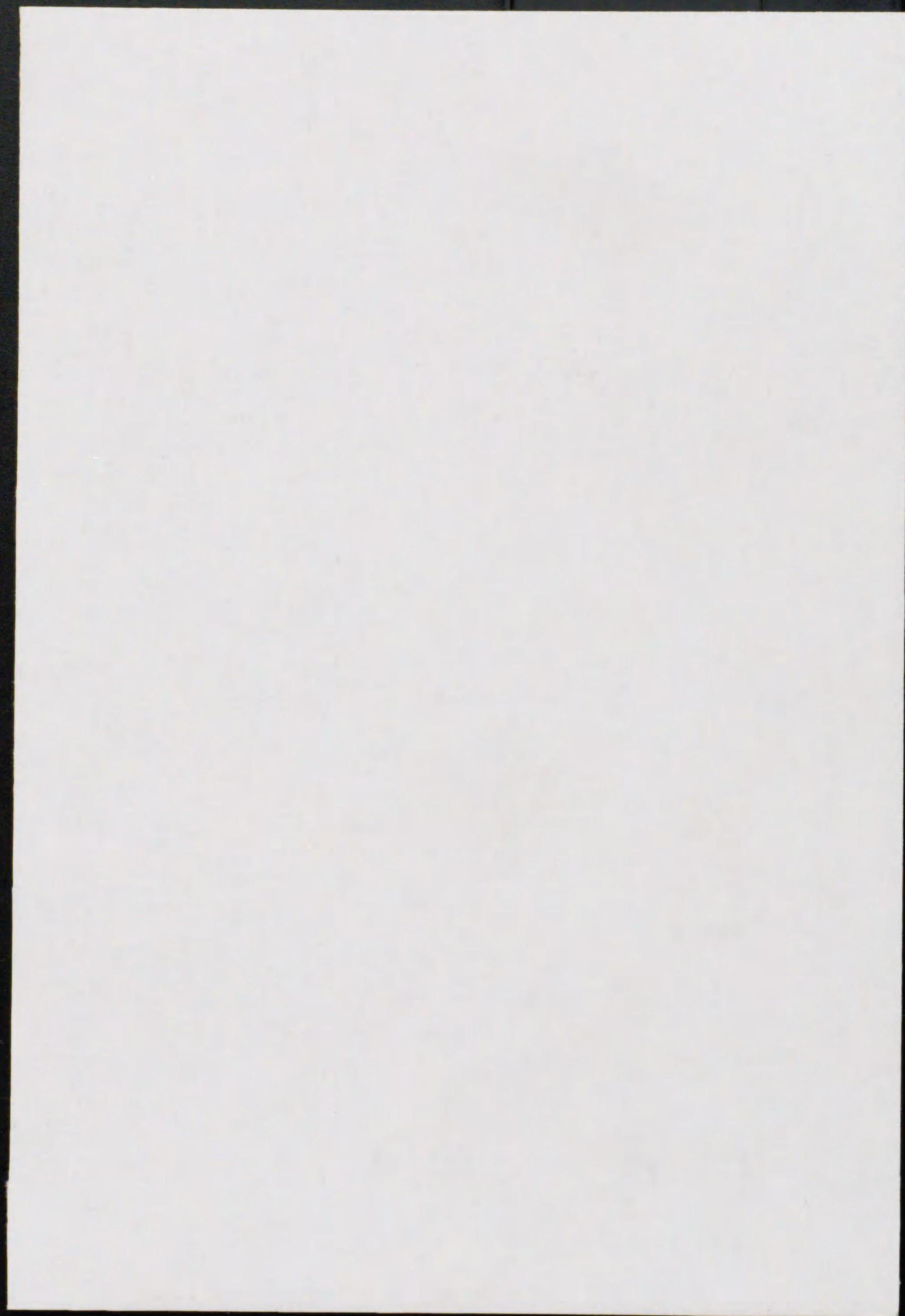
(第十回再版)

54437

<p>即六平上尺二十五日</p>	<p>...</p>
<p>...</p>	<p>...</p>

發行德
 平
 凡
 師



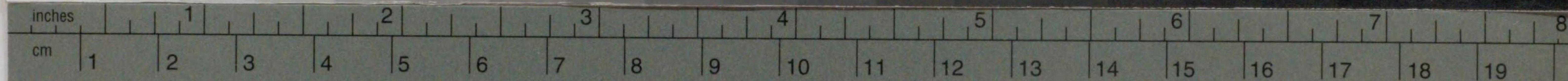


Kodak Gray Scale



© Kodak, 2007 TM: Kodak

A 1 2 3 4 5 6 **M** 8 9 10 11 12 13 14 15 **B** 17 18 19



Kodak Color Control Patches

© Kodak, 2007 TM: Kodak

Blue Cyan Green Yellow Red Magenta White 3/Color Black

